



令和4年 第4回定例会

会 議 録

(令和4年6月10日～6月29日)

枕 崎 市 議 会

令和 4 年

枕崎市議会第 4 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 20 日間（6 月 10 日～6 月 29 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
6 月 10 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第 5 号） 8 提案理由の説明 9 質疑、討論、表決 10 議案上程（日程第 6 号～第 11 号） 11 提案理由の説明、質疑 12 予算特別委員会の設置及び委員の選任 13 議案委員会付託 14 議案上程（日程第 12 号、第 13 号） 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 18 報告（日程第 15 号、第 16 号） 19 散 会
6 月 11 日 (土)	休 会			
6 月 12 日 (日)	休 会			
6 月 13 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
6 月 14 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（4 名） 3 散 会
6 月 15 日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 総務文教委員会
6 月 16 日 (木)	休 会			
6 月 17 日 (金)	休 会			

6月18日(土)	休 会			
6月19日(日)	休 会			
6月20日(月)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
6月21日(火)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会
6月22日(水)	休 会			
6月23日(木)	休 会			
6月24日(金)	休 会			
6月25日(土)	休 会			
6月26日(日)	休 会			
6月27日(月)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
6月28日(火)	休 会			
6月29日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第4号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第5号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第6号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第7号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 継続調査申し出について 15 議員派遣について 16 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 17 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和4年6月10日)

令和4年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月10日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	4 2	令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	
6	4 3	令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予 特
7	4 4	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
8	4 5	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
9	4 6	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
1 0	4 7	財産の取得について	〃
1 1	陳 1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
1 2	4 8	農業委員会委員の任命について	
1 3	4 9	固定資産評価員の選任について	
1 4		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	
1 5	報 2	繰越明許費繰越計算書について	
1 6	報 3	枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 中 原 重 信 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
大江 武 史 書記
山口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
鮫 島 眞 一 税務課長
上 園 秀 人 水道課長
平 塚 孝 三 市立病院事務長
水 流 敏 幸 監査委員
森 智 賀 健康課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
今 門 俊 彦 会計管理者兼会計課長
田 代 勝 義 企画調整課参事
木之下 浩 一 教育長
中 村 克 己 学校教育課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長
中 山 俊 吾 総務課行政係長
籠 原 浩 二 福祉課社会係長
水 谷 彰 吾 総務課行政係主事補

本 田 親 行 副市長
堂 原 耕 一 企画調整課長
日 渡 輝 明 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
松 田 誠 建設課長
西 村 祐 一 健康課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
今給黎 仁 水道課参事
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事
松 田 勇 一 市民生活課参事
大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長
高 山 京 彦 生涯学習課長
木口屋 和 彦 選管事務局長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
石 場 竜 一 健康課健康促進係長
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和4年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、5番禰占通男議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月29日までの20日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、令和4年2月、3月、4月及び5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和4年第2回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付してありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和4年第4回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

2月に起きたロシアのウクライナ侵攻は、いまだ戦闘が続き、長期化の様相を呈しています。このウクライナ情勢に伴う原油・原材料、穀物等の国際価格の高騰により、世界経済に大きな影響が及んでいます。

本市においても、農林水産業のほか、製造業、サービス業において燃油、エネルギー高騰などにより、様々な影響が及び始めています。

もとより感染症拡大の影響を受けてきた本市経済に更なる負担が重なることが危惧される所です。

新型コロナウイルス感染症については、年明けからの感染急拡大が5か月以上に及び、本市では、今年1月から6月9日までに360人の感染が確認されました。

ワクチン接種については順調に進んでおり、全人口の63.8%の方が3回目の接種を終えています。この接種率は6月6日時点で公表されている全国平均の59.8%、県平均の60.8%を上回っている所です。

なお、65歳以上で88.5%、65歳未満で50.8%の方が3回目の接種を終えています。

感染が続いている状況ではありましたが、今年のゴールデンウィークは緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの発令のない大型連休となり、本市にも昨年を大きく上回る数の観光客が訪れました。

また、昨年度末に改修を終えた市営野球場では、地元高校2校の交流戦や九州女子硬式野球リーグ戦などが開催されました。

南浜館では、7月に特別企画展、9月には第3回枕崎国際芸術賞展を計画しています。

2年連続で開催を見送ったさつま黒潮きばらん海枕崎港まつりは、規模を縮小し、感染対策を徹底して開催する計画です。

全国各地で、様々なイベントが感染対策を施しながら再開されています。

本市においても、感染防止の工夫をしながら、イベント等の再開へかじを切っていきたいと思えます。

ヨットでの太平洋単独横断を果たした、アメリカ人日系二世、アリス・オツジ・ヘイガー氏の偉業をたたえるため、海洋センターに展示するガンバリ号について、本年度当初予算において、廃船に係る経費を計上しておりましたが、今般、市内の遊漁船の団体から船体の塗装等や台船の補強を行い、保存・継承したいとの申し出がありました。

市として、その意向を尊重しまして、市民の有志の皆様とともに、ガンバリ号を保存・継承していくことにいたしましたので報告いたします。

一昨年からエネルギーの地産地消に向けた取組を進め、昨年度は分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランの策定に取り組んでまいりましたが、その1つの施策として計画を進めておりました地域新電力の設立につきまして、世界情勢の影響などによる電力市場価格の高止まりの状況を受けて、事業体の設立を見送ることとします。

詳細については、本日の全員協議会で改めて説明させていただきます。

枕崎の丁寧・本物をテーマに昨年制作したPR動画「枕(まくら)JAZZ」が令和4年全国広報コンクールに鹿児島県の代表としてエントリーしておりましたが、映像部門の最高賞に当たる総務大臣賞を受賞いたしました。

制作に携わっていただいた各業種の皆様、制作会社、本市担当職員、全ての関係者の皆様に心から感謝いたします。

特に、今回撮影で取り上げた本市を支える産業に携わっていただいている皆様、長年にわたってそれぞれの産業、文化を育ててこられた各業界の皆様のこれまでの御尽力に心から敬意を表します。

5月20日に本田親行副市長が就任しました。

小泉前副市長の3月末の退任からしばらくの間、副市長不在という状況が発生いたしましたことで、議員の皆様、市民の皆様に御心配、御迷惑をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。

小泉前副市長におかれましては、4年間本市のために精力的に働いていただき、市民に親しく寄り添っていただいたことに心より感謝を申し上げます。

これから本田副市長を迎えた新体制で、市政をさらに前へ進めてまいります。

議員の皆様、市民の皆様の御理解、御協力をよろしく願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算2件、条例3件、財産の取得について1件、人事案件2件及び報告事項2件の計10件であります。

このうち、ただいま上程されました、議案第42号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,322万7,000円を追加し、予算総額を151億8,662万7,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業であります。

このうち、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業につきましては、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に盛り込まれた、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する事業において、対象者のうち令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている世帯については、可能な限り6月までに支給することとされ、その他の対象者についても可能な限り速やかに支給することとされていることから、その支給に係る経費をお願いするものです。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、今月から4回目のワクチン接種を開始する予定であることから、その経費をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 議案第42号についてですね、幾つかお尋ねをいたします。

最初に、子育て世帯への生活支援の給付金の関係、こちらのほうを整理させていただきますが、まず予算書の説明資料、この子育て世帯の1人親世帯分、事業費が1,605万円ですけれども、あるいは、子育て世帯の2人親世帯分、これ事業費1,150万なんです、それぞれ何名を対象にしているのか。

つまり、福祉課のほうから議案と一緒に出てまいりましたこの資料でですね、対象者を1人親の場合が①②③で分けをしてございます。それから2人親のほうは、やはり、対象者を①②ということで仕分けてあるんですが、それぞれ、この1人親、あるいは1人親世帯以外、対象者は何名でこの予算を計上しているのか、まず、お尋ねをいたします。

○福永賢一福祉課長 まず1人親世帯の分に関しまして、皆様方にお配りした資料の中の対象者の①の部分が194世帯、児童298人で1,490万円ということで計上しております。それから②につきましては、9世帯、児童13人、65万円。それから③につきましては、10世帯の児童10名分ということで50万円。合わせまして、213世帯、児童321人、1,605万円ということになります。

続きまして、1人親世帯以外の分、2人親世帯等の資料の関係で対象者が①と②とありますけれども、①の分が90世帯、児童180人分、900万円。それから②の分が30世帯、児童50人、250万円。合計で120世帯、児童230人、1,150万円ということで予算を積もっております。

○9番立石幸徳議員 今福祉課長の説明がありましたけれども、1人親世帯についても、あるい

は1人親世帯以外についても、①については申請は不要なんです。

ところが1人親の②、③、それから1人親以外の②については申請をしなければならない。

今度の給付金、昨年度も同様の給付金がありましてね、要はお聞きしたいのは家計が急変する、いわゆる家計急変世帯ですね、この部分で、前回はそういう実績といいたいでしょうか、家計が急変したんだと申請があったんですか、その点についてお尋ねをします。

○福永賢一福祉課長 まず、1人親世帯の分につきましては、昨年度は5月中に支給するという事で、今年よりも若干早かったんですけども、家計急変ということで申請があった実績はありませんでした。

それから、2人親世帯の部分につきましては、家計急変が2世帯の児童4名分ということで申請があったところです。

○9番立石幸徳議員 それから市長のほうでも提案理由の説明があったんですが、本市の食費等の物価高騰に直面する低所得者、そういう子育て世帯に今度給付するっていうんですけどね。

ただ一言で物価高騰と言われますが、実際本市の物価高騰の状況というのは、当局においてはどこで集約といいたいでしょうか、こういう高騰の状況があると、この作業はどこでやられているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 水産商工課のほうからお答えしたいと思います。

コロナの影響等も踏まえまして、今、質疑者がおっしゃいました物価高、それとまた原油高に伴います燃油の高騰、そういったものにつきましては、私のほうで商工会議所、水産関係、水産加工組合、そういったところにお聞きをしながら、また具体的には、ガソリン、重油等の販売事業所にも燃油については聞いております。

一応、事業者の中でも特に飲食店、食料品店そういったところの物価、食用油であったり、食料品の小麦とか、そういった原材料、資材等の高騰についても私のほうで把握しております。

具体的には、一般消費者も買います食用油等についても、業務用につきましても、1.2倍から1.4倍になったりとか、そういったことで複数回の値上げがあったと伺っております。

また、燃料関係におきましても、原油高に合わせまして、ガソリンも上がっておりますが、国のセーフティーネットでありますとか、激変緩和の措置等がございまして、ガソリン、灯油、重油、今回航空機燃料も加わりましたがそういったものにつきましては、基準よりも上がった場合に5円、15円、25円、直近では、40円近くの石油元売りへの支援ということで、措置もされておりますので、そういったことを全体的に把握して、市内でもそういった対策が必要かどうかを今検討中でございます。

○9番立石幸徳議員 今度の補正予算の委員会はかなり時間があるみたいですのでね、予算委員会に資料要求もさせていただきますが、ただこの福祉課の出された資料の今度の給付金の目的、食費等も物価高騰ですよ、食費、ガソリン、燃油とかエネルギー、そういうものは割と分かりやすいんですけども、この食費等の物価高騰というのをどういうふうに把握しているのかです、これは資料要求をする中で、明確にしとっていただきたいと思っております。

それから次に4回目ワクチン接種の関係で、先ほど市長の行政報告の中でですね、本年1月、つまり第6波の感染者、これが、本市では現在まで360人と、そうしますと、新型コロナウイルスの本市での感染確認が累計で約400人になってはいますが、9割ぐらいいいそうですね、90%が本市の場合は第6波の感染者ということになると思っております。

そこで人数はさておきまして、感染の実態といいたいでしょうか、第6波のオミクロン株は、年少者が一番かかって、それがいろいろ感染を拡大しているという全国的な傾向もあるんですけど、本市の場合の360人の感染のもうちょっとその細かな実態ですね、どういう年代が多くて、その感染した方がどういう形で広がっているのか、その点について説明をいただきたいと思っております。

○西村祐一健康課長 ただいま議員のほうから第6波の本市の感染の実態をもうちょっと詳しく

説明していただけないかということでございました。

第6波につきましては、先ほど議員からもありましたとおり360人の感染が確認されているわけでありませう。

そのうち10歳未満の方が54人、15%。10代の方が61人、16.9%。20代の方が36人、10.9%。30代の方が55人、15.3%。40代の方が49人、13.6%。50代の方が22人、6.1%。60代の方が27人、7.5%。70代の方が18人、5.0%。80代の方が28人、7.8%。それから90歳以上の方が10人、2.8%ということになっております。

その中でも、第6波につきましても、本市におきましては1月から3月と4月以降に波が分かれるところですが、その中で4月以降につきましては特に10歳未満、54人のうち51人が4月以降に感染が確認されております。

それと10代、こちらの方も61人のうち43名の方の感染が確認されております。

それとその世代の親の世代と思われる30代につきましても、55人のうち38人の方の感染が4月以降に確認されております。

こういったことから、先ほど立石議員からもありましたとおり、全国と同じような状況で子供を中心に感染が広がっていきまして、それがまた親世代、また、その家族の中で感染が広がっている状況であったと考えております。

○9番立石幸徳議員 最後の質疑ですけど、今度の4回目接種ということについてはですよ、厚労省の専門家会議でも3回で抗体もできるし、十分じゃないかというような意見も報道されていますよね。

その4回目接種の今度の本市の対象者たちゅうのは当然、年齢的にも、あるいはどう言えはいんですか、3回目を当然接種された方が4回目ということなんですけれども、今後の4回目接種については、どういった見通しを立てているんですかね、最後にお尋ねしておきます。

○西村祐一健康課長 今回の4回目接種の対象者につきましては、3回目の接種が完了された方が、4月30日時点で60歳以上の3回目完了者数につきましては8,556人、それとあと、基礎疾患を有する方等につきましては約500人程度で、合計で9,100人分を予算上では計上しております。

接種の見込みにつきましては、2回目接種から3回目接種を受けた65歳以上の方が94%程度でございました。

さらに、4回目につきましては、ちょっと接種率が落ちていくのかなというふうなことで考えているところです。90%前後になるのではないかと見込んでおります。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○4番沖園強議員 先ほど、物価高騰のことを水産商工課長のほうから調査をしている御説明があったんですけど、実際問題といたしまして、物価高騰、食品等に直結するんですけど、4月、5月は、もう6月から値上げをせざるを得ないという、よく予告通知があったんですよ。

それに基づいて10%、15%上がった資材もありますし、それは直接食費等に跳ね返ってきているということなんですけど、今後の見通しはどのように見ているもんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 市内の物価の状況につきましては、全国的な消費者物価指数とか、私どもがおおむね参考にしておりますのは、県内では鹿児島市のほうが消費者物価指数というのが公表されている数字がありますので、それを参考にしながら、そして、今、質疑者からもありましたとおり、状況を聞き取る形で得ているところですが、現在、物の価格、原材料が上がってきて、そして製造業の皆さんも少し商品価格に転嫁をしてということで全体的に物価が上がっているということで承知をしているところです。

それが実際に商品転嫁できるところ、できないところとありますので、物によってはなかなかいろんな取引先と交渉がうまくいかないとか、そういう話も聞いておりますが、私どもとしては、全体的には物価は少しやはり上がっていくのではないかなと思っているところです。

ただ、どれぐらいの値上げ率で上がっていくのかというのは、ちょっと私どもも行政として把握するすべがないものですから、一応、いろんな商工会議所の皆さんとか、あとはもう個々の事業者、そういったうちの基幹産業の関係の関連の皆さんには毎週のようにヒアリングをしているところです。

ただ、消費者物価ということで住民生活に関わる、特に食料品につきましては、市内のそういった小売店の方ともお話をし、情報を得て、その対応というのは庁内でも検討してまいりたいと思っております。

○4番沖園強議員 鹿児島市あたりが把握している消費者物価指数ですよね、それ4月、5月どういった変動があるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 上がっているのは確かなのですが、ちょっと今資料を持ってきておりませんのでお答えできかねますが、また予算委員会でも少し説明をしたいと思います。

ただ、御承知のとおり、一番はエネルギー価格の上昇ということで、全体的には上がってきていると、右肩上がりの状況が続いているものと考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○5番禰占通男議員 この1人親への給付ということで、2人親も可能性があるかも分かりませんが、この子育て世代への給付ということで全国的にも本当に子育てをしてない同伴者に給付されるとまたこれを取り返すことも無理だということで、そういった事態というか、そういう事案はこの本市では確認、徹底されているんですかね、どうなんですか。

○福永賢一福祉課長 質疑者が今、お話しいただいた部分につきましては、12月末に支給した子育て先行5万円と、あと追加給付の5万円とをこちらのほうで一括して支給した部分につきましては、皆さん一斉に受給者が全ての方が対象でしたので、そういったことがあったかと思うんですが、今回の部分につきましては、まず児童扶養手当ということで、お子さんを実際扶養しているということ、あと児童手当につきましても、実際、子供を扶養しているということが基本になりますので、もらった後に離婚するということか、そういったことがあれば、そういった状態があると思うのですが、原則もらう時点においては、現に児童を扶養しているということが基本となりますので、今回の1人親世帯、2人親世帯の寄附金については、そういった該当はないのかなというふうに思っているところです。

○5番禰占通男議員 あともう一つワクチン接種についてですけど、先ほど担当のほうからも感染の結果ということで答弁してもらったんですけど、10代と10代未満、本当に全国的にも数が多いですよね。

そして、いろいろワクチンを使用するのもいいんですけど、人生が長い分、いろいろ弊害もあるということも言われておりますし、4回目以降というのはこれどうなるんですか。

言えば、高齢者といっても誰が感染するか分からないけど、ある程度上が済んだら真ん中を除いてちょっと下のほうも早めにワクチンを接種するとか、方法はいっぱいあると思うんですよね、もう自治体にお任せみたいな感じですから。どうなんですか、本市としては。

この4回目接種が今までどおり段階的に下がって行って、あとはもうその希望者だけとか、そういった取組は今後どうなるんですか、この4回目としては。

○西村祐一健康課長 今回の新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の対象者につきましては、60歳以上の高齢者及び基礎疾患をお持ちの方、あとBMI値が30を超える方など対象は限定されております。

ですから、そういった方針につきましては、もう国のほうから示されておりますので、国から下の世代に対して4回目接種についての方針が示されない限りは、市単独で59歳以下の方に対しての4回目のワクチン接種というのは考えておりません。

○5番禰占通男議員 それと、予約して接種ということですけど、接種券がいったかな、鹿児島

とか人口が多いところ、特別に設けたところで接種できるとかそれに取り組んでいるところがありますよね、3回目までのやつは。どうなんですかそれ。

今、課長もおっしゃられたその接種の対象者が、予約しないでぱっと受けられる会場設置とかそういうのは考えてないんですか。

○西村祐一健康課長 今回の4回目のワクチン接種につきましても、予約方法、接種の方法につきましては3回目までと同様であると考えております。

ただいま議員のほうからありました予約なしでワクチンを接種する場所の設置につきましては、現在のところ考えていないところでございます。

○13番清水和弘議員 私はですね、先ほど健康課長はこの10歳未満の方は54名と報告がありましたけどね。

10歳未満の方の家族の方で感染した人っていうのはおられるんですかね、どうなっているんですか。

○西村祐一健康課長 感染者につきましては、氏名等、保健所のほうからこちらのほうに教えていただけない状況でございます。

ですから、推察でしかないですけれども、先ほども若干答弁しましたとおり、その親世代であると思われる30代の世代の方も4月以降は増えておりますので、家族内で感染があったのではないかと推察しているところでございます。

○13番清水和弘議員 今、健康課長が言われましたけどね、この10歳未満の感染者数と30歳までのこの感染者数が非常に多いんですけどね。

こういう30歳代のこの15.3%で55人、自分の生活あるいは自分の職業っていうのが、生活に影響している方はどんぐらいおられるんですかね。

○西村祐一健康課長 先ほども答弁しましたとおり、加世田保健所のほうからそういった個人の情報につきましては提供がございませんので、どういった職業に就かれているかどうかにつきましても、把握しておりません。

○12番東君子議員 ワクチンを打った後の後遺症、これがですね、非常に多くの方の声を聞きます。

それで実際にはですね、どういう症状かといいますと、自分の身近な方にもですね、何人もいらっしゃるんですが、帯状疱疹がひどいんですよ。かなりこういう方がいらっしゃって、なかなか今までにない出方、ブツブツがですね。もう夜も寝られないと、ピリピリピリピリして。

そして、その方のお友達の方もそういう方がいるとかですね、この間、帯状疱疹の話で持ち切りになったんですが、ワクチンを打った後、具合が悪くなったとか、あとはですね、すごいもう入院をされている方なんかもいらっしゃるんですよ。それは自分でないと分からない。もう大変ひどい状態の方もね、いらっしゃるんですよ、若い方で。

今、こういった声っていうかそういうのは把握はされているんでしょうか。

○西村祐一健康課長 そういった副反応等が出た方について把握しているのかということでございます。

重篤な副反応等を生じた場合につきましては救済措置が設けられておりまして、そちらにつきましては御本人が申請していただきまして、こちらで国の機関のほうに上げる前に加世田保健所長とか、あとは市内の医師会の代表とか、あと県が推薦する医師の方等を踏まえましてそこに報告すべきかどうかというのを審査している状況であります。

そういった中で申請が必要ですから、上がってきたり、今度は接種した医療機関もしくはかかりつけの医療機関のほうから、直接そういった形で報告を上げられているケースもあると考えております。

○12番東君子議員 それはですね、市民の方々、打たれた方々っていうのは分かっているんで

すか。

何かあったときは病院に行ったり、市のほうに、担当のほうに言えば、ちゃんとした形で声を上げていただけるというふうに皆さんは知っていますか。

大概もう我慢して自分で病院に行って、それで苦しんでいらっしゃるんですね。

その辺を、やはり市民の方々に打って具合が悪くなったらこういうふうな段取りでやってくださいってというような形をですね、取らないと、そういうふうになっていきますって言われてもですよ、どうなんですか。

○西村祐一健康課長 ただいまの制度につきましては、ワクチン接種券を送付するときに同封してある文書の中に記載はございます。

それと市のホームページのほうにもそういった救済措置については掲載をしているところでございます。

○12番東君子議員 今まで具合が悪くなって、その因果関係ですよ、ワクチンを打ってこういうふうになったと、そういうふうに認めていただいた事例というのは何件あるんですか。

○西村祐一健康課長 枕崎市内の状況でよろしいですか。（「はい」と言う者あり）今、そういう申請が上げられまして、1件そういう申請がございました。

審査会を開催いたしまして、因果関係については不明ですが、一応、そちらのほうを国の機関のほうに上げている状況でございます。

○12番東君子議員 そしたら今後ですね、それが認められたら、何らかの金額的にですね、補償していただくとか、やはりそういうことまでないと怖くて打てないと思うんですね。

特にちっちゃい子供とかですね、今後打つときにですね、具合が悪くなったらどうなるんだろうとか、後遺症が出ても、国は救ってくれないというふうになれば、もうすごくて、やっぱり命がけのワクチン接種ということになるので、その辺をですね、よく皆さんで議論をして、今後どういうふうにやっていくのかっていうことを、もっと深く話し合う必要があると思います。

よろしく願いいたします。

○西村祐一健康課長 国の機関のほうで審査されるんですが、それで認められた場合につきましては、医療手当ということで、ある程度の金額が支給されると考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号から第11号までの6件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第43号から議案第47号までの5件について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第43号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億2,897万3,000円を追加し、予算総額を156億1,560万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、地域公共交通システム推進事業、地域介護基盤整備事業補助、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、認定農業者等担い手育成対策事業補助、降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助、道路メンテナンス事業を活用した橋梁補修事業、防災・安全交付金事業を活用した道路改良事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第44号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法等の一部改正により、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しが行われたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第45号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限の特例について、令和4年度分の介護保険料をその対象とするため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第46号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限の特例について、令和4年度分の国民健康保険税をその対象とするため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第47号財産の取得につきましては、本市消防団に配備している消防車両を更新するため、消防ポンプ自動車を2台取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○3番上迫正幸議員 議案第43号の説明資料の中の第7番目、認定農業者等担い手育成対策事業補助、これについて質疑いたします。

当初予算では1,060万だったわけですが、補正のほうで2,930万4,000円のこの1,870万4,000円増額されたわけですが、この理由について説明をお願いします。

○沖園信也農政課長 認定農業者等担い手育成対策事業補助のまず事業内容から説明いたします。

認定農業者等が農産物の生産性や品質の向上、収量増、生産安定、規模拡大等を図り、または遊休農地を有効活用する目的で、目的達成のために新規に導入する農業機械の購入経費、または借りに係る経費について補助をするものです。

補正の理由といたしましては、当初予算で1,060万円を予算措置しておりましたので、4月から事業の募集を行ったところですが、

その結果、41件、事業費で3,000万円を超える申請がありました。その内容を課内で審査を行い、38件の2,870万4,000円が事業要件に該当いたしましたので、ポイント制により順位を振り、14件を予算の範囲内では採択したところですが、

しかし、現在の農業経営環境は、コロナ禍の価格低迷、サツマイモ基腐病などの病害虫対策で苦慮している中で、燃料や生産資材の高騰が重なり、これまで以上に厳しさが増していくことが憂慮されております。

また、この事業の対象者である認定農業者等は、その補助目的である生産性や品質の向上、規模拡大等について、今後5年間の経営改善内容及び5年後の経営の姿を数値化した農業経営改善計画を立て、その目標に向け、日々努力されている方々であります。

これから、さらなる経営改善を行おうとする認定農業者等の意欲を損なうことなく、また、経

営改善の取組が停滞することなく持続されるよう、緊急的な措置として、今回、残りの申請者分の1,870万4,000円の補正をお願いしているものです。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○9番立石幸徳議員 私も議案43号ですね、予算委員会も当然開かれますけれども、基本的な部分といたしまして、実は本日の地元新聞にですね、昨日の県議会の議論の結果が報道されていて、この新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金、本年4月28日の国の対策で決定しました分がですね、既に鹿児島県には76億円、当然、鹿児島県内市町村分も同額が支給されて、合わせて鹿児島県に152億円のこの地方創生の交付金が来る見通しと、もう既に報道されているんですね。

県のほうでは、この6月議会、県議会の会期中に、いろいろなコロナ対策の予算を追加で出すとなっています。

そういうことを踏まえてですね、まずこの議案43号に本市が計上しているこの地方創生臨時交付金約1億5,000万と見ていますが、この分はいつの分が本市の場合は歳入として計上されているんですか、その点をまず教えていただきたいと思います。

○田代勝義企画調整課参事 議案第43号に計上してありますコロナの交付金につきましては、7月中に計画書を出すわけですが、その後、交付申請をした後、また交付がされるものですので、まだ今のところ歳入としては入っていないところであります。その後歳入される予定であります。

○9番立石幸徳議員 ちょっと答弁が的外れになっていると思うんですが、まずその企画調整課参事が答えた分について言いますと、7月末に計画書をもちろん上げるんですけども、県議会は今度の6月の県議会中に補正予算を出すって言っているわけですよ、県はな。

ですから、要はコロナ対策も市長がいつも言われるスピード感を持ってですね、いろいろ予算計上して、枕崎市内にいろんな対策の予算が出ていくことが大事なわけですよ。

それで、私が聞いているのは、今度のこの議案43号で出ている交付金、これはいつの分の臨時交付金なのかと。

○田代勝義企画調整課参事 議案第43号に計上してありますコロナの臨時交付金につきましては、国の令和3年度の補正予算で計上された予算の本省繰越し分に当たります。

○9番立石幸徳議員 その繰越しをされた分の全国レベルでは1兆円、そのうち8,000億円を、都道府県レベルが4,000億、それから市町村分が4,000億ということで先行交付をすると示されたものがありますが、その分の今度本市の地方創生臨時交付金と、こういうふうに確認してよろしいですかね。

そして、その最初言いました4月28日に国がまとめた景気対策、緊急支援対策ですね。これが、国のほうの国家予算の補正で、先月成立したと思うんですが、今度の、臨時交付金の使途、使い道ですね、これも示されていますよね。もう既に鹿児島市あるいは出水市等も、学校給食について、その補助をするというようなものも出されているわけです。その内容的なものも、担当のほうでは既に検討がなされているんですかね。

○前田祝成市長 ただいま議員からございました質疑についてお答えいたしますが、今回示されている金額に関しまして、交付金に関しましては、燃油高、そして物価高騰等への対応ということでかなりフォーカスされた目的で示されてございます。

本市が今回、補正をお願いしているのはコロナ対策を中心としたということで出させていただいておりますが、今後、この物価高、燃料高については本市のほうで検討いたしまして、家計、このあたりに対する負担というのはかなりやっばり高くなっているんだらうというふうに認識してございます。そのあたりをしっかりと状況を見極めながらですね、今後検討してまいりたいと思います。

一般質問等でもそのあたりの御質問があるかと思しますので、その時にまた詳しくお話しさせていただきます。（「9番」と言う者あり）

○永野慶一郎議長 3回、今、質疑を終わりました。回数が3回ですので、すみません。

ほかにありませんか。

○4番沖園強議員 1点だけ、基本的なことになるかと思いますが、先ほど市長の説明もございましたが、今度、過疎債の減があったんですけど、商工費県補助金、すなわち火之神公園の駐車場の件かと思うんですけど、単独事業が補助事業に切り替わって財源内訳の変更があったということみたいな感じで見ているんですけど、事業の内容というのは補助事業、単独事業は補助事業になったことで事業の内容は変わらんですか、それだけ聞いておきます。

○鮫島寿文水産商工課長 火之神公園の整備事業におきまして、駐車場の整備を当初予算でお願いしておりました過疎債を使った事業ということで当初しておりましたが、県の地域振興推進事業の申請を昨年からお願いしておきまして、承認の内示決定がありましたので、それについて、県の支出金で今回、1,200万程度を上げまして、地方債のほうを1,200万程度減額して補正予算をお願いするところです。お尋ねの事業内容につきましては、変更はございません。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第12号及び第13号の2件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第48号及び議案第49号の2件について説明を申し上げます。

まず、議案第48号農業委員会委員の任命について申し上げます。

これは、農業委員会委員楠義文氏が令和4年3月4日に死亡されたことに伴い、その後任として園田和寛氏を新たに農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第49号固定資産評価委員の選任につきましては、固定資産評価員神園信二から、令和4年6月9日をもって辞任したい旨の申出があったことに伴い、その後任として、鮫島眞一を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の2件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の2件については、無記名投票で行います。

まず、日程第12号農業委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に2番眞茅弘美議員、3番上迫正幸議員、4番沖園強議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のおおり、賛成多数であります。

よって、議案第48号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第13号固定資産評価員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、

順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に5番禰占通男議員、6番城森史明議員、7番吉松幸夫議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第49号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第14号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員6人について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から1人の議員を選出するものです。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく、選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの出席議員は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○永野慶一郎議長 候補者名簿の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 永野慶一郎議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

- 永野慶一郎議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 永野慶一郎議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に8番豊留榮子議員、9番立石幸徳議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

- 永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数14票。
これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票14票。
有効投票中、下川床泉3票、畑中香子11票。
以上のとおりであります。
次に、日程第15号及び第16号の2件について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

- 前田祝成市長 報告事項2件について報告いたします。
まず、報告事項第2号繰越明許費繰越計算書につきましては、3月定例会で議決をいただきました令和3年度枕崎市一般会計補正予算(第13号)第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。
次の報告事項第3号枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和3年度枕崎市公共下水道事業会計予算について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。
以上、報告を終わります。

- 永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。
以上で、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

午前10時58分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和4年6月13日)

令和4年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

令和4年6月13日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	禰 占 通 男 議員（21ページ～30ページ）
		眞 茅 弘 美 議員（30ページ～40ページ）
		東 君 子 議員（40ページ～47ページ）
		下 竹 芳 郎 議員（47ページ～55ページ）
		清 水 和 弘 議員（55ページ～64ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 中 原 重 信 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
大江 武 史 書記
山口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長
高 山 京 彦 生涯学習課長

本 田 親 行 副市長
堂 原 耕 一 企画調整課長
日 渡 輝 明 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
松 田 誠 建設課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
水 流 敏 幸 監査委員
中 村 俊 彦 農政課参事
松 田 勇 一 市民生活課参事
田 代 勝 義 企画調整課参事
木之下 浩 一 教育長
中 村 克 己 学校教育課長
中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番禰占通男議員、2番眞茅弘美議員、3番東君子議員、4番下竹芳郎議員、5番清水和弘議員、6番城森史明議員、7番立石幸徳議員、8番沖園強議員、9番豊留榮子議員の順に行います。

まず、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 国際情勢の変化がもたらした原油と天然ガスの高騰、ウクライナへの侵攻で食料安定供給にも懸念が生じております。

また同時に、円安進行で国内の食料価格も上昇し、社会活動に影響を及ぼしていると実感しているところです。

質問に当たっては、地域電力推進事業については、10日の初日におきまして自治体新電力設立の見送りの報告がなされたところであります。

まず、収集した帝国データバンクのちょっと資料がありますので、御紹介いたしておきます。

みなし小売電気事業者を除く新電力会社の倒産は、2021年4月から22年3月に14件発生したとのことです。2021年4月に営業が確認できた約700社のうち、約4%に当たる31社が1年間で倒産や廃業、事業撤退などを行ったことが分かったと紹介しております。2021年度に倒産した新電力の多くは、自前の発電所を持たなかったということも紹介されております。

現時点で、市長からも報告がなされたとおり、賢明な判断だと私は思っております。

質問の内容に移りますが、この事業に対して、令和2年度165万円、令和3年度1,989万9,000円の予算がついております。

一言で言えば、今年度まで入れると3年間ですが、その前から温めてきた事業案ではなかったかと思っておりますが、一時停止、そういう感じですけど、これまで収集したデータ等は、今後、どのように扱うつか利活用ですね、それをどうするのかということ、そしてまた市長の報告では市内の再生可能エネルギー導入拡大に向け、支援の検討や公用車へのEV等の導入、また分散型電源強化事業の推進について、今年度から着実に進めるとのことですが、市長の報告にありましたこれとデータの利活用については、今後どのようになさるのかを質問いたします。

よろしく願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいまの質問に答弁いたします。

その前に、財源のところを少しお話しさせていただきたいと思っております。

今、質問者からございました地域電力推進事業に関しましては、本市にとりまして大変重要な事業ということで認識しておりまして、エネルギーインフラプロジェクトという形でマスタープランを作成させていただいたところです。

今後、それらの事業をはじめ様々な事業が計画されているわけですが、事業の財源については基本的にはハード事業で過疎対策事業債等の交付税措置率の高い有利な地方債を活用できるものにはありましては、地方債の活用、そして地方債を活用できないソフト事業等にありましては、ふるさと応援基金の活用を図るというのを基本的な考え方としております。

また、財源につきましての詳しい説明は、質問がありましたらさせていただきたいというふうに思っております。

地域電力推進事業につきましては、ただいま議員からございましたように、金曜日の全員協議会の中で新電力事業の休止をお話しさせていただいたところがございます。

全体的なこれまでの計画の内容につきまして、そして、今後、この新電力事業を含めエネルギーマスタープランをどのような形で進めていくかということについては担当のほうから話をさせていただければと思います。

○堂原耕一企画調整課長 枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランで取り組むこととなっている事業と申しますのが、大きく分けて2つ、自治体新電力の設立を目指す自治体新電力事業と公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入などを目指す分散型電源強化事業、この2つが大きな柱となっております。

このマスタープランに掲げた目的を達成するため、地域電力推進事業という事業名で、今年度はこの2本柱のうち自治体新電力の設立に向けた調査・支援事業の実施を予定していたところでもございました。

ただ、ただいま市長のほうからも答弁ありましたとおり、今回、新電力会社の設立というものは見送ったところでもございます。

そのマスタープランで蓄えたデータの生かし方であったりとか、今後、どのような施策をエネルギーに関して展開していくのかという御質問の趣旨かと思いますが、この事業体の設立というのは、見送りをさせていただくことになったものの、私どもといたしましては、マスタープランに沿った取組というものを着実に推進していかなければならないと考えております。ですので、令和4年度につきましては、今予算に計上させていただいている地域電力推進事業で取り組む事業の優先度を、自治体新電力事業の事業体の設立ではなく、そちらの優先度を分散型電源強化事業へと変更したいと考えております。

さらにその中でも、我々としては早期に取り組む必要があると考えております公共施設へのPPA事業に関する調査事業を実施し、避難所指定施設等に対する再生可能エネルギーの普及と災害時の防災力の強化といった事業を推進していきたいと考えております。

それらの事業を実施するに当たりましては、マスタープラン等を含めまして、これまで調査してきたデータ等も活用しながら行っていきたいと考えているところでもございます。

○5番禰占通男議員 二、三日前の新聞にも九電とNTT、また三菱商事が次世代の電力に取り組むということで、大きな商社と日本を代表する企業の3社がタッグを組むということで、これからのこの電力エネルギーについては、カーボンニュートラルということで大きな課題がある中を克服していこうと、そういうトップの企業が現実に取り組むということで、この推進ということで、速度も早まると思います。

実際、この本市が取り組もうとしているマスタープランの地産地消に関するところでいい計画だとは思いますが。

それを現実的にどう地域的に不便な本市で取り組めるのかということも、またいい研究材料になると思いますし、私が一番思っているのは、3年、4年、5年ぐらいかかっていると思うんだけど、その中のやはり情報の収集ですね。これは今までにはなかった情報も収集できたのではなかろうかと思っております。

またこの一般質問に当たって、協議会の中の間答集というかそれもインターネットに出ております。それも一読させてもらいました。

その中で参加者の御意見としては、前向きな発言が多いということですね。それと、市民版のアンケート、事業者版のアンケートって2つに分けてアンケートをもらっているのもホームページに出ておりましたけど、この中で一番私が欲しい情報というのは、新電力をつくるに当たって、あなたは利用しますかというそういう質問がなかったのが非常に残念です。

そして、また事業者に対しても、あなたはそういうのができたときに活用しますとかって、本当はそのアンケートっちゅうのは今まで私が経験したのはそういうのが入って当たり前だと思ったんですよ。

だからちょっと自分たちで立案したアンケートではなかったんじゃないかとそこら辺を思っているんですけど、どうなんですか、その点については。

私はちょっとこう設問の在り方が足りなかったんじゃないだろうか。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 お静かに願います。

○堂原耕一企画調整課長 ただいま質問者からございましたそのアンケートの内容についてでございますが、こちらのほうは、私どもと実際マスタープランを策定するに当たっての事業者と、内容については詳細を相談いたしまして、市民アンケートは2,000名の市民の方々に行ったところでございます。

事業者に対しても含めてなんですけど、新電力会社を市が設立した場合、そこに対する切替えの意向というところも、質問項目の中には含めさせていただいているところでございます。

その中では、地域新電力というものに対する知見が高い方ほど理解をさせていただいているというような傾向が高いというようなところは、我々もアンケートの傾向としてつかんでいるところでございます。

○5番禰占通男議員 私が一般質問で1年前もだったですかね、人口減少について市長からも答弁があったんですけど、本当に人口減少ちゅうのが一番の問題だと思います。

それで、何で人口減少になるのかって、全国的なことなんだけど、やはり本市はもう働く場所が限定されていると。今の若い世代にすれば、いいパソコン、スマホがあって、世界中の情報がどんどん飛び込んでくるわけですから、私はこういう面で自分を生かしたいというような希望は我々が育った時期とは相当違ってきておると思うんですよね。

それで、今回のこの新電力がうまくいけば、担当のほうでも雇用も生まれる、地産地消になってそれを生かせるというのがこの協議会の中でもそれが強調されております。

そこでですよ、日本全国これほどどこでも取り組んでないこれを一般質問に当たり、そしたらどうすればいいのかわ。初日でも市長がおっしゃったように、結局、脱カーボンと電力の安定供給をするのであれば、蓄電池しかないですよ。

今、大手の電力会社、電力会社以外も一生懸命取り組んでいる。これを制した者が世界を制するようなことになると思うんですよね。

だったら、私は家庭用の蓄電池、高価ですけど、それをメーカーとどこまで人脈が通じるかわかりませんが、この地方でもできるライセンス生産、これは日本どこでもまだやっておりません。研究はしているけどそれをどこでつくるのか。

小型蓄電池であれば、ある程度の少人数でも、工場用地ですよ、あまりでかくなくても私はできるんじゃないかならうかとずっと思っております。

今、データの利活用をどうするのかということを担当課にも伺いましたけど、やはり今、やっというデータを集めたんですから、そういうふうはこの枕崎でできる事業化、それと雇用を生み出してほしいということをお願いしておきます。

次の質問に移ります。

3月議会でも土地取得費とって5,000万円が計上されたところであります。

この火之神地区の土地取得事業について、経緯と解体費に1億から3億、そういう答弁をもらっておりますが、今現在はこれどうなっているんですかね。

相続財産管理人との交渉とか、1年過ぎるから大体もう本決まりになってきていると思うんですけど。

○籠原正二財政課長 私のほうから、今進めております火之神地区の土地購入について御説明いたしますが、現在当初予算におきまして、ふるさと応援基金を活用いたしまして5,000万円を当初予算に計上いたしました。

これをもとに、現在、土地取得に向けた取組を行うということで、今担当で取り組んでいるところなんですけれども、実際、何筆かですね、裁判所の査定が必要な部分もございまして、その裁判所の査定がありまして、それが済みましたら今後、具体的な価格の交渉に向かっていくということになります。

ですので、まだその連絡がこちらのほうに来ていない状況でございますので、今のところ具体的にはまだ交渉は進んでいないところという進捗でございます。

○5番禰占通男議員 あわよくば本市が望むところで土地取得した。そうした場合、今から内容も決まるということで、それまでの間、あの土地というのはどのような状態で管理するんですかね。

私に一言言わせれば、本市の物になったら、今の状態では管理できないと思うんですよね。空き家条例もあるし、もう使わない倒れそうなやつをほったらかしてその道路際をどうのこうのということはこれ市民に対しても示しがつかないと思うんですよ。

そうした場合、その管理の状況、またその管理費はどのくらいかかるのかという、私はその工事を進めるまず第1段階だと思うんですけど、どうなんでしょうか。3月議会でもこれはちょっと議題にも上っておりますけど。

○籠原正二財政課長 まず、土地の購入後のお話になると思います。

市がそれを取ってしましまして、その後どういうふうに流れていくのかということになるろうかと思っておりますけれども、まずは土地につきまして、現時点では周辺の環境整備、そして景観の問題があるということでの土地取得という形で進めているところです。

その中でやはり問題となっているのが、あそこの土地、建物でありますとか、ああいうところが景観上よくないという一番本市の観光スポットでございます火之神公園に向かう道路の中で、ああいう建物がまだ廃墟として残っているという形になっておりますので、建物につきましては、土地取得が完了後、具体的に解体に向けて取り組んでいくという形になります。

解体費もこれまで説明が若干あったと思うんですけども、多額になりますので、そこは財源と併せて協議していくという形になります。

○5番禰占通男議員 それはいいんですけど、管理に対しての仮設費とか、普通だったらあそこに全部市の土地ですよということを明示するバリケードちゅうのは悪いけど、そういうのを表示しないとイケないわけでしょう。

だって、この土地に関しては、その景観をよくするためっていうか、そういう感じの景観を活用するためっていうか、火之神公園と一体にどうのこうのっていう、そういうことをずっとこれに関してやっていますよ。

実際、50年ぐらいほったらかして、もうあそこを通るたびにいろいろな問題も出ていましたよ。私が議員になったときは、市道問題で地権者とどうのこうのっていうのもまだ続いていましたよ。市道がどうのこうの入り組んだりどうのこうのち言ってね。

それが今なくなって、今度はこれも廃業したから景観とまた火之神公園と一体で利用しますよっていう市が取得して、その間まだ構想も決まらない。その間が1年続くのか2年続くのか分かりませんが、その間の管理、それに要する費用というのは一番先にこう出てくるんじゃないですか。今、ふるさと納税を使ってどうのこうのって今、担当からもありましたけど。

やはりそれは最初から、今、これとこのお金は要りますよねという、その工作物、土地を取得したらそのぐらいは私は必要経費として最初から計上すべきじゃないと思うんですけど、その辺はどうなっているんですか、まだ管理費とかそこら辺はまだ決まってないんですか。

○籠原正二財政課長 先ほど答弁いたしましたとおり、まずは土地の取得ということを行いまして、市の所有とする、そこから解体していくという流れになりますので、ただ、やはり今回の土地取得につきましては、周辺一帯の環境、これも含めて改善に努めなければならないというのが

目的になっております。

ですので、土地取得後は、速やかにその解体に向けた取組を行っていきたく思っております。そこには時間をかける予定はございませんので、こちらといたしましても速やかに解体いたしまして、まずは一帯の環境を整えていくというところになります。

先ほど質問者がおっしゃったそのバリエード等につきましては、そこは必要な措置というものはその時点でまた取らせていただきたいと思いますので、そちらのほうは併せて進めていきたいと思っております。

○5番 禰占通男議員 あとそれとですよ、これは答弁は要らないですけど、この利活用についてですよ、市民からは出来レースじゃないかというような意見、情報も議会が終わった後ぐらいから私のところにも届いていて、どうなっているのかって言って、一応決まって、議会が終わった後は公表していいと私は感じておりますので、私の知る限りでは教えてあげますって言って説明をした案件が何件もあります。

利活用するのはいいですけど、やはりそれをしっかりと、一部の事業者なりそれなりの利益になることだけ私は慎んでほしいと、これは要望しておきます。

次の質問ですが、新クリーンセンター施設の整備についての進捗、それと去年の3月だったですかね、負担割合もまだはっきりしないと市長の答弁もあったんですけど、それは今現在どのようになっているのかをお伺いいたします。

○松田勇一市民生活課参事 南薩地区衛生管理組合が枕崎市、日置市、南さつま市、南九州市を構成市として建設を進めている（仮称）南薩地区新クリーンセンターの施設整備は、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用しておりまして、南薩地区衛生管理組合の事業実施計画では、平成30年度から令和2年度まで施設整備に関する計画支援事業を1億3,696万円で実施し、エネルギー回収事業に関する事業としまして令和2年度から令和6年度まで事業費173億9,139万3,000円の予定で、合わせて175億2,835万3,000円の施設整備を進めております。

循環型社会形成推進交付金の交付金額は、計画支援事業、施設整備を合わせて40億6,716万8,000円の試算となっております。各構成市が負担する負担金が平成30年度から令和6年度まで総額134億6,118万5,000円となっております。

構成市の負担金割合につきましては、均等割3、直近の国勢調査人口割7で案分する協議がなされており、本市の負担金額は、計画支援事業に1,792万6,000円、施設整備事業に25億3,351万6,000円で、合わせまして25億5,144万2,000円の現時点での計画になっており、各構成市負担金比率にして、本市は18.95%となっております。

○5番 禰占通男議員 本市分として25億5,000万円、これを平成31年度から令和6年度までの間に工面するということですけど、この財源というのは何を使うんですかね。25億5,000万円について。

○籠原正二財政課長 ただいま市民生活課参事のほうから説明がありましたこの新クリーンセンター施設整備事業につきましては、これは過疎対策事業債の該当する地方債となりますので、その過疎対策事業債を活用してまいりたいと考えております。

しかしながら、今年度以降、現時点の本市分といたしまして約24億円を確保していかなければならないということがございますので、その確保につきまして、現在構成4市と連携いたしまして、これは新たな過疎対策事業債の制度といいますか、地方債同意等基準運用要綱に新たに規定されました過疎対策事業の公共施設マネジメント特別分というものが創設されておりますので、これについて要望いたしまして、過疎対策事業債の優先確保を図ってまいりたいと考えております。

○5番 禰占通男議員 額が大きいですよ、20年で割ればいいんだろうけど、これ。だけど令和6年度まで過疎債利用ということで、この過疎債を平たく言って25億過疎債を利用して、

それはいいんですよね、新クリーンセンターには。そしたら、過疎債で今まで道路整備いろいろもろもろずっとやってきていますよ、過疎指定されてから。

26、27年から過疎債を利活用しているんだけど、これに25億円使ったとして、その過疎債の発行限度額との関係があると思うんですよ。そうした場合、一般の道路、インフラ整備とか、いろいろそうしたときに、何かこう影響が、私は素人ながら影響が出るのかなあとそういうことも感じているんですけど、その点についてはどうなんですか。

この25億に過疎債を使って、今までずっと進めてきたインフラ、またそのほかのもろもろのこれから公共事業の老朽化対策も示されてくるんだと思うんだけど、そういった面についてはどうなんですか。

○籠原正二財政課長 まず、先ほど御説明いたしました過疎対策事業債の中に、公共施設マネジメント特別分というものが新たに加わったということで、それに対して要望していくということで答弁いたしました。

公共施設マネジメント特別分について若干、説明いたしますと、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業、このような事業につきましては、この計画と整合性をとった上で、他の過疎対策事業債よりも優先的に確保するという制度がちょうど令和3年度に新過疎法が制定されてから、過疎対策同意等基準運用要綱の中にこの制度が入ってきたところです。

この活用をどうしても図っていかねければ、やはりその全体として過疎債を確保できていかないだろうということがございまして、構成4市とともにこれは以前から、例えば県知事でありますとか、地元国会議員でありますとか、総務省でありますとか、そちらのほうに要望を数回行っております。

その中で、このような令和3年度からの制度が創設されたということがございますので、別枠として優先的な確保という形で本市分といたしましては24億円、これについて確保してまいりたいと考えております。

○5番禰占通男議員 あまり詳しいことが分からないし、理解するのも難しいんだけど、この額が我々にとっては物すごく大きいということで、今後、いろんな面で今、先ほど冒頭私が前文というか、一般質問のところでやった社会情勢の変化ですよね。

皆さんも物価値上がりに対しては九電からは値上げの通知、プロパンガスの配給先からも値上げの通知、後はもう店に行くと、え一何でこんなに高いんだろうというのを実感しているのも皆さんも一緒だと思います。

私はあるところで昼飯を食べました。今まで1,300円ぐらいだったのが1,800円、1,900円に何か四、五百円値上げしとって、もうそれは肉です、肉関係。そしたら、魚のフライ関係は千二、三百円であると。

こんだけこの値上げの幅ちゅうのは、種類によって違うのかってもう本当に1週間ぐらい前に実感したところです。

それで、今、財政課長からも担当課からも説明があったとおり、この額は決まりました。本市の分として25億5,000万ぐらい。これが、あと6年。1年ちょっとですよ、下手すると2年ぐらいの間に今の情勢が好転すればいいだろうけど、一番心配しているのが材料の高騰ですよ。それで政府も、いや物価が上がったから賃金もと、日銀の奥の院でも市民とかけ離れた言葉を使っていますけど、この材料が上がったり、人件費が上がった場合、工事費もまた上がるんじゃないかといって。

それプラスまた請求が来る、そうなった場合は何か対応の仕方というのはあるんですか。あまり額が大きいもんですから。

○松田勇一市民生活課参事 入札時と比較して資材等が高騰して受注者の負担が増えた場合の建

設工事請負金額につきましては、令和3年2月25日の組合議会で可決された契約の中で、契約書の中の第26条に賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更という条項があります。その第6項に予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者はその他の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができるとなっております。

この条項に基づきまして、発注者と受注者で変更請負代金額が協議されていくものとなります。負担金につきましては、その変更額につきましては、先ほどの均等割3、人口割7の負担金として、本市にもその分が負担が増えるということになります。

○5番禰占通男議員 はい、大体分かりました。

それともう一つ、このごみ処理中継施設の整備ということで、中継施設への対応ということでそれも議会で示されました。

今後、これ今から令和6年9月供用開始に向けて、あとこれもまた4年、5年、6年、もう2年あるかないかなんだけど、どのように進めるんですかね。

その内容が分かっているだけでも答弁いただければと思います。

○松田勇一市民生活課参事 (仮称)南薩地区新クリーンセンターの令和6年9月稼働に伴い、内鍋清掃センターは、稼働停止後に焼却施設を除き、市が管理棟、ストックヤードなどの既存の施設を活用しながら、一般廃棄物運搬中継施設、マテリアルリサイクル推進施設の機能を合わせたごみ処理中継施設を整備し、運営することとしております。

これにつきましても、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用しまして、今年度は施設整備に関する計画支援事業としまして、ごみ処理中継施設整備基本計画を策定するというところで当初予算に計上しているところでございます。

○5番禰占通男議員 衛生管理組合の今の施設は、事務所ひっくるめて全部所有ということで、事務所分は利活用させてもらおうということで説明もあつたんですけど、今の施設を解体、今新しいやつを造っているからその代替りのやつが交付金事業の対象になるということも説明を受けたんですけど、これ枕崎があと必要な施設として整備するには、説明でもごみ収集して新クリーンセンターのほうへ運ぶとも言っておりましたよね。あとはもうそのリサイクル品をどうするかですよ。

そういった場合、今の建屋では足りるのか、多分足りないと思うんですよ。そういった場合、またその何ていうか、資金、工事費等もろもろですよ。それは今後どのように見ているのか、解体費もまた組合の問題だと、本市の手出しもあるのか。そして、後を造るにしましては、本市独自の建設になったりした場合、その補助金等の活用がどの程度あるのか。

それが分かれば、御説明をお願いいたします。

○松田勇一市民生活課参事 まず、今年計画をしておりますごみ処理中継施設整備の基本計画の中で、詳細な計画を立てていくこととしております。

現在考えられているところは、市民が粗大ごみとか持込みをする施設というのが必要になってくると思いますので、その建屋っていうのは必要とは思っていますけれども、これにつきましても施設整備基本計画の中で決定をされていくということで御理解をさせていただきたいと思います。

あと、解体については、旧内鍋清掃センターの解体を平成24年度に南薩地区衛生管理組合が行っております。

このときはストックヤードを建設するというので、建物が建っているところにストックヤードの建設ということで、これにつきましても循環型社会形成推進交付金が活用できて、解体を行っております。

既存の現在の内鍋清掃センターの焼却施設の解体につきましても、先ほど質問者が言われまし

たとおり、南薩地区衛生管理組合が責任を持って解体をすることとなりますが、今年2月17日の組合議会的一般質問の中で、事務局長が答弁の中で、内鍋清掃センターの焼却施設の解体につきましてとはということで、まず、新クリーンセンターの建設が優先事項であるということで、今後、組合の幹事会で解体についても協議していくということで答弁をしております。

そのようなことですので、今後組合の幹事会で協議がなされ、負担金割合についても協議がなされていくものと考えております。

○5番禰占通男議員 今の参事の説明でいいんですけど、廃棄物運搬中継施設、これは循環型社会形成推進交付金と施設整備交付金という交付金が対象になるという、これは環境省の資料にもありますよね。ですから、なるべくあと20年使うわけですから、放っとしてぐらいじゃなくて、やっぱりちゃんとした施設を整備してほしいというか、それを要望しておきます。

次の質問に移りますが、電力会社の設立はやめて、マスタープランの分は進めるということですが、この地方債残高はどう推移するのかと。

過疎債を使う分でも、交付税措置のない3割分はやはり一般財源を組まないと、現金があれば現金は準備していいんだろうと思うけど、今後どうなるんですかね、これ以外にもインフラとかいろいろありますよ。そういった部分を積み重ねると、今の114億3,000万円程度の地方債というのは、今後どのように推移するのかをお尋ねいたします。

○籠原正二財政課長 ただいま御質問のありました地方債残高についてでございますが、まずこの新クリーンセンターの建設事業というのが非常に今後の本市の地方債残高に大きく影響を及ぼすということになります。

その上で、この新クリーンセンターの整備費につきましては、令和3年度から7年度までの財政計画の中にも算入されてございます。

その中で、財政計画では、ほかの事業につきましても、あらかじめ算入いたしまして、地方債残高の推計を行っていくと、計画を立てていくということを行っておりますので、その財政計画で御説明いたします。

まず、令和5年度、最も影響のある13億6,000万円の借入れを予定しておりますこの令和5年度末の残高、この令和5年度時点で130億0,700万円程度となるというふうになっております。

そして、借入れが完了する令和6年度が136億3,000万円程度、その次の年、計画の最終年でございますが、令和7年度が135億5,000万円程度となっております、130億円台ということになりますので、非常に市債残高に大きく影響しているということになります。

一方で、市債残高のうちの実質的な負担、これが充当が見込まれる特定財源であるとか、あと交付税措置見込額を差し引き、実質的に市が一般財源で賄わなければならない部分といたすのが約28億円と見込んでおります。

この実質的な負担額といたすのが、令和7年度の135億と同程度でございました平成19年と大体、今、地方債残高が同程度なんですけれども、このときの実質負担額の約半分程度というふうになってございます。

これにつきましては、過疎対策事業債での活用でありますとか、あと交付税措置のない地方道路等整備事業債でありますとか、退職手当債でありますとか、こちらのほうの繰上償還を計画的に進めてまいりました。

そのこともありまして、今、実質的な負担額はその程度に抑えられるのではないかと。28億円ですので、大体平成29年度、28年度と同じぐらいの実質負担額になるんですけれども、これぐらいになると、令和7年度はですね。というふうにこちらのほうで見込んでございますので、財政状況の大きな悪化には至らないのではないかとというふうには考えております。

しかしながら、他の事業も含めれば、今後、例えば先ほどございましたごみ処理施設でございますとか、あと火之神用地に対して、もし投資をするという形で地方債を活用するというふう

仮になった場合には、さらに市債残高が増加いたしますので、それに伴って後年度の公債費も増加してまいります。

これによって、財政状況の悪化要因となりかねませんので、それについては、こちらもそれに留意しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○5番 禰占通男議員 分かりました。

最後、もう時間もありませんので10分間。

私はいつも議員になってからいい地方債かならずっと思っていたんですけど、からくりが物すごく多いこの臨時財政対策債の発行、今年度はたまたま1億円台に収まっているんですけど、これは今後どうなるのかについてお尋ねをいたします。

○籠原正二財政課長 まず、臨時財政対策債について簡単に御説明いたしますと、国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額の一部を一旦、地方公共団体に借金して賄っておく地方債のことであります。

地方交付税の振替として発行いたします地方債でございますが、実質的には地方交付税とも言えるものです。

市が支払う臨時財政対策債の元利償還金につきましては、後年度にその全額を地方交付税で措置されるというふうになっております。

そのことで、地方公共団体の財政運営に支障が生ずることがないようになされているところでございます。

本市の場合、国が示す理論上の交付税措置の条件が、20年償還の据置き3年という理論上の交付税措置の条件がございますので、これに合わせまして、償還期間を設定いたしております。

財政融資などの公的資金から借入れておりまして、例えば令和3年度、令和4年度の借入れに対しましては後年度その償還を行う段階でその同額程度が交付税措置されるということになります。

今後の臨時財政対策債の見通しでございますが、臨時財政対策債と申しますのが、国が大体年末に翌年度の地方の財政計画というものを立てます。

この中で歳入歳出の見込みを立てるんですけども、その歳入と歳出のギャップ、歳入が少ない形になるんですけども、歳入歳出のギャップを地方交付税で埋める形になるんですけども、地方交付税自体が、国税の所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合で賄われることになるんですけども、やはりそれでも不足する場合、国と地方でその不足額を半分ずつ折半しましょうというルールがございます。

その地方の折半部分を臨時財政対策債で発行して、その部分を後年度、国が償還を見るという形になっておりますので、今後の見通しといたしましては、国の財政状況をですね、国税の収入状況、あと地方税の状況によりまして、かなり大きく変動いたします。

ですので、これは、今、私どもが推計できる見込みを立てられるものではございませんけれども、令和元年度、令和2年度というものが、その折半分というものがなかったと。令和3年度がコロナで急変といいますか、国税の減が見込まれたので、当初は、やはりその折半分というものがあつたと。

令和4年度については再び折半分がないという状況でございますので、今のところはそういう状況でございます。

先については、我々ではちょっと今のところは分からないというところになっております。

○5番 禰占通男議員 国税の3つの所得税、消費税分が相当税収がよくて、21年度分が、今年度の5月の納税分だけでいった場合、65兆円ぐらいになるという新聞の報道もあり、また22年度から来年度分についても、まだ今年度分に上乗せするぐらい上向きになるだろうということで、今、担当課長がおっしゃられたとおり、財源不足っっちゃうのは起こらないっちゃうことで、こうい

った場合、この臨時財政対策債が占めてきた交付税額の算定ですよね、これを基準財政需要額に算入されるということで交付税の算定に相当今まで2億から3億の臨時財政対策債を含めてきたわけですから、交付税の算定には物すごく有利だと私の考えでは思っていたんですけど。

これと、今後この算定に対する評価がどうなるのか、そして、臨時財政対策債がなくなったことで、経常収支比率なり、それは今、経常収支比率は令和2年度で91.8%とうちはなっているんですけど、これが今度1億円台になった分ですらどう変わるのかって、分かったら教えてもらいたいんですけど。

○籠原正二財政課長 まず、臨時財政対策債の少なくなってきたことをどう評価するかということなんですけれども、国全体としては、やはり財源不足分を借金で賄うということになりますので、それが縮減されるということは、これは歓迎すべきことだと考えております。

そもそも地方交付税で賄われない部分を臨時財政対策債で発行してそれをカバーするという制度となっておりますので、本市としては、基本的にはそこが経常収支比率に対して影響を及ぼすものとは考えていないところです。

令和3年度につきましては、発行限度額3億ございまして、1億程度の借入れとなったわけなんですけれども、これによる経常収支比率が数%上がるということは想定されております。

ただ、ほかの部分において、上がらないようなちよっと推計もございましたので、それはこちらのほうで管理しながらやっていくところでございます。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時37分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 6月は環境月間となっています。国連では、日本の提案を受けて6月5日を世界環境デーと定めており、日本では、環境基本法で環境の日と定めています。

環境問題といえば、大気汚染、地球温暖化、海洋汚染など幅広くございますが、本日はごみの減量化について聞いてまいります。

今年4月よりごみの収集日の変更になり、燃えるごみ、燃えないごみについては収集回数が減少しました。このような変更がございましたが、市民の反応はいかがなものでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず、ごみの収集回数を見直すことに至った経緯について答弁をさせていただきたいと思っております。その後、4月以降の現状等について担当参事より答弁をさせます。

本年3月の一般質問の中でも御説明申し上げましたが、ごみの収集回数を見直すことにつきましては、本市の1人1日当たりのごみ排出量が県下19市の中で最も高い状況にあり、ごみの排出削減やリサイクル率の向上などごみ減量化が喫緊の課題となっております。その課題を解決するための取組を前進させ、改善を図っていく必要があるところでございます。

今回の施策実施に当たりましては、ごみの収集回数が減ることにより市民の方へは大変御不便をおかけいたしますが、御家庭の中でできることを考え、そのことを実践していただき、ごみ減量化のため御理解と御協力をいただきたいと思っております。

目に見えてごみ減量が進んでいる状況にはまだございませんが、御一人御一人にごみの現状を理解していただき、取組を実践していただくことで、ごみ処理にかかる経費やその他多くの課題解決につながっていくものと考えております。

ごみの収集回数を減らしたことによる市民の声、そして具体的な内容については、担当参事が

答弁いたします。

○松田勇一市民生活課参事 本市のごみ排出量につきましては、令和元年度の実績で、本市1人1日当たりのごみ排出量は1,114グラムとなっており、県下19市の中で一番排出量が多い状況となっています。これまでもごみ減量化は大きな課題として取組を進めてきた経緯がございますが、ごみ1人当たりの排出量は横ばいで、効果的な成果に至っていない実情となっていました。

令和3年3月に策定した環境基本計画では、ごみ減量化の評価指数として、令和7年度の間年度において、1人1日当たりのごみ排出量を900グラム、令和12年度の最終年度においては855グラムを設定し、目標達成のために取組を前進させているところでございます。

また、ごみの収集回数は、県下19市の状況に比べて収集回数が多かったこともごみ排出量が多い要因の一つであると思われたことから、南薩地区衛生管理組合の管内の日置市、南さつま市、南九州市のごみ収集回数と統一することとし、令和4年4月実施に向けて、令和3年度は市民の皆様へ周知徹底を図ってまいりました。

4月の施行後は、1回に排出されるごみの量が若干増えていることや、従前の排出曜日に排出され収集されないごみがあることなども確認をしております。以前は、夏場は生ごみの臭いが気になる、夏場だけでも可燃ごみは週3回にさせていただきたいなどの意見が寄せられておりましたが、最近では、集積所を管理する各自治公民館の多大な協力もありまして、トラブルの発生や市民からの意見等につきましても落ち着いている状況にあります。

○2番眞茅弘美議員 特に市民の方から数多くの不満の声が出ているようではないようです。私のところにもですね、不満ではなく肯定する声が多くございまして、その内容はこれまで週3回だったが、これは回数が多過ぎたのではないかという声や、今はSDGs実現のためにもごみの減量化は大事だ。そして、ごみを減らすためにも週2回でいいなど、そういううれしい声が届いております。これまで周知してこられた成果ではないでしょうか。

しかしですね、燃えないごみの日が週4回から月に1回となっておりますが、この理由をお聞かせください。

○松田勇一市民生活課参事 燃えないごみの回数が週1回から月1回に見直された理由につきましては、これまでの燃えないごみの排出量から月1回で可能ということで、先ほども説明しました他市と同様の回数に見直したところです。

燃えないごみにつきましては、生ごみと異なり臭気の心配もないと思いますので、御家庭でそれぞれ保管場所を工夫していただき、御協力をお願いしたいと思っております。

○2番眞茅弘美議員 そうですね、私の家でも燃えないごみはそんなにたまりません。今回、回数が変更になったのも、そもそもごみの減量化に向けての取組だと存じます。

そこで大事になってくるのが分別だと思います。特にリサイクルごみの分別がしっかりとできると、燃えないごみ、燃えるごみがかなり減少します。しかしですね、市民の中にはこの分別がなかなかできないといいますか、分からない方がいらっしゃるようですね。

各家庭に毎年ごみの分別表が配布されております。この分別表にもイラストにはありますが、やはり配布されても見ない方、活用される方、それぞれだと思います。

このような分別についてはいかがでしょうか。

○松田勇一市民生活課参事 燃えないごみ、燃えるごみに排出される中には、分ければ資源として排出できるごみがあるかと思っております。昨年8月の広報まくらざきで、混ぜればごみ、分ければ資源という特集を組みましたが、適切に分別を行っていただくことで資源として活用されますので、ごみの減量化のためにも、ぜひ市民の方々にごみの分別の徹底に取り組んでいただきたいと思います。

分別方法につきましては、質問者が説明されたとおり4月に枕崎市収集ごみの分別表を配布しました。それと、枕崎市のホームページ、それからごみ分別アプリ「さんあ〜る」に掲載をして

あるところでは、ごみの分別につきましては、必要があれば出前講座等で分別の実演などを行っていくことで市民の理解が深まっていくものと考えますので、学校や各衛生自治団体などと連携を図りながら、課題解決ができるよう研究し、取組を進めてまいりたいと思います。

○2番眞茅弘美議員 出前講座等は大変目で見えて理解できると思いますので、進めていただきたいと思います。

そして、集落の集積所にですね、明らかに分別できていない、また指定ごみ袋に入れられていない状態で出している場合、こういうことがあるようなんですけども、このようなときの対応はどのようにしているのか、お願いします。

○松田勇一市民生活課参事 各自治公民館地区内のごみ集積所につきましては、各自治公民館で設置しており、その管理につきましても各自治公民館で行っているところでございます。

分別ができていないごみや指定ごみ袋以外のものが出されたごみの収集につきましては、集積所の看板に大きく注意喚起してあるとおおり、ごみの収集委託業者は収集を行わず、集積所に残されることとなります。集積所に残された違反ごみにつきましては、集積所を設置している自治公民館が責任を持って対応を行っているところでございます。

対応につきましては、それぞれ自治公民館で異なりますが、自主回収を行い、分別を行った上で内鍋清掃センターに持ち込んでいる公民館や違反ごみを排出者に適正処理するよう促している公民館、週に1回程度、違反ごみをまとめて対応する公民館などがあります。

また、ごみの収集回数を見直しを実施した4月には、公民館の役員の方々が集積所に立ってごみの出し方について指導された自治公民館もあるようです。各公民館には多大な協力をいただき、ごみ出しマナーの啓発と向上に努めていただいていることに感謝申し上げます。

しかし、一部の地域では、分別基準に従った排出ができていないごみが見られ、集積所を管理する公民館やごみ収集委託事業者が苦慮している状況がありまして、このことは、結果に結びついていない課題でありますので、今後ごみ出しマナーを徹底していく必要はあるところではございます。

先ほども説明しましたけれども、4月に各御家庭に配布しました分別表、それからホームページに記載して分別の徹底をお願いしているところでございますが、ごみ出しマナーが徹底されるよう各公民館や関係団体とも連携を図りながら、地域の環境美化のさらなる向上に努めてまいりたいと思います。

○2番眞茅弘美議員 今後よろしくお願いします。そしてですね、今の場合は集落内での公民館内で出される対応なんですけども、先日、このような相談がありました。立神地域にお住まいの方から、いつも出す集積所に明らかにキャンプごみではないかと思われるごみが出してあった。これはどのように対応したらいいのかという相談がございました。

私も一緒に見に行ったんですけども、発泡スチロールの中に、明らかにスーパーの袋なんですけど、そのビニール袋が3つ置いてありました。瓶や缶がごちゃごちゃ入れてありまして、その方が気づいたのは初めてだったらしいんですが、ちょっと話を聞いてみますと、立神地区のほかの集積所でもですね、出されていたり、ひどい状態で入れてあったりとか、そういう箇所が数か所確認されているようです。

キャンプ場がにぎわうのは本当にありがたいことと思いますが、持ち込まれたですね、集積所近くの住民の方は非常に迷惑だと思います。今後、どのような対策を講じればいいのか、これは本当に難しい問題ですが、キャンプ場でのごみの持ち帰りは、モラルの問題、当然、マナーだと存じます。

現在、火之神公園にごみ持ち帰りについての周知や看板等がございまして、お願いします。

○鮫島寿文水産商工課長 近年、火之神公園は東シナ海を望む雄大な景観を求め、天気の良い週末など多くのキャンプ客でにぎわっており、利用客の増加に伴い、ごみの放置もこれまで課題となってきたところではございます。その対策としまして、広場の通路に2か所、炊事場に3か所ごみや炭の

持ち帰りについての看板を掲示しております。また、市のホームページでも公園利用のマナー遵守についてお願いをしているところです。

質問者から御指摘のありました公園外でのキャンプ客と思われる方のごみの投棄につきましては、市民生活課とも情報を共有して、実は私も立神地区の集積所には足を運んで近所の方ともお話をしました。

今後の対応としましては、市民生活課と地域の方ともお話をしていく予定ですが、新たな看板とか周知の仕方としましては、公園外でもキャンプごみの投棄が見受けられますと、公園内と同様にマナーの遵守をお願いしますといったような内容のホームページでの周知でありますとか、公園内でもそのような周知が可能かどうかも含めて環境整備係のほうとも協力して、そういったキャンプ外での、また内でのごみの投棄のないように周知を図ってまいりたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 よろしく願いいたします。

次に、本市ではごみ減量化に向けてエコサポーターの登録を勧め、その方にエコバックを配付しております。そして、生ごみ処理機購入に助成を行っておりますが、2つの取組状況をお願いします。

○松田勇一市民生活課参事 令和元年度から、ふだんの生活の中で身近に実践できるごみの減量化や節電・節水などの取組に協力していただける枕エコサポーターの募集について、現在、市役所市民ホールや環境整備係にエコバッグの展示や広報紙を通じて広く市民に応募を呼びかけているところでございます。

エコバッグは、令和元年度、令和3年度に合わせて3,000枚を作成し、枕エコサポーターに登録していただいた方へ配付し、買物の際に利用していただき、レジ袋の削減への協力や周りの方への呼びかけなどを行っているところでございます。令和3年度末の登録者数は931名となっており、企業、団体をはじめ多くの市民に登録をいただき、各個人ができる取組を実践いただきたいと思います。

登録に合わせて、スマートフォンを御利用の方には、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」に登録をいただいて、ごみの分別方法の検索機能やごみ収集日のお知らせなどの機能を活用していただいているところでございます。今後もたくさんの方に登録をいただき市民一人一人の環境意識の醸成を図りながら、取組を広げていきたいと思っております。

また、小中学生を対象として、環境に対する意識の高揚を図る目的で、枕エコプロジェクトポスターコンクールを令和2年度から実施しており、募集していただいた児童生徒にエコバッグを配付し、活用していただいております。

また、県と連携した環境学習講座に参加していただいた保護者、児童への活用もお願いしているところでございます。

本市のマイバックの使用状況について、令和2年10月に生涯学習課、枕崎市生活学校と市民生活課環境整備係でスーパーの店頭でマイバックの持参率を調査したところ、持参率が70.5%の結果になっておりました。令和3年10月に鹿児島県がマイバックキャンペーンで行った調査では、県全体では76.6%の持参率となっており、市民のマイバック持参は定着してきているものと考えております。

家庭用電気式生ごみ処理機器の補助につきましては、令和2年10月より市内の店舗で購入した家庭用電気式生ごみ処理機器の購入に対しまして、2分の1以内の額で上限3万円の補助を行っておりますが、令和2年度の補助台数は17台で補助額は43万7,000円、令和3年度は11台で補助額は29万7,000円となっております。

○2番眞茅弘美議員 このエコバッグですけども、令和3年末で931名ということで、現在、何枚準備してあるんでしょうか。

○松田勇一市民生活課参事 エコバッグにつきましては、令和元年度と令和3年度に合わせて

3,000枚作成をしております。現在、エコサポーターの登録者が令和3年度末で931名です。それから、枕エコプロジェクトポスターコンクールの参加賞として配付しておりますので、配付枚数につきましては、令和3年度末で1,200枚を配付しているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。このエコサポーターの登録は、今ございましたとおり令和2年度から始まり、初年度は黒と緑の2色でしたが、現在は4色とカラフルな色も増えまして選べるようでございます。

参事も言われたとおり、以前に比べますと大分皆さんスーパーなどでエコバッグを持参しているようです。これは意識の表れではないでしょうか。

そしてですね、先ほど出ましたアプリの「さんあ〜る」ですが、こちらは私も登録しておりますけどもとても便利で、今日は何のごみの日ですよというお知らせが来たり、分別が分からないときもあいいうえお順で検索できたりですね、非常に手軽で大変分かりやすいです。分別に困っている方がいらっしゃると思いますので、ぜひこの「さんあ〜る」を積極的に周知して広めていただきたいです。

最近ではですね、高齢者の方も結構スマートフォンを持っていらっしゃって、孫の写真を入れたいとか音声通話をしたいとかですね、結構持っていらっしゃいます。ですので、周知しただけではなく、例えば窓口に来られた方にこういうサービスがございますっていう案内もですね、手が空いているときなどは、そういう案内をしていただくと非常にそこから1人、2人と広がっていくのではないのでしょうか。そちらのほうの周知もですね、よろしく願いいたします。

そして、ごみ処理機購入についてですが、こちらについてはなかなか購入する方が増えない状況が続いております。これはどうしてでしょうか、お願いします。

○松田勇一市民生活課参事 生ごみ処理機の制度の活用が少ない理由としましては、家庭環境に応じた生ごみ処理の方法としまして、市衛生自治団体連合会の生ごみの堆肥化を行うコンポスト等の購入の一部補助制度があり、その制度で令和2年度13台、令和3年度21台の活用などがあります。そのことも電気式生ごみ処理機器の活用が少ない要因にはなっているのではないかと考えております。

また、補助の対象となる機器のメーカーや種類が少なく選択が限られていることや、実際、どのように処理され、ごみが軽減し、臭気が抑えられるのか分からないこと等も補助の利用が少ない要因の一つではないかと考えております。

利用者からは特に夏場の利用がとてもいいという声も聞かれておりますので、利用者の声や実践の様子を分かりやすく市民にお知らせするとともに、生ごみの減量、夏場の臭い対策、それぞれ家庭環境に応じ、電気式生ごみ処理機器、コンポストの補助制度が活用されるように、今後も広報啓発を行ってまいりたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 現在ですね、物価上昇等で日々の暮らしを維持することが精いっぱいの方も多くいらっしゃるかもしれません。しかし、ごみ減量化に取り組もうという市民一人一人の意識改革につなげる取組が大事だと思いますので、今、参事が言われたような要因を考慮し、対策につなげていってほしいと思います。お願いします。

次に移ります。

令和6年9月からは、新クリーンセンターの稼働に伴いまして内鍋清掃センターはごみ処理中継施設になると聞いております。お知らせ版にも一枚紙で挟んで周知されておりますが、私のところには市民の方からこれまでどおり家庭ごみ、燃えないごみが持ち込めるのだろうか、そしてまた、例えば空き家になった実家の家財道具の片づけを今のうちにしなければ、加世田まで持っていかなければならないのではないかなど、心配する声がございます。

そこで、内鍋清掃センターは、これまで同様、燃えるごみ、燃えないごみ、リサイクルごみ、粗大ごみなど持ち込めるのでしょうか。また、持ち込める時間ですね、平日毎日行うのか、そし

て資源ごみについては内鍋清掃センターで処理し、売却となるのでしょうか。この3点をお聞きします。

○松田勇一市民生活課参事 南さつま市金峰高橋に建設中の（仮称）南薩地区新クリーンセンターの令和6年9月の稼働に伴い、内鍋清掃センターは、稼働停止後に焼却施設を除き、市が管理棟、ストックヤードなど既存の施設を活用しながら、一般廃棄物運搬中継施設、マテリアルリサイクル推進施設の機能を合わせたごみ処理中継施設を整備・運営することとしております。

本市が整備するごみ処理中継施設は、（仮称）南薩地区新クリーンセンターまでの距離が長くなることから市民の利便性を考慮し、内鍋清掃センターを活用し、市民から持ち込まれる粗大ごみなどの持込みごみを受け入れて運搬するためのごみ中継施設と、資源ごみを中間処理する施設を併せた施設整備を計画しているところでございます。

（仮称）南薩地区新クリーンセンター稼働時期と同時期に運用できる体制を進め、本年度はごみ処理中継施設整備基本計画策定の業務委託を行い、施設の規模や受入体制など詳細につきましてはその中で決定していくこととしております。

来年度に実施設計を行い、工事着手の予定で現在準備を進めているところです。市民へは令和4年4月のお知らせ版のとじ込みのチラシで内鍋清掃センターをごみ処理中継施設として整備を進めていること、引き続き市民の皆様から持込みごみの受入れや一時仮置き、資源ごみの中間処理や保管を行う施設であることを市民へお知らせをしているところでございます。

なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が本年4月に施行され、今後、この法律に定める分別基準を策定し、適切に分別して排出される仕組みづくりを進めていく必要があります。市民が排出するごみの分別はこれまでと全く同じということにはならないと思いますが、ごみの集積所へごみを排出することや粗大ごみなどの中継施設への搬入など、市民への影響を少しでも抑えられるよう計画を進めていきたいと考えているところです。

市民の皆様へのお願いとしまして、喫緊の課題であるごみ減量化の推進を進めるため、御家庭でできる取組を徹底していただく必要があるかと思っておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

○2番眞茅弘美議員 次に移ります。次に、市営住宅について聞いてまいります。

本年度10年間の長寿命化計画も作成されました。大変思い切った内容の計画が立てられており、評価いたしたいと思っております。

そこで、この長寿命化計画に沿って特に気になった点を聞いてまいります。まず、市営住宅の総数と築後50年経過している住宅数を教えてください。

○大工園昭則建設課参事兼建築係長 市営住宅の総数は、令和4年4月1日現在、市営住宅が358戸、特公賃住宅が10戸の合計368戸を管理しています。築後50年以上経過した市営住宅数は74戸で、市住宅総数の20%となっています。

○2番眞茅弘美議員 築後50年たっているその住宅名までよろしく申し上げます。

○大工園昭則建設課参事兼建築係長 築後50年以上経過している住宅につきまして、亀沢団地簡易平屋住宅、木場団地、谷原団地、火之神団地の一部になります。

○2番眞茅弘美議員 4か所ということでございます。そのうちのですね、谷原団地は建て替えが計画されております。この情報を聞いて、市民の方から谷原団地は更地になるのか、それとも建て替えるのか、今居住している住民はどうなるのか、などの声がございます。

そこで、解体・建設はどのような計画になっているかお尋ねします。

○大工園昭則建設課参事兼建築係長 谷原団地建替事業は、令和4年度から7年度の4年間で10棟20戸を4棟20戸から24戸に建て替える計画で、現在の入居者は3戸になっています。

建て替え計画においては、全体工事を2分化して、現在の入居者に影響のない西側工区の2棟8戸を先に建て替え、建て替え後に3戸の入居者が仮住まいをすることなく直接入居できるよう

に計画しています。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。建て替えられるということでございますね。

そして、次に火之神団地についてですが、これまで議会での提案などもございまして令和3年に2棟解体し、現在は12棟残っております。そのうちの9棟が段階的に用途廃止される計画になっております。

火之神団地は、利便性も悪く買物や通院などに不便ではないかと存じますが、長く居住されている方にすれば廉価で住み心地がいいのかもしれませんが。

現在、この残す予定の3棟は、何名入居可能で何名居住されておりますか。それから、この3棟を残す理由をお願いします。

○大工園昭則建設課参事兼建築係長 火之神団地の残す3棟11戸につきましては、現在の入居者は7戸になります。火之神団地の管理戸数は、4月1日現在、10棟51戸で、その10棟の中に26戸が点在して入居しています。

火之神団地では、最も古い建物が昭和43年建築で53年が経過し、老朽化が進み、耐震性も確認できない建物が存在することから、安全性を憂慮しているところです。

このような中、点在する入居者全てをほかの団地に住み替えしていただくことは不可能であることから、比較的新しい昭和53年建築の耐震性のある5棟のうち、3棟11戸を長寿命化事業により改修し、希望される方を集約し、全戸空き家となった建物から解体し、用途廃止をする計画となっております。

○2番眞茅弘美議員 残す理由は分かりました。そして、3棟で11戸数入居可能で現在7戸数が入居されているということですね。

長寿命化計画の中で平成27年から5年間の入居応募状況を見ますと、火之神住宅は応募者が1件となっております。9棟は用途廃止対象のため政策空き家だと思うんですけども、この3棟に対しての募集で間違いはないでしょうか。

○大工園昭則建設課参事兼建築係長 以前の入居1戸につきましては、まだ政策空き家としていない時期の入居となっております。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。それとですね、令和4年、今年ですね、この3棟についてですが、外壁・屋根修繕、そして3点給湯器設置を計画しております。こういう補修計画ではありませんけども、今後入居見込みがあると見ているわけでしょうか。

○大工園昭則建設課参事兼建築係長 今、住宅にも26戸が点在して入居しておりますので、古い建物からの移転という意味で、この11戸の空き戸数4戸については、団地内の古い建物からの移転を進めていこうかと考えております。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。そうですね、入居されている方は、廉価で住みなれたところがあってという理由もあると思いますけども、今の段階ですと、亀沢団地簡易平屋住宅、小山平、木場団地は令和19年用途廃止とはなっておりますが、こちらの入居率をお願いします。

○大工園昭則建設課参事兼建築係長 木場団地の入居率につきましては、今、管理戸数20戸のうち、18戸が入居しております。2戸につきましては、政策空き家として募集停止をしておりますので、入居率は100%ということです。

火之神団地につきましては、管理戸数33戸に対して18戸が入居しており、残る15戸につきましては募集停止をしておりますので、入居率は100%となっております。

小山平団地は管理戸数10戸に対しまして8戸が入居しております、こちらは入居率80%となっております。

○2番眞茅弘美議員 亀沢の簡易平屋住宅もお願いします。

○大工園昭則建設課参事兼建築係長 亀沢団地の簡易平屋住宅につきましては、管理戸数16戸に対しまして15戸が入居しております。1戸につきましては、政策空き家として募集停止をし

ておりますので、入居率は100%になります。

○2番眞茅弘美議員 今、答弁していただいたんですけども、ほぼ、今満室といいますか大体入っている状態だということですね、分かりました。

これまでを整理しますと、本市には19団地、84棟ございます。これを長寿命化計画に沿って、谷原団地の建て替え、そして令和20年までに3団地、金山、木場、火之神の9棟を用途廃止とする計画となっております。

今後はですね、人口減少に伴う市営住宅の入居者の需要ですね、こちらは減少するのではないのでしょうか。入居数もですが、今後は高齢化社会ということで、高齢者、障害者、1人親世帯、そういう方々に優しい、そして安心して暮らせる住まいの確保が重要だと、そして居住地も市街地が望ましいと存じますが、これまで市長からも議会の中で、独居老人、1人親世帯が増加しているという状況があるので、それらに特化した住宅建設が必要だと言われております。

市長の見解をお聞かせください。

○前田祝成市長 昨年度策定いたしました公営住宅等長期寿命化計画では、人口減少に伴い市営住宅への住宅需要も90世帯程度減少する、こういうふうな見込みを立てております。高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保につきましては、御指摘のとおり大変重要でありますことから、福祉対応型という改善事業の実施計画を一つ示しているところでございます。

この福祉対応型の実施方針では、建て替え時などでは、高齢者等が安心・安全に居住できるよう住戸・共用部・屋外のバリアフリー化を進め、既存においては、建物の中層階から低層階へ住み替えを誘導するというようにしてございます。

特に高齢者、障害者の単身、二世帯といった入居者のために、小規模で廉価な住宅の供給が必要と考えておまして、令和元年度に完成した渦山団地のほうには、2DKタイプの住宅を12戸整備しております。また、今年度から始まります谷原団地建て替え事業におきましては、全ての住居を1DK、2DKタイプとし、高齢者、障害者に対応した住宅の整備を進めてまいるところでございます。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。時代に沿った望ましい計画がされているようで、よろしくお願いたします。

最後になりました。原油価格・物価高騰等に対する支援策について質問してまいります。

原油生産が世界で第3位のロシアによるウクライナ侵攻により原油価格の高騰が続いております。また、それに伴って値上がりが止まりません。

本市においても基幹産業である水産業、農業、また運輸業、観光業とほとんどの業種に影響が出ている状況だと察しますが、見通しはあるのでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 本市の4月、5月の状況を少し申し上げますと、まず新型コロナウイルス感染症の影響と思われる飲食店における企業団体の宴会等の予約が入らないとか、感染拡大の影響で小グループでの予約のキャンセルなども多かったと伺っておりますが、これに付随しまして食料品の卸売業、酒店、タクシー、代行運輸業なども大きな影響を受けており、また、かつおぶし製造業においても、いまだに生産調整を行っている状況にあり、観光や土産品関連、サービスを含めた多くの業種でコロナ前の業績回復には至っておらず、市内経済は依然として厳しい状況にあると認識しております。

また、コロナ禍の厳しい経営環境にある中で、業種によっては売上が戻りつつあるところに、質問者からもありましたとおり、現在の原油価格の高騰や原材料等の仕入価格の高騰が基幹産業であります水産業や農業を含め、多くの企業や事業者の収益に影響を与えてきている状況にあります。具体的には、燃料費や仕入価格の上昇分を商品価格に転嫁できていない事業所もあると把握しております。

今後、燃料高、原材料高を価格に転嫁できなければ、一層の業績悪化が避けられないのではな

いかと考えているところです。

現在、コロナ禍での燃料高、原材料高の市内経済への影響については、商工会議所と行政との間で情報共有、共通認識を図り、水産関係の団体等とも連携しながら、事業者支援の施策や地元需要の創出、地域内経済の循環を高める消費喚起の取組、アフターコロナの施策と併せまして、お尋ねの燃料高、原材料高対策についても検討を進めておりますが、まずは、今議会で提案しております事業者応援資金支給事業で、お尋ねの原油価格・物価高騰等に対する支援としたいと考えております。

この事業者応援資金の支給につきましては、コロナ禍の支援ではありますが、時期的には燃料高や原材料高などのコスト上昇による収益悪化への対策として、企業や事業主の皆さんの経営の一助にもなろうかと思っております。

今後も原油高騰及び物価高騰の対策につきましては、国の動向等も積極的に情報収集し、地域内経済情勢をしっかりと見極めて、対処、支援していきたいと考えております。

○沖園信也農政課長 私のほうからは、農業の状況を説明いたします。

農業を取り巻く環境は、農業人口の減少や高齢化などによる労働力不足が深刻化し、生産基盤が縮小傾向にある中で、長引く景気の低迷や生産コストの上昇、地球温暖化の影響や病害虫の発生などにより不安定な生産量、品質となるなど生産環境も厳しさを増してきている状況であります。

これに加えて、原油価格・物価の高騰が重なり農業経営はさらに厳しくなっておりますが、現在、燃油価格の高騰対策として茶や施設園芸のセーフティーネットがあり、本市では茶工場のほとんどが加入し、また、菊の生産者につきましては現在募集中であります。

また、農業の生産資材も全体的に高騰していると思われませんが、特に畜産農家にあつては、飼料の高騰が著しくなっております。

この対策といたしまして、配合飼料価格安定制度、牛、豚についてはそれぞれマルキン制度があり、活用されているようです。

さらに、耕種の秋作・冬作につきましては原材料の不足に伴う肥料の価格高騰が懸念されておりますが、JA南さつまでの販売につきましては、今月末までの購入や年間を通じて一括注文をされているものにつきましては現在の価格とし、できるだけ農家の負担とならないよう対応を行うとの話を聞いておまして、JAの肥料の価格改定は7月からと伺っております。

質問の原油価格・物価高騰等に伴う農業生産者への支援につきましては、このような状況を踏まえ、今回の補正予算におきましても、認定農業者等担い手育成対策事業や肉用牛生産者経営継続対策事業などをお願いしているところでございます。

また、ただいま水産商工課長から説明がございましたが、事業者応援資金支給事業において農業生産者がどの程度申請されるのか、さらには振興局とJAに設置される生産資材価格高騰に関する農業者のための営農相談窓口などの相談内容を踏まえ、どのような助成をすべきかを調査研究し、併せて国の原油・物価高騰対策の補正予算を伴う事業を注視しながら、有効的な支援策について検討していきたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 いろいろ今、答弁していただきまして検討していただくということですが、少しここで現状をですね、今、事業者応援資金のほうで対応してくださるということで、こちらも本当に大変ありがたいですけども、これはですね、コロナの影響を受けて売上げが減少した事業者が対象です。

しかし、例えばですね、畜産業の方の話ですが、売上げは変わらないが、先ほども出ましたけども飼料が物すごく高騰しておまして、今ですね、7月からさらに値上げですけども、今で1年前と比較した場合、140万円の値上がりだそうです。こちらは養豚業で1,300頭飼育されている方ですけども、そしてまた7月になればさらに値上がりっていうことです。

今、世界中で本当に大変なことになっておりまして、材料費もですが、仕入値プラス円安の影響、そして輸送コストも値上がりしておりますので、もう非常にですね、今後続けていけるのか大変危惧しております。6月3日の南日本新聞にも国が農家を支援するための補助金制度を創設する検討に入ったと掲載されております。

そして、茶工場でかなり消費があります重油についても、お隣の南九州市では1リットル3円の助成、そして出水市では肥料に対して3分の1の助成をすると聞いております。農家からも何か対策はないかという声が上がっておりますので、全てにおいてといいますか、農業だけでなく水産業、商工業、多岐にわたると思いますが、どうかよろしく検討をお願いいたします。

時間がありませんが、次に、給食費についてお尋ねいたします。

学校給食の材料仕入価格の高騰が懸念されております。今年に入ってから、徐々に値上げが続いている状態にあります。現在、3年度と比較しての金額はどの程度増加しているのかをお願いいたします。

○宮原司給食センター所長 学校給食は、児童生徒の保護者の皆様に負担していただく学校給食費で食材を購入し、給食提供に必要な人件費、施設修繕費、光熱水費等を本市が負担しております。

学校給食費の設定に当たっては、年度間を見通して一定の額を定め、学校給食センター運営委員会に諮って、教育委員会が決定をしているところです。

お尋ねの令和3年4月と令和4年4月を比較した場合の食材の価格につきましては、平均して約3%程度上昇しており、本市においても若干、影響が出てきておりますが、これまで献立の変更は行わず、パンの種類の変更や食材の変更を行いながら栄養価を踏まえた給食の提供を行っているところです。

今後、2学期の見積りを行うに当たりましては、食材の価格はさらに上昇するものと考えているところです。

○2番眞茅弘美議員 現在、4月時点で3%ということですが、年内では1万品目の値上げとなると発表されております。

このような大変厳しい状況の中、学校給食費が値上げされると非常に家計を圧迫いたします。本市で給食費の値上げについては、どのようにお考えかお聞かせください。

○宮原司給食センター所長 食材の価格につきましては、本市においても平均して約3%程度上昇し、今後も原油高や円安に伴う物価上昇により、食材価格は10%程度上昇するのではないかと見込まれているところです。

学校給食費の設定に当たっては、年度間を見通して一定の額を定め、学校給食センター運営委員会に諮り、教育委員会が決定をしているところであり、今後の物価高騰により、値上げを行う場合であっても、学校給食費の負担金を変更する場合は、同様の手続を行う必要があります。

これまでも物価上昇や消費税率の改定に伴い給食費の値上げを行っておりますが、最近では平成26年度と令和2年度に小中一律100円の値上げを行っており、現在の給食費は月額で小学校が4,000円、中学校が4,700円となっております。

令和2年度に小中一律100円の値上げを行った際には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、その引上げ分を助成し、子育て支援として、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

また、令和2年度と令和3年度には、農政課の事業である「枕崎の、牛肉。」ふるさと給食活用事業において地元産牛肉を給食メニューとして提供いただいたり、そのほか枕崎水産加工業協同組合様から毎月ふしの日にかつおぶしを無償提供いただきながら給食の提供を行ってきたところです。

しかしながら、今後、食材価格が10%程度上昇するのではないかと見込まれておりますので、

その上昇分を食材費に転嫁した場合、現在の給食費のままでは、これまでどおりの栄養バランスや質、量を保った給食の提供ができなくなる可能性があります。

今年度も、農政課の事業である「枕崎の、牛肉。」ふるさと給食活用事業において地元産牛肉を提供いただける予定としておりますので、可能な限り給食費の値上げを行わずに取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、今後の食材価格の推移を見守りながら、さらに高騰する場合には、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の活用も視野に入れつつ、保護者の経済的負担を軽減する観点からも、給食費を据え置く方向で取り組んでまいりたいと考えております。

コロナ禍にあっても、食育や地産地消を推進しつつ、安心安全な学校給食の提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時9分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 枕崎日本一。今回も正々堂々、真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

引き際の美学。出ない出ないと言いながら、ひょっこりひょっこり顔を出す。後から後から顔を出す。俺様がまちを救った。俺様がまちのヒーロー。普通に出てくりゃいいものを、笑われていること知らないんだ。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いします。

○12番東君子議員 4年後はないぞと言われはや3年、そっくりそのままお返しいたします。

1年後はないぞ。ちょろちょろ探さないでくださいね、補助金。市民の大切な血税ですから。政治屋が他人のふんどしで相撲を取り、私腹を肥やし大威張り。やり方が汚い。考えていることは自分の利益、自分の地域。議員の数も今後減る中、政治屋に譲る椅子など1つもない。真の政治家を目指す青年の心を持った汚れのないあなたの勇気ある挑戦に心から敬意を表します。

さて、現在私のほうに寄せられる暮らしの相談の内容が大きく変わりつつあります。日本も戦争に巻き込まれてしまう可能性はあるのか、コロナの次はサル痘、こんなにワクチンを打ち続けて体への影響はないのか。

そして、宇都集落では、大雨になると大きくえぐられた巨大な穴に水がたまり、鉄砲水が押し寄せてくる場所がある。その周辺には、高齢者や子供たちも住んでいます。市の担当は、雨の日現場に出向いて調査してほしいなど、直接命に関わる不安の声が多く聞かれるようになってきています。

市民の命に関わる大切な採決の場において、市の職員のメンツがあるから賛成に回ってなどの卑劣な電話をかけてくることのないよう前もってくぎを刺したいと思います。これからは、全て表に出す。

それでは防災対策について伺ってまいります。

これから梅雨の季節に入り、今までにない異常気象や何日も降り続く大雨など、大規模な自然災害が来ることを想定し、市民の命を守るため、現在、取り組んでいること、また、今後の課題とはどのようなものなのでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 近年、地震、台風、豪雨といった自然災害は、激甚化・頻発化しており、いっどこで大規模な自然災害が発生してもおかしくない状況です。

こういった自然災害から市民一人一人が自分の命を守るには、ふだんから自宅のある場所はどのような災害が予想されるのかを知っておくことが大切であり、危険を感じたら、より安全な場所へ避難することが重要です。

避難のタイミングを明確にするため、災害対策基本法の改正により、市町村が発令する避難情報等の発令基準が令和3年5月20日から見直され、これまでの警戒レベル4の避難勧告と避難指示が避難指示に一本化されましたが、市としましては、災害時には関係機関からの情報や自ら収集した情報によりの確に判断を行い、ちゅうちょすることなく避難情報を発令し、速やかに市民に伝えなければなりません。

現在、市民に対する避難情報の伝達方法については、防災行政無線、防災・一般情報提供メール、緊急速報メール、市ホームページのほか報道機関からの情報発信など各種媒体を活用しておりますが、市民が迅速に、かつ確実な避難ができるよう、今後もしっかりと避難の徹底に取り組んでまいります。

その他の現在の取組や今後の課題等については、担当課より答弁いたします。

○平田寿一総務課参事 ただいま市長から答弁がありました避難情報の確実な伝達に向けての取組としては、戸別受信機の設置に対する補助制度のさらなる周知や、防災・一般情報提供メールの登録の促進のため、広報紙への掲載やチラシとじ込み、地域等で行う防災講話などでの呼びかけにより、戸別受信機の設置やメール登録数の増加に努めています。

その他の取組として、市総合防災訓練の実施、地域で行う自主防災訓練等への補助や講師派遣といった支援、学校で行う防災訓練や各種研修会時に組み込む防災講話の実施、市総合防災マップの配布などの取組を行っています。

特に市総合防災マップについては、御自分の住んでいる場所を見て、どのような災害が想定されるのかといったことや、避難所・避難場所の位置、避難情報、持ち出し品など、避難に関して市民の方々が知っておくべき知識や情報が掲載されていますので、今後、さらにその活用が図られるよう取り組んでまいります。

そのほかでは、市防災点検を毎年実施し、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域などでどのような対策や事業を行っているのかなどを市長以下関係課職員で現場にて状況を確認し、情報の共有を図っています。

課題としては、市民の災害に対する意識を高め、自助、共助がしっかりと働く地域をつくっていくことだと考えています。

特に自主防災組織については、74公民館中66公民館が結成されており、世帯数に対する結成率は97.23%であります。組織の育成という面では、結成していても活動がなかなかできていない組織もあることから、災害発生時において、実働する自主防災組織を増やしていくため、広報紙や防災講話等の中で訓練等の実施を呼びかけたり、自主防災組織の結成や訓練等を支援する補助制度を活用してもらうなど、結成や訓練をしやすい環境づくりに努めています。また、要請があれば訓練方法等のアドバイスや講話を行い、自主防災組織の活動の後押しも行っていきます。

平時から自助の意識を高め、災害に対しての準備・備えを行うとともに、それぞれの地域で自主防災訓練等の活動を行い、自分たちで助け合える共助の体制が構築されるよう、引き続き自主防災組織の結成と育成に力を入れ、今後も市民の命を守るための取組に努めてまいります。

○12番東君子議員 大切なことは、防げる災害はですね、早めに防いで大惨事にならないように先手を打つ。そして、行政が想像力を働かせる。イコール市民への思いやりです。これに尽きると思います。危ない問題のあるところでは、大雨で土砂がぬかるんではないか。一人暮らしの方や子供がいる世帯は特に気をかけ、避難を早めに呼びかけるなどの対策が必要です。

よくですね、たくさんの死者が出た後に、あその場所は議会でも取り上げられていたなど、ほかの自治体の大惨事がニュースになったりします。スピーディーな担当課の対応をこれからも心がけていただきたいと思います。

そして、災害が起きたときにすぐに避難できるように、防災グッズ、これを前もって準備をしておく必要があります。災害に備えて、市役所内の空きスペース、そこに防災グッズを展示して市民への呼びかけを行ってはいかがでしょうか。

○平田寿一総務課参事 災害は、いつ起きるか分からないため、いざというときにスムーズな避難や対処ができるよう平時から準備をしておく必要があります。

災害時に迅速な避難を行うため、非常時持ち出し袋を準備するとともに、被災後、通常の生活に戻るまでの間を乗り切るための食料などを備蓄していくことが必要です。

こうした非常時持ち出し袋や備蓄等の必要性は、多くの方が理解していると思いますが、なかなか行動に移せていないのが現状ではないかと思います。また、何を準備すればよいか分からない方もいらっしゃるかもしれません。

非常時の持ち出し品については、市総合防災マップの中にも掲載しておりますので、その活用が図られるよう、今後、市民の皆さんに防災講話等を通じて周知を図ってまいります。

議員がおっしゃるように、庁舎内に防災グッズを展示して備えを呼びかけることは、防災意識を高め、災害に対して備えるという行動を後押しすることにつながると思いますので、今後、防災グッズの展示に向けて準備を進めてまいります。

○12番東君子議員 いい御返事がいただけたと受け止めました。

私の両親が住んでいるところは、南海トラフ巨大地震が起きたら約10分で津波が来るだろうと言われていています。玄関には、でっかい防災グッズが2つ、準備万端。定期的に期限切れの缶詰、水などをチェックしています。しかし、欠点は持ち出せないほど重い。絶対ないと困る薬や通帳、保険証など、災害の大きさに合わせ、中身の厳選を行う必要があります。

会合で防災グッズの話になり、笛の話題が出ました。映画タイタニックでは、主人公の女性が最後の力を振り絞り、笛を吹いたことで救助隊に助けてもらうことができました。夏休み、安全対策としてキャンプに行く子供に持たせてはどうか。どうせなら、よく響く笛を作って、かつおぶえと名づけ、商品化して購買部やふるさと納税で活躍してもらってはいかがが。こういった楽しい、いろんなアイデアをいただいております。ぜひ参考にしてみてください。

そして、いつどこで災害に巻き込まれるか誰にも分かりません。1日のほとんどを学校で過ごす子供たち、小中学校の防災マニュアルの内容はどうなっていますか。

○中村克己学校教育課長 各学校では、校内はもとより登下校時や日常生活においても自分の命は自分で守っていくための知識や技能、さらにそれらを自分の判断で行動に移すことができるよう危機管理マニュアルを作成し、年間を通して様々な学習や訓練を行っております。

例えば、毎年、学期初めには、交通事故や不審者等から身を守るため、通学路安全マップを配付し、教職員やPTA、地域の方々の協力を得ながら、挨拶運動などを兼ねた安全指導を実施したり、校内において火災が発生したことを想定した避難訓練などを実施したりしております。

火災はいつ、どこで、どの時間帯に発生するか予測することができないため、まずは、非常ベルが鳴った際は、おしゃべりをやめ、放送による指示に従い、周りの友達と一緒に、火災発生場所や煙の状況等を予測しながら慌てず避難場所に移動するよう指導しております。子供たちには「お・は・し・も」おさない、はしらない、しゃべらない、もどらないと指導しております。

中でも大規模な自然災害、地震やその後に発生する津波を想定した避難訓練については、平成23年3月11日の東日本大震災の教訓等を基に、緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる行動をとることを指導しております。

また、各学校では、自分の学校の標高等を確認しており、ハザードマップ等を基に最大の津波を想定した避難場所を設定し、児童生徒を安全に避難させることができるよう訓練しております。

さらに、学習指導要領に基づき、例えば、理科では自然がもたらす災害の仕組みやメカニズム、社会科では自然災害における地域防災への取組、道徳科では東日本大震災で語られている津波てんでんこを活用した、自分の命は自分で守る教育など自然災害の仕組みや自然災害への備えについても学んでおります。

大切なことは、子供たちが自然災害を含め、あらゆる危険から自分の命を守るための知識や技能を身につけ、そのような状況に陥ったとき、周りの状況を把握しながら対応できるような力を身につけることだと考えております。

さらに、家庭生活を送る中で、災害など自分や家族、地域の方々に危険が迫っていると感じた際は、学校で学んだことを基に、情報機器等を効果的に活用しながら、家族や地域の方々に命を守る行動について積極的に伝えていくことが、社会の一員として地域に貢献できる力になるものだと考えております。

また、梅雨時期を迎えた6月は、大雨等による災害の危険が想定されます。各学校では、気象情報や市の防災放送等をもとに、しっかりと命を守る行動をとることができるよう、継続して注意喚起及び指導を行ってまいります。

○12番東君子議員 どんなに立派な防災マニュアルがあったとしても、いざというときに使われなければ全く意味がありません。絵に描いた餅です。

3.11の東日本大震災では、全校児童108人の小学校で、その時間学校にいた78人中74人が死亡、行方不明となりました。地震発生後50分間、校庭で待機。ようやく避難を開始したのは、津波が来る1分前だったそうです。危険を察知した児童からは、山に登ろう、山に登っぺの声も上がっていました。津波被害が多い三陸地方では、津波が起きたら命てんでんこだと伝えられてきました。これは、津波が起きたら家族と一緒にいなくても、気にせずてんでんばらばら高いところに逃げ、まずは自分の命を守れという意味だそうです。

津波てんでんこと言われる標語を市全体で把握して、市民に広く伝える取組を行ってはいかがでしょうか。

○平田寿一総務課参事 津波てんでんこを市民に広く伝える取組については、平成30年度の市総合防災訓練において、岩手県陸前高田市立気仙沼小学校の元校長先生を東日本大震災の災害伝承の語り部としてお招きし、「「あの日、あの時」～ふるさとは負けない～」と題して、震災の体験談や児童生徒に対する避難誘導のこと、震災後のふるさとの復旧や住民たちの頑張っている姿などについて講演をいただき、震災当時から現在までの被災地の様子が参加者に十分伝わったものと思っています。

また、昨年の市広報紙6月号では、特集記事として東日本大震災の様子や震災を教訓とした災害対策などについて掲載し、市民の皆さんに紹介しました。

津波警報等が発表された場合は、遠くに逃げるよりも、まずは高いところを目指して避難する垂直避難を呼びかけています。

今年1月に起きたトンガ沖の海底火山噴火による津波と見られる潮位の上昇につきましては、薩摩地方西部にも津波注意報が発表されました。早朝ではありましたが、防災行政無線放送による注意喚起や津波避難ビル2か所と避難所2か所を開設して対応を行いました。たとえ注意報であっても、甚大な被害をもたらす可能性もあることから、十分な警戒をする必要があります。

今後も市総合防災訓練や自主防災組織の訓練などで、自分の命は自分で守る自助や地域や隣近所で助け合う共助に加え、津波てんでんこを含めた津波に対する避難の在り方など、命を守る行動についても広く市民に周知していきたいと考えています。

○12番東君子議員 現場で子供たちを守らなければいけない先生方が正しい判断ができるよう

に、市民みんなで津波てんでんこの意味を理解する、そういった取組が必要だと強く感じました。それでは小中学校の校則について伺ってまいります。

小学生を持つ知り合いのお母さんと先日スーパーの前で立ち話をしていたところ、何でもかんでも値上がりで、かなり家計も影響を受けている。子供たちは食べ盛り、しかも成長も早い。買物の後、子供たちの下着や洋服を買いに行く。学校の規定があるもんだから、何でも家にあるもので代用できるとすごく助かるんだけどというお話でした。そういった視点からの質問になります。

現在、小中学校の校則の内容はどうなっていますか。そして、なぜ校則は必要なのでしょう。○中村克己学校教育課長 校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められております。児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として、必要かつ合理的範囲内において、学校運営の責任者である学校長が定めております。

児童生徒が発達過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは、極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しているものと考えております。

校則には、始業時刻や児童会、生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装や頭髪、校内外の生活に関する事項など、学習をはじめとする教育活動に専念させるために様々なものが含まれております。

以上です。

○12番東君子議員 私はですね、この服装検査というものに対して、学生時代、恨みしかありません。私髪の毛が真っ黒だったんですが、色素がちょっと茶髪の、もともとそういう女の子たちが何人かいたんですが、私を立たせてその横を通過させるんです、茶色い髪の女の子たち。そして、こっちが本来の黒い髪だからこっちが正しい。おまえは髪が茶色いからもともと茶色い髪の女の子をわざわざですね、黒に染めてこいと。それはちょっといかなものかなと思ひまして、みんなでですね、生徒指導の先生に抗議に行こうということになりました。そして、集合場所に行ったら私しかいなかったんですね。みんなが来なかった。どうしようもないから私は行きました。生徒指導の先生のところ、おかしいんじゃないかと。そしたらですね、昔はですね、許されたんですね、暴力が。ぼっこぼこにされました。

ですから、そういうですね、理不尽な校則、今はそういうものはないと思いますが、枕崎の小中学校では、服装検査などをどのように行っていますか。また、その内容によっては、いわゆるブラック校則と呼ばれるものに当てはまるものはありますか。

○中村克己学校教育課長 まず小学校では、服装検査等を行っているところはございません。中学校においては、生徒会が中心となり、身なりを整えるよう互いに呼びかけを行う活動は行っております。

いわゆるブラック校則とは、児童生徒の人権侵害に当たるような校則や合理性のない校則のことです。各学校では、校則を社会通念に照らして合理的と見られる範囲内で、学校や地域の実態に応じて定めております。

本市の小中学校においては、いわゆるブラック校則と言われるような校則はないと把握しております。昨今言われている校則の見直しについて、本市の小中学校においても時代の流れや社会の状況、また生徒の実態や保護者の考え方など総合的に判断しながら、適宜見直していくことも必要であり、学校のアカウンタビリティ、説明責任も果たしてまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 一つだけちょっと気になることがありますので、お答えしていただきたいんですが。

女子の制服の肩の辺りからですね、例えば、真っ赤な色のブラのひもが見えました。そのとき、

担任の先生はどういう指導をされますか。

○中村克己学校教育課長 そのような状況になったという報告は聞いておりませんが、仮にそのような状況がもしあるとするならば、やはり、養護教諭、女子職員等と話をしながら、そのことをどのような状況で、決まりがあるのであれば、その決まりと違うのか、そのようなことについて必ず女子職員のほうにお願いしてお話することになるかと思えます。

ただ、強引に何かをどうかする、強制的に何かをするということは、人権上とても配慮しなければならないことですので、そこはしっかり対応するものだと考えております。

○12番東君子議員 子供たちや保護者からの校則についての意見や要望、こういうものはありますか。

○中村克己学校教育課長 各学校では、保護者から具体的な要望等はございませんけれども、中学校においては、生徒からの要望は幾つか出てきており、その内容について各学校では生徒会、教職員、保護者等を交えながら、見直しも含め、現在検討しているところでございます。

○12番東君子議員 子供たちも参加して、新しい時代に合った校則づくりの話合いは行われていますか。

○中村克己学校教育課長 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならないと考えております。

校則の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しに当たっては、児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者にアンケート調査を実施したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する場をつくるのが大切であると考えております。校則の見直しのために、児童会・生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けたことで、児童生徒が自主的に校則を守るようになったという事例、その取組が児童生徒に自信を与える契機となり、自主的・自発的な行動につながり、学習面や部活動で成果を上げるようになったという事例などもあります。これらは、校則の見直しを学校づくりに生かした取組と言えます。

したがって、校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、その主体性を培う機会になるものだと捉えております。

このような状況を踏まえ、各学校では、児童生徒や保護者等の意見を交えながら校則の適宜見直しを行っているところでございます。

○12番東君子議員 子育てにはとにかくお金がかかります。給料は上がらないのに、値上がりだけが続いています。代用できるものは代用する。浮いた分は食費に回せます。子供たちの命を守る校則であってほしいと思います。

次に入らせていただきます。

高齢者に優しいまちづくりについて伺ってまいります。毎日の暮らしの中で、高齢者が市に求めていることとは何でしょうか、調査研究は行われていますか。

○福永賢一福祉課長 本市では、老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年ごとに老人福祉計画・介護保険事業計画を策定しております。現在、令和3年度から令和5年度までの第8期の計画を推進しております。

計画策定年度の前年度には、介護予防日常生活圏域ニーズ調査、高齢者等実態調査を実施しており、高齢者等の実態や意識・意向を調査、分析し、計画策定の基礎資料としております。

調査の種類としましては、介護保険の被保険者で、65歳以上の高齢者のうち要介護・要支援認定を受けていない方を対象とした一般高齢者調査と、40歳以上65歳未満のうち要介護・要支援認定を受けていない方を対象とした若年者調査、そして、介護保険の被保険者で要介護・要支

援認定を受けている在宅の方を対象とした在宅要介護、要支援者調査の3種類の調査を実施しております。

令和元年度に実施した調査で把握した高齢者が求めていることにつきましては、今後も住み慣れた自宅に住み続けたいという希望が大半であったこと。また、今後の取組について市が力を入れていくべき事項については、在宅での生活を続けられるような多様な福祉サービスや介護サービスの整備を求める意見が多くありました。さらに、若年者調査では、高齢者が生涯働き続けられる環境づくりを求める意見が多くありました。

今年度は、次の計画を策定するための実態調査を予定しております。高齢者等のニーズを的確に把握できるよう調査を実施していきたいと考えております。

○12番東君子議員 私のところにはですね、高齢者の方々から素朴な御意見をたくさんいただいているんですね。例えば、ATMが苦手、これは子供にやってもらおうとかですね。あとスーパーのレジ、最近ではもう全部機械が会計は何番ですよっていうふうに言われますけれども、やはりそういう機械の前に立つと、すごくドキドキするっていう方も多いんですね。それで、どここのスーパーはちゃんと店員が対応をしてくれると。そういうところを自分でも覚えていらっやって、そういうところのお店に行って並ぶというふうなお話を伺っております。

そして、買物や散歩の途中など、休憩できるベンチ、椅子でもですね、設置を求める声が多く多いんですね。今後、ベンチの設置を計画する予定はありますか。

○福永賢一福祉課長 高齢者等市民が外出の際、徒歩で移動することは、健康維持や地域住民との交流という観点からもとても良いことだと考えます。暑い時期の熱中症や自身の体調管理に気をつけていただきながら、できるだけ徒歩での行動範囲を広げていただきたいと思います。

歩行中の休憩に使えるベンチの設置を計画する予定はあるかとお尋ねですが、市内にベンチの設置を計画する予定は現在ありません。

市内にベンチを設置するためには、設置数や設置場所、設置範囲、管理責任の所在、また予算の状況や設置の必要性などを十分検討する必要があると思います。

補助事業等活用できるものがないかを含めて研究していきたいと考えますが、高齢者に優しいまちづくりについての御意見として、今後の高齢者施策検討の参考にさせていただきたいと思っております。

○12番東君子議員 大型のスーパーの店内でも、ちょっと休める椅子があると助かるという声を聞きます。先日は、コンビニでも1万円分の買物をされる高齢者を見ました。タクシーの運転手が途中から出て来られて、買物に付き添っていらっやいました。本当にですね、最近タクシーの運転手がかごを持ったりですね、スーパーのところまで一緒に付き添ってあげたりですね、本当に頭が下がります。ちょっとした市の配慮で行動の幅が広がると思います。たくさんの方に聞き取りを今後行って、前向きに検討していただくようお願いをいたします。

それではタクシーチケットについて伺ってまいります。

一番高齢者の方でお願いされることが多いのがですね、このタクシーチケットです。このタクシーチケットの増額をぜひお願いしたい、金額を上げてほしいと、もう切実に訴えられます。またまた比べて申し訳ないんですが、南さつま市の担当課に出向いて話を伺ってまいりました。

南さつま市では、令和4年4月から対象年齢を65歳以上に引き下げ、免許証を返された人、そして最初から免許証を持たれない方、免許がない方ですね、その方に対して助成総額を9,000円に増額をされたということです。令和2年からスタートして、毎年、増額されています。高齢者が毎日生き生き行動されることでまちも活気づきます。乗合タクシーなども含めまして、やはりですね、ここに力を入れるべきです。

市のタクシー運賃助成制度について、タクシーチケットを配付する年齢を引き下げ、金額の増額を求める声が大変強く上がっております。市長の率直なお考えをお聞かせください。

○前田祝成市長 本市では、高齢者等の地域社会への参加促進、健康維持及び介護予防の推進並びに生活の質の向上を図り、そして市民の福祉の増進に寄与するため、令和元年の10月から、交通弱者の移動手段の確保策としてタクシー利用に係る運賃の一部助成を実施しているところです。

タクシー利用券交付申請を受け付ける際には、お1人ずつアンケートを実施しており、利用者からの意見、要望の把握に努めているところです。

利用者からの意見、要望の主なものといたしましては、タクシーチケットは大変ありがたく今後も継続してほしいという声が多く聞かれる中、年間7,200円の助成額をもっと増額してほしいといった意見や、特に市街地から離れた地区の居住者については助成額を割増しするなど配慮してほしいといった要望も寄せられているところです。

現在、市では今後の公共交通体系の在り方について検討を進めており、予約型乗合タクシーの実証運行の実施予定もございますので、その方向性も見定めながら、助成額や対象年齢の見直しも含め、この助成制度の在り方についてしっかりと検討していきたいと考えております。

○12番東君子議員 どの自治体にも負けないタクシーチケット、期待しております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○永野慶一郎議長 以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時1分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○10番下竹芳郎議員 6月に入り、おととい梅雨入りをしました。大雨には十分に注意を払いお過ごしください。

2年以上続くコロナ感染症の猛威、2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻等、予想もできない出来事が次から次へと起こり、世界は大混乱に陥っています。1日も早い終結を願います。

本市では、9月11日から36日間の会期で3年ぶりに第3回枕崎国際芸術賞展が開催されます。3か月先のことでありますが、意気込みをお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 南溟館を芸術・文化の拠点として事業を進める中で、特別企画展として開催する第3回枕崎国際芸術賞展は、発信力があるイベントとして、国内外に本市をPRするよい機会だと考えております。

審査委員の先生は、前回から1名増の4名に就任していただきました。東京藝術大学名誉教授の保科豊巳先生には引き続き就任していただいております。新たに、日本芸術院会員の絹谷幸二先生、昨年、文化勲章を受賞されております。あと東京大学名誉教授の河口洋一郎先生。河口先生とは、先般の関東鹿児島県人会の連合会総会で直接御挨拶させていただきました。あと、東京藝術大学名誉教授の上原利丸先生に就任していただいております。

公募作品の傾向もさま変わりし、多様性に富んだ魅力ある公募展になるのではないかと大変期待しております。

このようなレベルの高い公募展を開催し続けることで、国内外に南溟館のファン、ひいては本市のファンが増えるものと確信しております。芸術・文化を通して関係人口の増加を図り、地域の活性化にもつなげていく考えです。

○10番下竹芳郎議員 今、意気込みを聞かせてもらいましたが、スポーツ・文化振興課が新設されての初めての芸術賞展、スポーツ・文化を通じて関係人口の構築を目指す、いろんな事業を

見ていまして市長の熱意を感じます。

賞金の件や審査員の先生方は、今の市長の答弁、3月の予算委員会で伺っていますので、前回の評価や反省を踏まえた上で新しい取組をお聞かせください。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 初めに前回の評価といたしまして、審査員の先生からは、中央で開催される公募展と比べてもかなりレベルの高いとのコメントや、県内の美術関係者からもレベルが高く見応えある公募展であったと高い評価をいただいております。

入館者のアンケート結果から94.5%の方が満足したとの回答も得ることができたところであります。

反省点といたしまして、前回、目標としておりました会期中の入館者数1万人を達成することはできませんでした。開催前に、芸術賞展の魅力を広く伝えることができなかつたことが要因だと考えています。

今回その反省点を踏まえまして、前回の実績を参考に、達成可能な目標値として入館者数を4,500人として設定しております。その目標を達成するために、市のホームページとは別に、特設ホームページを1月から既に開設しております。本展のコンセプトや公募方法を詳細に説明するなど国内外に発信しております。

また、先ほど市長からもありましたが、審査委員の先生を1名増やし4名の先生に就任していただいたことや平面部分の規定サイズをS50号、117センチ掛ける117センチ以内からサイズを大きく変えましてS100号、162センチ掛ける162センチ以内に変更したこと、1次審査をオンラインによるウェブでの審査にしたことなど、コロナ禍においても中止することなく、開催できるように対応しているところです。

さらにイベントとして、前回は市制施行70年の記念すべき公募展として、アートストリート青空美術館の100基目となる立体アート「大切な命」を市民の方々と一緒になって製作し南浜館の敷地内に設置いたしました。今回は、会期中、街中を回遊し、南浜館まで足を運んでいただく仕掛けづくりができないかイベントを検討しているところであります。

○10番下竹芳郎議員 本格的な準備は今からですかね。先ほどの入館者数は4,500人を目標ということでした。1回展4,657人でした。2回展4,477人。ちょっと目標が低いんじゃないかなと思うんですけど、一番大切なのは集客と話題性だと思いますので、担当課だけでは限界がありますから、ここにいる皆さんで宣伝していきましょう。

5月30日から作品の募集も始まっています。大賞賞金300万円、2週間あまりの応募状況はどうですかね。それと、再度お聞きしますが、入館料は幾らでしたかね。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今の公募展の応募状況ということの御質問だと思いますけれども、作品の公募が5月30日から始まったところでありまして、今日15日で経過いたします。

現在で131点の応募作品が寄せられているところであります。

入館料につきましては、いろいろ検討いたしました。これまでどおり1回展、2回展どおり、一般を1,000円、大学生・高校生800円、中学生以下は無料といたしまして、会期中、再度入場も可能となるようなチケットができないかということは今、検討しているところであります。

○10番下竹芳郎議員 今回は、バラエティに富んだチケットですね。

昨年、特別企画展のゴッホ展でも大好評でした市内飲食店との連携というかコラボというか、そういうのも今回は行うんですか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市内の飲食店等との協力、連携についてという御質問でございますけれども、前年度、先ほど議員からも御質問のとおり「動くゴッホ展」を開催したときには、飲食店や宿泊施設など入館券の半券で特典が得られるなど、コロナ禍において大変喜んでいただいた取組だったと考えております。今回の芸術賞展におきましても、各業界との連携ができないか検討しております。

○10番下竹芳郎議員 第3回枕崎国際芸術賞展、大いに期待をしています。

市長が自治通信社のiJAMPポータルのインタビュー記事に「立体アート散策が楽しめる街並み整備に意欲」という記事を目にしました。関連することと考えますが、令和4年度の施政方針に街中アートストリートを散策するイベントを開催とありますが、これはどういった内容でしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 街中アートストリートということで先月、枕崎高校の生徒を対象にいたしました、市役所通りに設置する立体作品の鑑賞会が実施されたところであります。南浜館学芸員の説明の後、作品の清掃作業も行われました。生徒からは「街中にこんな作品があって面白い。触ってみて素材の感覚が伝わった」との感想がありました。

第3回枕崎国際芸術賞展の会期中に、このような街中アートストリートを散策するイベントができないか、アートストリート散策事業を企画、検討しているところであります。街中の立体作品やトリックアートを楽しんでいただくような企画を考えておりますので、もうしばらく時間をいただき、第3回枕崎国際芸術賞展開催のPRと併せて広く告知ができればと考えているところであります。

○10番下竹芳郎議員 検討中ということですが、街を周遊してにぎわいをつくるいい企画だと思います。デジタル等を駆使したりして、子供たちからお年寄りまで楽しめる企画にしてほしいです。

ゴールデンウィークの連休中、火之神公園やお魚センター、市外のお客様ににぎわっていたんですが、アートストリートも作品を写真に収めたり、散策してる人もたくさんいらっしゃいました。

興味のある方もたくさんいらっしゃいます。芸術・文化、アートのまち枕崎を発信する絶好の年だと思います。はっきりした計画ができたときは、早めに広く告知していただければと思います。

次に移ります。

実社会に必要な通用する教育について質問いたします。小中学校の先生方におかれましては、ここ2年半にも及ぶコロナ禍で児童生徒の対応、仕事の複雑化等、御苦勞も多かったと察するところであります。

令和4年4月1日、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたのに伴い、実社会に必要な消費者教育の重要性が高まっています。

小中学校におきまして、どのような消費者教育が行われていますか。

○中村克己学校教育課長 各学校では、新学習指導要領の下、自立した消費者、さらには賢い消費者として必要な資質・能力を社会科や家庭科を中心にしながら、教科横断的に育成しております。

例えば、小学校社会科では生産や販売の仕事について、小学校家庭科では売買契約の基礎について、中学校社会科の公民的分野では消費者の保護について、中学校家庭科では三者間契約や消費者被害について扱っております。

学校教育に求められていることは、契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習し、自立した消費者、賢い消費者として行動する力を育むことです。さらには、困ったら保護者や身近にいる大人、そして様々な相談機関に相談できるような力を身につけさせていくことも求められております。

今後も、相談窓口の周知を図るとともに、発達段階に応じて、消費者として積極的な社会参加ができるよう消費者教育の機会の充実を図ってまいります。

○10番下竹芳郎議員 とても大切なことだと思います。こういうことは、本来、家庭でも教えるべきことだと思うんですが、現在は、金銭トラブル等の手口が多様化しています。先ほど契約

関係も教えていると言ったんですが、例えば、どういうことを教えているか分かりますか。

○中村克己学校教育課長 契約者のトラブルについては、今までは成人になる20歳までの間は保護者の承諾がなければ契約不履行という形になるわけですが、現在は18歳、高校3年生の時点からクレジットカードとか、そのような契約ができるということですので、年齢が引き下がりました。

そうなったときに、自分で契約できると、そこでトラブルになってしまうと……。そういう場合に、消費者センターとか、「イヤヤ」という番号とかですね、そのような番号をしっかりと周知して、困ったときにはすぐその番号にかけるというような形で指導しているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 大人になるのが2年早まったということで、小さいうちから理解することでトラブルを未然に防ぐことができます。

続きまして、郷土教育の取組については、広報まくらぎの3月号に詳しく紹介されていて、各学校、地域の特色やすばらしさを学んでいます。

中学校における職場体験は、郷土教育の推進にもつながっていると考えますが、各学校ではどのような取組がなされているのでしょうか。

○中村克己学校教育課長 本市では、枕崎のよき伝統と教育風土を活用して、故郷を学び、故郷に学ぶ、故郷に返す教育を基本方針として位置づけており、全ての学校で地域と一体となった郷土教育に取り組んでおります。その様子を広報紙3月号に掲載いたしました。そのふるさと教育の一環として中学校では職場体験学習を行っております。

職場体験学習は、コロナ禍のため令和3年度、令和2年度、どちらも1校だけの実施となりましたが、これまでは枕崎市内の病院や福祉施設、商業施設など、様々な事業所での体験を学習しております。

職場体験では、中学生が枕崎市内の事業所で働く職業人から枕崎で働く人の職業観、ふるさと枕崎への思い、さらにはこれから先、働くことになる中学生への願いを学び取ることが期待されております。職場体験学習を通して、望ましい職業観や勤労観を学ぶだけでなく、よりふるさとを大切にしていこうとする思いや、将来、枕崎で働いてみようと思う生徒を育ててまいりたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 この職場体験教育は、中学生生活で1回きりですか。

ここ2年間のコロナ禍で難しい面もあったと思いますが、郷土愛を育てるという意義のある取組ですので、ふるさと枕崎のよさをしっかりと教えてくださるよう、よろしく願いいたします。

実社会におきましても、生活をしていくにしても挨拶はとても大事なものです。私は7年間、あいさつ運動の日に市役所前の交差点に立ち、子供たちと一緒に挨拶を交わしています。ここ数年、本市の子供たちの挨拶には、感動、感心いたします。これを伝統として続けていくためには、どのようなことが必要でしょうか。

○高山京彦生涯学習課長 本市では、毎月第3土曜日の青少年育成の日の前日金曜日を市民あいさつ運動と位置づけております。当日の朝、教育委員会では、市内各小中学校を輪番で2校ずつ設定しまして、あいさつ運動や交通安全指導を展開しています。

そのときの状況につきましては、全体的に子供たちから進んで元気よく挨拶をしてくれます。中には、学校が推奨する挨拶の際に、まず言葉を発してからおじぎをする語先後礼を実践している場面や横断歩道を渡り終えた後に、振り返って丁寧に御礼を言う児童生徒も見受けられます。

このようなことから、市内各小中学校においては、ほとんどの児童生徒が大きな声でしっかりと挨拶ができていると認識しております。また、学校の評価としましても積極的な挨拶ができるようになっているとおおむね同じ見解であります。

学校では、生徒会や各委員会が中心となってあいさつ運動が実施され、地域やPTAと連携した取組としては、市民あいさつ運動の日に親子で登校し挨拶を交わす取組、あるいはPTA生活

指導部や各学級の保護者が参加してあいさつ運動を実施するなど、いろいろな活動が子供たちの挨拶の向上に実を結んでいると思います。

今後も、本市独自の市民あいさつ運動を継続させていくため、PTAをはじめ、自治公民館や各種団体と連携した積極的な取組への協力を依頼すると同時に、市全体としても、一層、あいさつ運動の定着化を図りながら、地域ぐるみで子供を見守り大切に育てていく体制を継続していきたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 教育長にお聞きいたしますが、教育長は5年ぶりに枕崎に帰ってこられて、これまで鹿児島県の各地でお仕事をされてきました。本市の子供たちの挨拶をどう感じられましたか。

○木之下浩一教育長 私は、以前、本市の学校教育課に在籍し、今年3月から再び教育委員会に勤務することになりました。

先ほど生涯学習課長からの答弁にもありましたように、学校教育課時代、そして現在においても、枕崎の子供たちのしっかりとした元気な挨拶ができており、いろんな場で称賛をいただいております。

一つ御紹介させていただければ、毎月1回発行いたします教育委員会だより5月号の巻頭言にも執筆いたしましたけれども、ある中学校では、生徒が交差点で黄色い旗を手に持ち、横断歩道に進み出て、横断者の安全確保をする活動を実施しています。旗を持っている子供も横断する子供もどちらからともなく、お互いに挨拶をすることに感心いたしました。さらに、横断歩道を渡りきったところで体の向きを変え、交差点内を右折・左折する車の運転手に向かっておじぎをしている様子を見まして、さらに感心したところでございました。

中学校に話を聞きますと、この活動は、最初、生徒会役員から始まり、現在では、役員以外の希望する生徒もボランティアで参加していると聞きまして、自主的なすばらしい取組が学校全体に浸透していることに感銘を受けたところです。

私は、これまで8校5教育機関で勤務してまいりましたが、枕崎市の子供たちほど挨拶がよくできる子供たちはありません。議員のように、大人の方が先頭に立って挨拶に関心を持つことで、すばらしい挨拶ができる子供たちが育つと思います。

言うまでもなく挨拶は、礼儀正しさを具体的に表したもので、人間関係を構築する上で大きな役割を果たしております。

私にとりまして、枕崎の子供たちの挨拶のよさは、大きな誇りと自慢であります。こういった活動の輪が今後も広がり、日常的な挨拶が積極的に市民の間でも交わされ、子供たちが健やかに育つ良質な教育環境の醸成に努め、あわせて、明るく安全で活気のある地域社会づくりの推進にも努めてまいりたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 本当に枕崎の子供たちの挨拶は宝だと思います。この枕崎のすばらしい挨拶を未来に残すために、子供たちだけでなく、先ほど教育長も言われましたが、大人も進んで挨拶していきましょう。

続きまして、世の中はデジタル化が進み、コンピューターなしの生活は考えられません。学校においても、国のGIGAスクール構想により児童生徒1人1台のタブレット端末が整備されております。タブレットの活用により、各学校では、どのような効果が表れているのでしょうか。

○中村克己学校教育課長 GIGAスクール構想の趣旨は、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、一人一人の資質・能力を育成できる教育ICT環境を実現すること、そして、従来の教育実践とICTの活用を組み合わせることで、教師や児童生徒の力を最大限に引き出すことです。

本市の小中学校においても、児童生徒1人1台のタブレット端末と高速大容量ネットワークの整備が令和3年3月に完了し、日々の授業で活用が図られているところでございます。

授業の場面での活用例としまして、従来、黒板に提示していた資料等を児童生徒の端末に配信することや、一人一人の考えや意見を全体で一斉に提示し、互いの考えを比較・検討すること、1人の考えを全員の端末に配信して発表するなどの活用をしております。

このように、ほかの人の考えを広く学ぶことで、児童生徒相互のさらなる理解につながっております。

その効果としまして、児童生徒の学習への意欲を高め、学習内容の理解をさらに深めることにつながっております。また、端末を活用して自分の考えや意見を表現する活動を通して、思考力や表現力の育成にもつながっております。さらに、端末にこれまでの学習の記録がデータとして保存されることから、学習の振り返りや復習がしやすくなっております。

一方、教える側の教師にとっても、端末を活用することで、従来の授業では取り上げることが困難であった児童生徒の考えや意見等についても、全体の場で取り上げて共有できることや、教材準備の時間短縮ができたり、端末に記録されたデータを活用して、学習後の児童生徒一人一人の評価をしやすくなったりするなど、学校における業務改善にもつながっております。

また、コロナ禍の中、感染拡大の影響による学級閉鎖や自宅待機等の対応をとった学校においても、端末を家に持ち帰らせ、学校からオンラインで健康観察を行ったり、授業をライブ配信したりすることにより、非常時においても、児童生徒の学びを止めない対応ができるようになりました。

今後も各学校においては、児童生徒の実態に応じて、家庭と連携を図りながら、学習場面でのタブレット端末の効果的な活用の在り方について研究を進めてまいります。

○10番下竹芳郎議員 タブレットを使って学習の意欲が高まれば、効果もあったんじゃないかと思います。これ使用されて1年を過ぎました。1年過ぎてトラブルの報告とかは何かありますか。

○中村克己学校教育課長 タブレット等の活用のトラブル等については、随時対応しておりますので、スキルの問題、それから中身のフリーズとかそういうのを業者に頼んでおります。活用において、何かそのほかのトラブルという報告は受けておりません。

○10番下竹芳郎議員 このタブレットは全教科で活用されているんですね。

○中村克己学校教育課長 全ての教科で活用できるようになっております。

○10番下竹芳郎議員 パソコンは実社会でも必要不可欠なツールです。聞くと、楽しく授業を受けているみたいで、子供たちは飲み込みも早く、使いこなすのもすぐできると思います。先生方のスキルアップも必要だと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○中村克己学校教育課長 昨年度導入されて1年間は、主に先生方への研修を重点的に行っております。その結果、先生方が研修を通して、また学校内での互いの研修によってかなりスキルも上がってきております。

また、納入業者等が常にライブ配信あるいはデータ等を共有できるような資料を常に配布しておりますので、困った先生方はそれを通して個人的に学びを深めているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 今までどおり、アナログという部分も大事ですから、バランスよくトラブルのないように、しっかりとした指導をお願いいたします。

続きまして、共生社会の実現という観点から、特別な支援を必要とする児童生徒と、そうでない児童生徒が共に学ぶ仕組み、インクルーシブ教育システムの構築が求められています。

教育の世界では、ずっと前からあったんですが、私、最近耳にしました。

大変デリケートな部分を含んでいますが、本市におけるインクルーシブ教育システムの現状と今後の方向性についてどう考えますか。

○中村克己学校教育課長 御質問のインクルーシブ教育システムとは、障害者の権利に関する条約第24条で次のように定義されております。

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みでございます。

つまり、社会参加に向けて障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みであり、共生社会を目指す上で欠かすことのできない、積極的に取り組むべき重要な課題とされております。

学校で行われている特別支援教育は、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な学びの場を提供することが求められております。

現在、枕崎市では小学校15学級、中学校8学級、計23学級の特別支援学級があり、95人の児童生徒が入級しております。

特別支援学級に入級している児童生徒については、各学校では個別の指導計画を作成し、児童生徒一人一人の教育計画に基づいて、多様な学びの場を提供しているところでございます。

また、通常学級においても、支援が必要な児童生徒に対し、本市では22人の支援員を配置し、個に応じた指導がなされるよう努めているところであります。

さらに、未就学児についても、幼稚園、保育園、こども園や療育センター、市の健康課等とも連携を図り、就学に向けて年間5日間の相談会を実施しております。

就学に向けての相談会では、客観的な発達検査を基に、4人の相談員が専門的な知見から子供に適した学びについて助言をいただいているところでございます。

近年の状況を見ますと、特別支援学級に入級する児童生徒の数は増加傾向にあり、教育委員会としましては、今後もこれまで以上に適切な就学指導を実施するとともに、就学後の個に応じた学びの場の提供に努め、誰一人取り残さない教育の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番下竹芳郎議員 この支援を必要とする児童生徒の保護者の方から、このインクルーシブ教育システムについての御意見とかはありますか。

○中村克己学校教育課長 支援の必要な子供につきましては、毎年実施します就学相談等を通して、この子にとって適切な学びの場はどこなのか、そこについて具体的に説明をし、対応しているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 このインクルーシブ教育なんですが、積極的に取り入れている自治体もあるそうですが、そういう先進地の取組、問題等の研究はしていらっしゃるでしょうか。

○中村克己学校教育課長 本市としましても、県の通知、それから国の指針等を踏まえながら、全県下で特別支援については研究しているところでございます。また、教育センター等に研修に行きまして、我々がしなければならない支援の方法等を一緒に研究しながら進めているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 このインクルーシブ教育、言葉では簡単に言えるんですが、本当にデリケートな部分を含んでおります。

双方の保護者、関係者の理解、専門知識を持つ先生方の配置、学校内でのハード面の整備、予算にも及んでくるんですが、慎重に対応して推し進める必要があると思います。よろしく願いいたします。

続きまして、本市には、地域の特色を生かした8校の小中学校があり、そのうち6校が小規模校に分類されています。一部の小規模校においては、その子供たちが9年間同一クラスで過ごすことで心配されることはありませんか。

○中村克己学校教育課長 本市では、枕崎校区、桜山校区、立神校区、別府校区の4校でそれぞれ地域に開かれた1小1中の特色ある教育活動を実践しております。また、教育委員会では、故郷を学び、故郷に学び、故郷に返すふるさと教育を推進し、児童生徒が地域を愛し、地域に貢献

しようとする意欲や態度を育成しております。

議員の御質問のとおり、小規模の小中学校におきましては、1学年1学級であることからクラス替えがなく、同学年の児童生徒が9年間同一クラスになることとなります。

そのような状況から、人間関係が固定化し、人間関係のトラブルにより登校しづらくなったり、学級の人数が少ないことから、多様な意見の交流ができなかったりするのではないかとというような心配がなされております。

しかしながら、学校ではそのような状況を未然に防止するため、良好な人間関係を築くためのグループエンカウンターを実施したり、日々の児童生徒の観察やアンケート調査を実施したりするなどし、児童生徒のささいな変化に気づくよう努め、トラブルがあった場合には迅速に対応し、よりよい人間関係の構築に努めているところでございます。

また、同学年の人数が少数であっても、全児童生徒で意見を交流したり、地域の方々と交えながら意見を交流したり、さらにタブレット等を活用しながらオンラインで学校外の人と交流するなどし、多様な意見の交流の場を設定する工夫を行っております。

本市の小規模の学校は小人数であることから、児童生徒一人一人に時間をかけ、きめ細かな支援により、指導の個別化が図られ、また、1人1台のタブレット端末の活用や地域人材の活用により、学びの個性化の実践もできているところでございます。

このように本市の小規模の学校は、令和の日本型教育を実践していく中で、よりよい教育環境であり、児童生徒数においても適正な規模ではないかと考えているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 小規模校、メリットもたくさんあると思います。人口減少、生徒数の減少の波はもうやってきます。特に中学校においては、再編の準備をしたほうが良いという声を聞きますが、教育委員会にはそういう声は届いていないでしょうか。

○中村克己学校教育課長 時代の流れ、少子化の影響により、生徒数はどこの地域でも減少している状況ではあります。

ただ、先ほど述べましたように、令和の日本型教育、個別指導、指導の個別化、子供たちにきめ細かな指導していくに当たっては、我々の今、枕崎市が行っている1小1中の教育の取組は、これに合ったものだと考えております。

そのような御意見もあるかと思えますけれども、今ある地域を大切にすること、地域に貢献できる生徒をまずは育成してまいりたいと考えているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 最後に市長にお聞きしますが、さっき言った小規模校で9年間同一クラスということと、中学校の再編ということについてはどうお考えでしょうか。

○前田祝成市長 今、御質問のございました再編のことについては、様々な御意見もお伺いしていますので、検討といいますか、研究をする必要があるかというふうに思っております。

今、学校教育課長のほうからございました1校区に地域に開かれた1小1中があるというお話がありましたが、この状況というのは、ある面、枕崎市の特徴でもあり、強みでもあると思っております。

この環境を、ぜひ、先ほど議員からございましたように、人口減対策ということもございまして、このあたりの切り札として、逆に活用できないかと、そのあたりをしっかりと模索していきたいと思っております。

少子化、人口減少の対策として、小学校区が非常にポイントであると、学校区の取組がポイントであるということも言われてございますので、そのあたりをしっかりと研究してまいりたいなと思えます。繰り返しになりますが、この環境を人口減対策の切り札として活用できないか、模索してまいりたいと思えます。

○10番下竹芳郎議員 先ほどの郷土教育の紹介でもありましたが、素晴らしい地域に育まれた中学校です。地域の声や保護者の声、有識者の声を聞いていただき、子供たちにとってどうい

教育環境が適正かを総合的に判断していただきまして、枕崎の子供たちが社会で大きく羽ばたくことを願って、私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時52分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 しばらくの間、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

三島離島航路について質問してまいります。外海離島の三島から枕崎漁港までの航路延伸について、九州運輸局は平成27年5月18日付で三島村営船みしまの一般旅客定期航路事業申請を許可しております。これは、三島村営船みしまが枕崎に寄港する航路に関しての申請でした。

みしま丸は村営船で1,196トン、200人乗りで鹿児島・三島村3島・枕崎のルートで、枕崎寄港ルートは第2土曜日の午前8時に鹿児島市を出航し、竹島、硫黄島、黒島に寄港し、午後3時半ぐらいに枕崎に到着しておりました。日曜日に枕崎漁港を午前8時出航し、黒島、硫黄島、竹島を経由して午後3時35分鹿児島に入港の航路でありました。

また、8月は観光旅行や帰省客が増加すると予想されるために、枕崎寄港を増やす方針でした。三島村では、運行回数増加のために、黒島から約2時間で到着する運行計画で枕崎漁港への寄港を国に要望していましたが、枕崎への寄港は現在、休止状態になっております。

市長は、三島村との交流についてどのように判断しているのか。また、今後の方向性についてお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 三島村との交流につきましては、これまでも答弁しておりますが、お互いに良好な交流を進めているところです。ここ数年は感染症の影響もあり、MISHIMA CUPヨットレースや黒島流れの交流事業などが中止されてはおりますが、歴史的なつながりの深い三島村との交流は、小中高校生の交流をはじめ、全世代で続けていくことが必要であると考えております。

休止されているフェリーみしまの枕崎寄港につきましては、これまでの一般質問でも答弁しておりますように、枕崎漁港への寄港再開へ向けては様々な課題があると認識しております。現状では、フェリーみしまの寄港岸壁として想定される枕崎漁港東側岸壁を利用している事業者との調整、旅客運行するとしたときの管理体制、乗客の安全確保のほか、全漁連のタンク跡地が離岸堤工事の作業場として現在利用している県との調整などの課題があるものと認識しております。

そのような中、寄港再開へ向けて動き出すとした場合には、まずは東側岸壁を利用されている事業者との調整を進めた後、具体的な動きを進めていくことになろうかと考えております。その上で、今申し上げたその他の課題について解決していくこととなります。その行程については一つ一つ丁寧に進めていかなければならないというふうに認識しております。

○13番清水和弘議員 本市の現状は、私はしょっちゅう発言していますが、人口減少がもう待ったなしで進んでおります。それに伴う経済の縮小が進み、若者の働く場所の縮小、空き家の増加が続いている状況と思っております。

このような状況の解決策として、交流人口の増加に努めることは、議員や行政職員が率先して取るべきと私は考えております。枕崎に住んでよかったと思われるような自治体にすることは、議員の仕事だと考えております。枕崎に足を運んでくれた方々が、枕崎にもう一度行って住んで

みたいと思われるような住環境を整備することは、市議会議員、行政職員に任された責任だとも考えております。

現在、枕崎市の人口減少傾向は歯止めがかかりません。枕崎市の経済活性化をするためにも、市外の客を枕崎に呼び込むことが重要と私は考えております。

そこで、みしま丸が本市に寄港していただくことにおいて、本市の購買量の増加など活性化に寄与できるものと考えますが、これについてはどう考えておりますか。

○堂原耕一企画調整課長 ただいま質問者からございましたとおり、本市の人口減少傾向が続く中で、関係人口や交流人口の増加に向けた取組というのは大変重要な施策であると考えております。

そのような中で、フェリーみしまが枕崎漁港に寄港するその見込まれる効果といたしましては、本市が約2万人の人口、そして三島村が約400人の人口と人口的には小規模な市町村同士ではございますが、歴史的なつながりが深い三島村と本市の交流の機会が今まで以上に増加していくことで、相互の交流人口、関係人口の増加につながっていくものと考えます。

また、新しい物流などの流れが生まれていくことも想定されますので、互いの地域の経済活性化にも資するものと考えております。

○13番清水和弘議員 私は以前も発言したことがありますけどね、近畿地方とかですね、あの辺からも私に釣り船を枕崎から出してくれないかという発言も大分来ているんですよ。そういうものを考えてですね、枕崎というのはやっぱり三島との交流は欠かせない、私はそう思っているところです。

それとですね、本市との交流がつながることにより、この三島村の医療体制について医療患者など早期対応が可能になり、三島村にとっても大きなメリットになるんじゃないかと。早期医療対応により命を救うことにつながることで、本市医療機関においても広域的な貢献につながることは予想できるんじゃないでしょうか。

三島・枕崎航路を早期に再開することは重要と考えるのですが、この早期ということについてどう思われますか。

○堂原耕一企画調整課長 質問者のほうから今、前段でございました、まず医療体制のことについてでございますが、フェリーみしまが本市に寄港することによって、医療という面での三島村の住民の皆様にとっての安心・安全というところにはつながっていく、そして同時に、市立病院をはじめといたします本市の医療機関が広域的な医療貢献を果たしていくというようなところにもつながっていくのかなと考えます。

早期のということについてのお尋ねでございますが、冒頭の市長の答弁とも重なってくる部分がございますが、三島村の住民の皆様にとって、こういった、ただいま御質問に対してお答えしてまいりましたとおり、生活利便性の向上であったりとか、医療などの安心・安全につながる。

そして、本市においてもその寄港を望む方々の声というのものもあるということも認識はしているところでございます。

ただ一方で、冒頭市長からございましたとおり、現在、課題となっております東側岸壁を利用している事業者の皆様、こちらの円滑な調整を図っていくためには、様々な課題に取り組んでいかなければならないと考えております。

ですので、そういった方々からの御意見にも耳を傾けていく必要があるかと思われしますので、丁寧な調整を図っていく必要があるかと思っておりますので、早期という御要望というか御意見でございますが、そこについては、より丁寧な対応が必要になるのかなというふうに考えております。

○13番清水和弘議員 枕崎漁港はですよ、特定第三種漁港で鉱石船や旅客船などの利用はできないのではないかとの声も私は聞いております。

このような中でですね、枕崎漁港は現在、鉱石船や雑種船、貨客船などの他目的の船舶は利用できる港に指定されております。これらの船舶が枕崎漁港を利用できた理由について、また今後の利用について、どのような不具合があるのかですね、今後、多目的として利用する場合、どのような不具合があるのかをお聞きいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、漁港施設の岸壁について申し上げます。

漁港施設につきましては、漁港漁場整備法に定めがありまして、漁港施設の基本施設に質問者のお尋ねに関係する岸壁は、係留施設として明記されております。

漁船などの船舶が接岸、係留して、人の乗降や水産物などの荷物を上げ下ろしできるように築造されたほぼ鉛直の壁を備えた構造物のうち、水深の深いものを岸壁といいます。

この岸壁の中で、陸揚げ用の岸壁について具体的に申し上げますと、枕崎漁港では、外港の南側の海外まき網船が漁獲した魚を陸揚げする水深9メートルの岸壁が、陸揚げ用の岸壁に当たります。

お尋ねの外港東側にあります岸壁は、特定目的用の岸壁として整備されたもので、官公庁の船舶、税関や海上保安庁、水産高校の実習船等ですが、これらに加えまして、フェリーや砂利運搬船、鉱石運搬船などの漁船以外の船舶が利用できる岸壁とされているところです。

このようなことから、現在、枕崎漁港の外港東側にある特定目的岸壁は、議員がおっしゃいますとおり、水産高校の実習船や鉱石の運搬船などが係留、利用されているというところであります。

○13番清水和弘議員 今、水産商工課長の話ではですよ、現状のままでもこの特定第三種漁港、この目的からしてですよ、使えないと。みしま丸がこの港に出入港はできないということは考えられないんじゃないですか、どうなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 船の係留、そういった利用は可能でございます。

先ほどの市長、企画調整課長の答弁と重なるかと思いますが、特定目的の岸壁の利用についても調整が必要と思っております。

現在、全漁連のタンク跡の用地については、離岸堤の工事の作業ヤードとして使われておりますし、また、鉱石船、砂利船の運搬用のそういった岸壁利用に伴いまして野積場等もそういった施設がございます。

そうした中で、今後も公共工事の増加で、砂や砂利需要も増して、鉱石運搬船や砂利の運搬船も岸壁利用について増加傾向にある中で、岸壁の混雑化が予想される中、船舶の航行や陸上での作業、旅客の乗降など、そういった総合的に東側防波堤付近の係留施設、そして野積場等のそういった利用が、安全かつ円滑に利用できますように、十分な事前の調整とか、関係方面の理解を得ていくことが重要であると考えているところです。

そういったことを一つ一つ丁寧にクリアしていく中で、フェリーみしまのですね、向こうが可能であれば、そういった調整が図られて進んでいくものと考えております。

○13番清水和弘議員 水産商工課長の話聞いてですね、東側岸壁、これはもう距離的にもこのみしま丸が着けるのには何ら着けられないというようなことはない。ただ、困難と思われるのは、私はこの鉱石船といわゆる雑種船、これらとの競合、これをどう持っていくのか。これについてですね、以前もそういうものはあったということは私はあまり聞いていないんですけどね。特定第三種漁港というのは認められた岸壁なんですよ。

この中で、なぜ東側岸壁を使えないかということは、この話合いがもう雑種船、鉱石船ですね、こういう方々との話合い、これがうまくいってないんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなっとんですか。

○堂原耕一企画調整課長 御指摘にございましたとおり、以前から私どものほうでもお答えさせていただいておりますが、1度は実証運航等を経まして寄港しておりましたフェリーみしま、こ

ちらのほうで休止になりまして、その後、定期的な航路というところがなかなかできず、休止の状況が続いている大きな要因の一つといたしましては、今、質問者からもございました東側岸壁の既存利用されている事業者等々の調整というところがなかなかうまくその当時もいかなかった。そして、今に至る。そこが進んでいないというところが、その一番大きな要因であると考えております。

○13番清水和弘議員 今、市長も担当課長の発言を聞いていたと思うんですけどね。

ここで市長の出番ですよこれ。関係者と話し合う考えはありませんか。

○前田祝成市長 冒頭、答弁で申し上げましたとおり、多くのといたしますか、市民の皆様方からの様々なお声もお聞きしております。そして、課題として一番最初にあるのがその事業者とのつていうことだと思いますので、もうその話を先に進めていくためには、そこが一番の課題であると思います。

答弁でも申し上げましたが、それらの課題を一つ一つ丁寧に、場合によっては時間のかかることもあると思います。そのあたりを進めていって解決していけば、その先に寄港というのが見えてくるんだと思います。認識としては、やはりそこが一番の課題ではないかなと思っております。

○13番清水和弘議員 だから、この点が課題であると思うからですよ、市長は足を運んでですね、会社名は言わないけどこの雑種船、貨物船、鉱石船、こういう会社と膝を突き合わせて話し合うことはできないかって言うところですよ、このみしま丸が寄港することについてですね。その辺はもう一回お願いします。

○前田祝成市長 繰り返しになるとは思いますがお声の中には、市長がやると言ったらすぐ再開できるよというような声もですね、そういった向きのお言葉もお聞きします。

その中で、しかしながら先ほど申し上げましたように、様々な課題もございますので、その課題を一つ一つ丁寧に、場合によって時間をかけて解決していくということになるかと思っております。

その課題の1つ、1番目が、おっしゃるように、事業者の方々との調整だというふうに思いますので、そこについてはお話をすることも全くやぶさかではございませんので、そのあたりは、ぜひ皆さん方の意見も率直にお聞きしたいなと思っております。

○13番清水和弘議員 今、市長のその言葉を私は信じていいんでしょうから、信じます。

次の質問に移ります。

枕崎市の未利用材、木質バイオマス発電について質問してまいります。枕崎市のバイオマス発電所は、2020年10月から運転開始されています。原料は、県産の未利用木材などを原料とする発電施設とありました。

木質バイオマス発電のメリットとして、地球環境に優しい、資源の有効利用、固定価格買取の対象や安定的に発電ができ、山村地域の活性化につながるなどがありました。

本市の森林面積は、薩摩半島では私は一番小さいんじゃないかと考えておるんですね。今後、このいろいろな災害とまたこの事業によりですね、この枕崎の山村の未利用材を使うとなれば、いろいろな災害も予見されます。本市の木質バイオマス発電の原料となる未利用材の搬入先はどの辺からなっとるんでしょうか。

○中村俊彦農政課参事 まず、本市で令和2年10月から稼働しています発電事業所の概要について説明いたします。

枕崎市仁田浦町にある発電事業所は、未利用となっている原木・チップや樹皮を使用して発電する木質バイオマス発電所として2020年10月に運用開始されており、年間発電規模は1,990キロワットで、一般家庭の約4,000世帯分に相当する年間発電量となっております。

ただいま御質問のありました原料やその調達状況につきましては、事業者の方にお尋ねしたので、その内容について申し上げます。

バイオマス発電所の発電燃料につきましては、間伐材等の未利用材の原木や木質チップのほか、

製材の際に排出される樹皮であるバークを使用しているということでもあります。

原料の木質使用料につきましては、原木・木質チップが年間約1万7,000トン、バーク樹皮が約2万トン、1日当たりでは木質チップが約40トン、バーク樹皮が約70トンで約110トンの燃料を使用していると伺っております。

次に、発電燃料の調達先につきましては、未利用材は本市を含めた南薩地域を中心に県内から、また、バーク樹皮は県内と隣県から調達しているようです。

近年のウッドショック等による影響もあり、全国的に木質燃料の供給不足が続いております。本市の森林だけではなく、県内外からも調達をしている現状であると伺っております。

○13番清水和弘議員 次にですね、発電効率について質問します。

未利用材の場合、水分の含水量が多く燃焼し難く、そのために炉内温度を高く保つことは困難であるとあります。そういうことで、この発電効率はすごく下がっていきそうですね、こういう状態だったら。

そのために出力の小さい発電機においては深刻な問題で、5,000キロワット以下の発電機では、未利用材を利用することで発電効率は極端に下がるんだという説があります。

本市の場合、このバイオマス発電の出力は1,990キロワット、非常に私はこれ発電効率は悪いと考へるとるんです。実は私もタービンを使ったことがあるもんですからね。

本市の発電効率は何%ぐらいになつとるんでしょうか。また、世界や日本国内でも、CO₂排出ガスの削減をいわれております。欧州ではですね、もう既にこの洋上風力発電への切替えが多くなっております。この状況をどのように判断しているのか。

未利用材木質バイオマス発電設置を行政が許可した理由、このようなこのCO₂排出ガス問題が山積する中でですね、このバイオマス発電を許可した理由についてお聞かせください。

○中村俊彦農政課参事 まず、発電効率につきましては、発電のエネルギー源となる燃料や太陽光などをどの程度まで電気に変換できるかを示す数値となります。

再生可能エネルギー発電の一般的な発電効率につきましては、バイオマス発電と太陽光発電が約20%、風力発電が約20から40%、水力発電が約80%、地熱発電が約10から20%となっているようであります。

なお、本市にあります木質バイオマス発電の発電効率は、約20%と事業所から伺っております。

木質バイオマス発電につきましては、CO₂を吸収して成長するバイオマス資源を燃料とし、化石燃料に依存しないことから、クリーンエネルギーとして国のエネルギー基本計画に位置づけられるものと考えております。

木質バイオマス発電については、地域資源である未利用材を燃料とする再生可能エネルギーの特徴的な設備であり、地球温暖化対策における二酸化炭素排出量抑制のほか地域資源の循環により地域経済の活性化が期待されるものと考えております。

○13番清水和弘議員 もっと当局も調べてほしいんですけどね。なぜ5,000キロワット以下の発電運転ですね、未利用材を使ったら発電効率が悪くなるのか。本市の場合は1,990キロワットですよ。未利用材の場合は蒸気温度が上がらないんですよ。露点温度が下がってしまう。そしたらどうなるか、タービンの羽根がばーっとやられるんですよこれ。

だから、ここに効率が悪いって私は書いとるんですよ、露点温度が下がるんですよこれ。未利用材の場合はですね。出力は高い場合はいいですよ、5,000キロワット以上。だから、その辺もですね、考えて答弁してくれないとですね、皆さんは勘違いしますよ。今、答弁されたことは私は間違いと言っときますよこれ。もうちょっと調べた上で答弁していただきたい。

次にですね、国際的にCO₂の削減方向に進む中、最近日本国内でもCO₂排出に対する問題が提起され始めている。本市のバイオマス発電所から排出されるCO₂排出の状況が分かったら

教えていただきたい、どうなんでしょうか。

○中村俊彦農政課参事 木質バイオマス発電につきましては、CO₂を吸収して成長するバイオマス資源を燃料とし、化石燃料に依存しないことから、クリーンなエネルギーとして国の基本計画に位置づけられているものと考えております。

本市にあります木質バイオマス発電所のCO₂の排出状況につきましては、事業所にお尋ねしたところ、計測は行っていないということでしたが、放出されるCO₂は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収されるものであり、大気中のCO₂を増加させないカーボンニュートラルと呼ばれる特性を有しております。CO₂の排出を削減し、低炭素社会の実現を図ることで地球温暖化防止に貢献していると考えております。

○13番清水和弘議員 私が先ほど言うた問題点、これは全然認識してない。はっきり言うて認識していませんよ、自分たちでも調べたらいいんですよ。

タービン発電機を回すときにですね、蒸気露点温度、これが下がってしまったら事故のもとなんですよ。だから、温度を上げるためにこの未利用材をたくさん使うそのことによって、CO₂の発生量が多くなるんですよ、もうちょっと調べてくださいよ。

次にですね、バイオマス発電の今後の問題点として、国によるバイオマス発電に対するサポートはありますが、他の発電方法に比較してコストがかかり過ぎるのが大きなデメリットと考えられるんですよ。根本的に解決されていないという説もあります。国の取組も無期限に継続されるとは言い切れないということはどうなっているんですよここに。それでも発電効率がいいと言われるんですか。

○中村俊彦農政課参事 繰り返しの答弁になりますけれども、再生可能エネルギー発電の一般的な発電効率につきましては、バイオマス発電と太陽光発電が約20%、風力発電が約20から40%、水力発電が約80%、地熱発電が約10から20%となっているようであります。

本市にあります木質バイオマス発電の発電効率は、約20%と事業所から伺っております。通常の発電効率と同じであります。

○13番清水和弘議員 この問題を追及しても全く書物を読んでなくて、事業所からの説明を受けたそのままの回答だと私は思っていますよ。

もうちょっと自分たちで調べたらですね、先ほども言いましたけど、タービンを回すためには露点温度が下がったら駄目なんですよこれ。露点温度が低いんですよ、蒸気温度が低いんですよ。その蒸気温度が低いもんだから、多くの未利用材が必要になるわけなんですよ。その多くの未利用材が必要になるということはそこにCO₂発生量が多くなるんですよ。その辺をもう一回読んでください、もうおたくらに質問しても一緒ですからこれはもう質問しませんよ。

次にですね、私は本市の5年、10年先の本市電力状況を考えたとき、洋上風力発電については重要な課題と考えて質問してまいります。

鹿児島県や国内地域で洋上風力発電に取り組む自治体が多くなっているようです。鹿児島県内でも、今年4月7日に温室効果ガス排出削減に向け、国が推進する洋上風力発電に関する講演が開かれております。鹿児島県経済同友会の環境エネルギー委員会が会員向けに開催しましたが、約70人が聞きに行ったとの記事がありました。

本市からの参加者がどのような状況だったのか、また、この記事を読んだ職員がおられるんでしょうか。

○堂原耕一企画調整課長 ただいまございました講演会につきましては、質問者からもございましたとおり、鹿児島県経済同友会が主催いたしましたして、洋上風力発電の導入事例などの紹介がなされたものであったことを新聞での報道などにより把握してございます。

また、それが再生可能エネルギーに関する情報の一つであるということでも私どもも認識をしているところでございます。

この講演会は、新聞報道でもございましたとおり、鹿児島県経済同友会が会員向けに開催したものであることなどから、本市に案内等もなかったことなどもございまして、本市の職員はこの講演会には参加はしていないところでございます。

○13番清水和弘議員 講演には参加してないけどですね、この記事を読んだ職員がおられるんですか。

○堂原耕一企画調整課長 新聞記事のほうのスクラップと申しますか、そちらのほうも行いまして、担当課でも保存しているところでございます。私どものほうでは確認させていただいております。

○13番清水和弘議員 それならですよ、次の質問にいきますよ。

公募占用計画の評価全体像としてですね、まず1番目、再エネ海域利用法第15条においてですね、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的、効率的な発電事業実施が可能か、また2番目に長期性、安定性、効率性に関する多くの要素は最終的に価格に反映されること、及び国民負担の抑制の両立の観点から供給価格、3番目、長期的に海洋を占有すること、他の再生可能エネルギーに比べても地元の関係者が多く、長期にわたりメンテナンスが必要となり、地域経済への波及効果が大きいなどとあります。

本市においてもですね、私は将来的には経済効果が大きくなり、一番のメリットは、労働者就業人口の増加が認められると思うんですよ。この点についてはどうお考えですか。

○堂原耕一企画調整課長 洋上風力発電に限った話ではございませんが、一定規模の発電施設というものが、その地域内に設置されることに伴い生じる経済的な効果として想定されるものというのが、まず、施設設置に伴う固定資産税というものがその地域には発生すると考えます。

また、施設の建設に当たってになります。洋上風力発電というのは、かなり専門的な工法というか、工事、専門的な技術が必要になってくるようではございますが、それでも、例えば建設資材であったりとか、物品であったりとか、コンクリートの関係であったりとか、そういった地元業者が参入できるのであれば、そういった点にも建設需要というような点で効果があるのではないかと考えるところでございます。

また、それに加えて、設備が一旦完成した後、発電施設のメンテナンスであったりとか、あとは運転管理などを地元業者が請け負える可能性があるのであれば、その点でも経済効果が見込めるとは考えます。

そして、それらの施設の建設であったりとか、その後のメンテナンス、運転管理等を行う企業において、地元雇用といったところの可能性が生まれてくるものと考えております。

○13番清水和弘議員 本市のこの5年、10年先のことを考えてこれ質問しとるんですからね。今のことを考えてやっとなんじやないんですからね、これは考えて答弁していただきたい。

そしてですね、先ほどから農政課のほうはこのCO₂の排出については、そんなに問題はないんだという答弁でしたよね。しかし、今、世界中はどうなんですか、CO₂の排出についてはすごく問題がクローズアップされとるんですよ。そういうことですね、この洋上風力発電というのは出てきた問題ですよこれ。

CO₂、今、原子力発電とかいろんなどこありますよ。これはCO₂排出削減のために、今は洋上風力発電と、風力発電の場合はCO₂は発生しませんからね。

そういうことで、世界でも風力発電が盛んに指摘されるようになっております。このためですね、これを実施するとなったらですね、この海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用の促進に関する法律っていうのがあるわけですね。これはもう2019年4月1日より施行されております。

主な課題としてですね、ここに掲げられとるのはですね、海域の利用に関する統一的なルールがない、先行利用者との調整の枠組みが不明確、高コストなどの課題に対し、国が洋上風力発電

の実施可能な促進区域を指定、事業者を選定、長期的占有を可能とする制限を創設、占有期間を30年間担保し事業の安定性を確保するとあるんです。

本市はですね、皆さん御覧のとおり、南側は海面ですよ。また、私が考えるのはですね、これを枕崎の財政浮揚にしないことはないと思うんですよ。

まず、私は枕崎の住民の生活力を上げるためには、岩戸海域のほうから東白沢のほうの東の方向に浮体式風力発電を設置する。これによってですね、浮体式ですから、そこは漁場っていうのかな、魚礁になるわけですよ。そういうことで漁師の方々の生活にも寄与できる。また、おいしい魚がたくさん食べられるようになる。

そのようなことが予想されるもんですからね、実際、佐賀県の呼子、私は確認に行きました。これは九州電力がやっていますよ。担当課は呼子とか、その辺の話を確認していますか。

○堂原耕一企画調整課長 今のお尋ねですが、洋上風力発電の日本国内での状況等を把握しているかというお尋ねとしてお答えいたしますと、今、質問者のおっしゃられた法整備がなされまして、国のほうが促進地域、今現在5か所あるかと思いますが、そちらのほうで実証実験、そして、例えば長崎県の五島のほうでは、今年度公募が行われて、今からまさに本格的な設置というところがなされていくというような状況で、洋上風力発電に関しましては、国のほうが国策といたしまして、脱炭素、気候変動対策に取り組んでいて、2050年のカーボンニュートラルという目標がありまして、それに向けて様々な再生可能エネルギーの日本での展開というところを打ち出しており、その中の1つの方策として位置づけられているという認識で考えております。

○13番清水和弘議員 次にですね、私はどうしてもこれも推進するために考えておるもんですからね。

この促進区域の指定基準というものがあるんですね。第1号にですね、自然条件と出力の量について、気象海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込めること、第2号に航路等への影響について、該当区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能か、また第3号に港湾との一体的な利用について、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該地区と当該区域外の港湾を一体的に利用することは可能であること等、第4号から6号が設定されているような状況です。

現在、この技術的なものは確実視されてない段階である本市のこの白沢周辺海域、これ私はね、将来的にこの白沢海域周辺方向に考えた場合、促進区域指定基準っていうのはクリアされとるんじゃないかと私は考えとるんですよ。これは当局はどう考えますか。

○堂原耕一企画調整課長 今、質問者からもございましたとおり、先ほどからもございましたとおり、洋上風力発電の開発を進めていくためには、経済産業大臣、国土交通省大臣による調査を経て、先ほどございました海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関わる海域の利用の促進に関する法律に定められました促進区域に指定される必要がございます。

これも質問者からございましたその促進区域の指定基準というものは、同法におきまして6項目にわたって定められているところでございます。

先ほど例示も述べていただきましたとおり、気象であったりとか海象であったりとか、そういう自然環境面での条件であったり、あとはその洋上風力発電の建設やメンテナンスには一定の規模の港湾施設が必要だということで、そこら辺のその確保のことであったりとか、あとは発電施設ですので、その発電施設と電力の系統線をどのように接続するかというそういった点であったりとか、あと海域を使用するわけですので、漁業に支障を及ぼさないことが基準として定められているところであるということ把握させていただいております。

ただ、この指定基準に該当するか否かにつきましては、あくまでもの話でございまして、国が

綿密な調査を行い、個々の項目ごとに判定するものであると認識はしております。

○13番清水和弘議員 国のですね、指定基準をクリアするために本市のほうから要望する考えはないのか。その辺は、将来の話ですけどね、私は考えておく必要があると思うんですよ。

それからですね、政府はこの再生可能エネルギーの主電源化に向け、発電効率の高い洋上風力を切り札と位置づけ、供給網の構図を図っているとの記事もありました。

本市の場合、有望地域に私はなり得ると先ほど発言していますけどね。有望な区域、準備区域の選定基準については、促進区域の候補地であること、利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること、区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれることとあるんですねここに。

本市はですよ、今後の問題、調査協議会等を設置して意見交換などをする考えはないのか、将来的な話ですからね、どうなんですか。

○堂原耕一企画調整課長 洋上での風力発電、そしてその開発に関しましては、一般的な課題でございますが、やはり洋上風力発電が海域に設置されるということは、その海域をその発電施設が占有するということになりますので、そこを現在利用されている方であったり、これからそこを利用することが予想されている方々との調整など、あと設置されていることそのものについての海洋の海域の環境に対する影響であったりとか、様々な課題と申しますか、検討しなければならないポイントがあるということは認識してございます。

先ほども少し申し上げましたが、外国、特にヨーロッパ等では風力発電の実用化と申しますか、運転というところも進んでいるところでございます。

海に囲まれている我が国においても、国において有望視されているというところもあるところでございますが、我が国での本格的な展開というところ、特に質問者がおっしゃられる浮体式洋上風力発電というところは、例えば先ほど少し申し上げました長崎県の五島であったりとか、北九州等でも実証実験が行われているようでございますが、今まさに、その本格的な展開というところが始まったという時点なのかなと我々としては考えております。

やはりそこでいろいろと明らかになっていくところというのも出てくるかと思いますが、それらの状況を見守る必要があると考えておりますので、現時点では、そういったところは考えておりませんで、将来的なというところでおっしゃられたところですが、そういった状況を見守るところが、今の国が今本格的に進めていこうとしているそういった状況を見守るべきというところが、今の我々が行わないといけないことなのかなと考えております。

ちょっと将来的なところというのは、今のところ、この場でははっきりとは申し上げられないところでございます。

○13番清水和弘議員 私から見たらですね、やっぱりもう公務員だなど、公務員の考えだなど、民間のことは全く考えてない。

結局ですね、これに取り組む姿勢ということをするのでですね、そこに人が動くんですよ。枕崎の場合、人口減少じゃないですか、私はこれも兼ねて質問しとるんですよ。

まず、私は最初言いました、5年、10年先を見込んだ質問だと。そういうことですね、人より先に手をつけるんですよ。人より先に実施して、そこに発生するデメリット・メリット、人より先に気づくんですよ。それが経営のもうけって言ったら悪いのかなこれ、利益を上げるやり方ですよこれ。市長も民間におられた方ですからね、いかにして利益を上げるかいうたら、人より先にやることなんですよ。市長はその辺はもう、私はこれ10年後と言うてますよ。これにまず勉強会をするとか、何か委員会をつくってですね、そういうのを考える機会を設けるとか、そういう考えはないんですか。市長をお願いします。

○前田祝成市長 ただいま議員のほうから、洋上風力発電についていろいろ御質問がございました。

今回の議員の御質問によりまして、洋上風力発電についての様々な基本的な知見を私自身も得られたということで非常に感謝しているところでございます。

このような基本知識をですね、当然、我々エネルギー担当を含めて身につけておくべきだということは、本当に必要だと思っております。

ただ、実際、本市としてこの洋上風力発電に取り組む、取り組まないという部分につきまして申し上げますと、今、ロシアのウクライナ侵攻等がございまして、世界的なエネルギー安全保障の問題もございまして、これまでは再生可能エネルギーへのシフトと申しますか、ヨーロッパを中心にして再生可能エネルギーへシフトしていこうというような状況がございましたが、昨今のこの状況の中で、また化石燃料であるとか原子力であるとか、エネルギーの安全保障という意味での確保というところも課題になってくるかと思えます。

その中で、我が国がどのような立場でこのエネルギーを考えているかということも十分検討した上で、それで洋上風力発電が今までの、極端なことを言うと、平和な世の中で非常にこう夢のある再生可能エネルギーとして求められていた部分が、本当に将来的にどうなのかという部分については、我々もしっかり考えないといけないなと思えます。

現状としては、先ほど企画調整課長からございましたように、この洋上風力発電について、国がそのプロジェクトをスタートしたばかりでございますので、そのあたりをじっくり見ながら、枕崎とどういうリンクができるのかということについては、慎重に検討していかなければいけないことかなというふうに思っております。

○13番清水和弘議員 私の考えはですね、これをやることによってですね、浮体式洋上風力発電、浮体式ということはそこは魚礁になるわけですからね。そしたらそこに漁師の方、また枕崎の住民もおいしい魚介類を食べられる。

メリットだけじゃないでしょう、騒音とかいうのも出てくる可能性もありますよ。ただでも今、風力発電も山にあたりするけど、あれもやっぱり距離を置けば、そんなに音はしないですよ。ただ私が考えたのは、ペラが回ることによってですね、地響きが発生しとるんですね。だから、私は浮体式風力発電というほうに切り替えたわけですよ。

いろんなことを考えて、枕崎住民がこうした疲弊しとる中でですね、この疲弊したのを何とかして浮揚させてあげる。これを考えるのが私は市長、当局の職員の方々だと思うんですよ。

全くそこを私は今日は質問してですね、前向きな答えが何にもない。やる気があるのかなのか私には分からない。

研究さしてくださいとか、そういうのは、市長はちょっと言いましたよね。ほかには研究ちゅう言葉は出ませんでした。もうちょっと前向きに検討しますから、もうちょっと待ってくださいとか、私はそういう答弁が欲しかったんですよ。住民のことはほとんど考えてない。自分たちの生活しか考えていなんじゃないですか。本当に今日の私の質問は職員の心構え、やる気を問うた質問でした。

これで私の質問は終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 52 分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和4年3月1日)

令和4年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第3号）

令和4年6月14日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	城 森 史 明 議員（67ページ～76ページ）
		立 石 幸 徳 議員（76ページ～86ページ）
		沖 園 強 議員（86ページ～95ページ）
		豊 留 榮 子 議員（95ページ～103ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 中 原 重 信 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
大江 武 史 書記
山口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
森 智 賀 健康課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
大工園 昭 則 建設課参事
木之下 浩 一 教育長
中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長
堂 原 耕 一 企画調整課長
日 渡 輝 明 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
松 田 誠 建設課長
西 村 祐 一 健康課長
水 流 敏 幸 監査委員
中 村 俊 彦 農政課参事
松 田 勇 一 市民生活課参事
田 代 勝 義 企画調整課参事
中 村 克 己 学校教育課長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 通告に従って一般質問を行いたいと思います。

令和2年国勢調査によれば、本市の年少人口率は県下19市の中で2番目に少なくなっております。ワーストワンが垂水市で9.3%、次が本市で10.1%、19市平均が13.1%であります。

令和2年度、平成27年度の国勢調査を比較すると、5年間で本市は10.9%から0.8%減少しております。近隣都市である南さつま市は11%から11.3%と0.3%増加し、南九州市は11.6%から11.1%と0.5%減少しております。

減少幅は19市の中でワーストツーであり、本市は年少人口率が低く、かつ減少幅も大きく、急激な人口減少が進んでいる自治体ではないでしょうか。この状態で推移すれば、将来消滅都市になる可能性が高い自治体であると予測され、早急な改善策が必要と考えますが、この原因についてどのように検証しているのか、まず質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 平成27年国勢調査と令和2年国勢調査の本市の人口を比較しますと、平成27年は2万2,046人、令和2年は2万0,033人で2,013人、9.1%減少しているところです。

本市においては高齢化の進展に伴い、人口に占める老年人口の増加が避けられない中で、本市が将来にわたって持続可能なまちであるためには、若い世代を中心とした年齢層の人口を一定割合維持していくことが重要であると考えます。人口推移を見ますと、自然減や転出超過の傾向が続いているところです。私自身もこの年少人口の減少には大変危機感を抱いているところでございます。

年少人口割合の減少の原因につきましては、担当参事のほうから答弁いたします。

○田代勝義企画調整課参事 先ほど、平成27年国勢調査と令和2年の国勢調査の比較で本市の人口の減少数を2,013人と申し上げましたが、これを年齢3区分別人口、年齢を3つに分けた人口で比較して申し上げますと、年少人口、これが15歳未満となりますが、10.9%から10.1%となり0.8ポイントの減、人数にして366人の減、生産年齢人口、これは15歳から64歳までの方になりますけども、これが52.9%から48.9%となりまして4ポイントの減、人数にして1,863人の減、老年人口、これは65歳以上の方ですけれども、これが36.3%から41.0%となり4.7ポイントの増、人数にして216人の増となっております。

鹿児島県全体の年少人口を平成27年と令和2年で比較しますと、1万4,107人が減少しており減少率は6.4%の減、本市の年少人口は366人の減少で15.3%の減ということで県全体の減少率を大きく上回っております。

生産年齢人口も大きく減少した中で、年少人口割合が0.8ポイント減少した理由につきましては、晩婚化や未婚化などの影響によりまして出生数の減少が続いたことが大きな要因と考えているところです。

○6番城森史明議員 私が聞いているのは、その年少人口において非常に大幅な減少と、もともと10%台と少ないわけです。年少人口がそういう状況にあるのはなぜかということを知りたいんです。原因について聞いているんですよ、どのように考えているんですか。

○田代勝義企画調整課参事 年少人口の減少につきましては、出生率の低下というのが主な原因と考えております。

この理由につきましては、先ほども申しましたけれども未婚化と晩婚化の影響によるもの、そ

して有配偶出生率の低下によりまして、出生数が低下したことによるものと考えております。

○6番城森史明議員 ですから、それはもう一般的に言えることなんですよ。枕崎市がそのようになぜ減少幅も大きくそういう状況にあるのか、その原因は何なのかということを知っているんですよ。一般的な話じゃなくて、枕崎市がそういうような状況にあるのはどういう理由なのかということを知っているんですよ。

○田代勝義企画調整課参事 この年少人口につきましては、全国的な話でもありますけれども、本市におきましても、この少子化、結婚、こういうものの対策としまして、いろんなものには取り組んでいるところではありますが、実際として、その出生数というものの数値が伸びていないということが原因と考えております。

○6番城森史明議員 この中でちょっと南さつま市がですね、0.3%増えているわけですよ。この原因が何なのかよう分かりませんが、聞いていませんが、こういうような状況の中で維持しているってことは、やっぱり注目に値すべきことじゃないのかなと思います。2番目のその過去5年間の本市の出生率、出生数はどうなっていますか。

○田代勝義企画調整課参事 出生率につきましては、厚生労働省人口動態統計、市町村別統計の国勢調査を中心とした5年間のデータの集計による合計特殊出生率で申し上げますと、平成25年から平成29年における合計特殊出生率は1.63となります。その1つ前の平成20年から平成24年では1.59となっております。

出生数の過去5年間につきましては、平成28年が132人、平成29年が134人、平成30年が107人、令和元年が106人、令和2年が81人となっております。

○6番城森史明議員 合計特殊出生率が、これについてはですよ、年々上がっているような状況が出ていますよね。平成25年の頃は1.43とか1.38だったのが現状は1.63ぐらいのところまで上がってきている。

しかし、残念ながら出生数がですね、平成30年を境として、がくんと落ちていきますよね。そして、最近の市報を見ていると、出生数が月に4人とか、そんな状況で推移しているような感じで、令和3年度を比較したらですよ、もうすごい2桁台になっているんじゃないかというあれがあるんですが、その辺はどうなっているんですか。

○田代勝義企画調整課参事 質問者が言われるように、令和2年度からこれまで3桁台で推移していた出生数が2桁になっておりまして、令和3年度におきましても100を割るような状況となっているところですよ。

○6番城森史明議員 何人になっているんですか。

○田代勝義企画調整課参事 令和3年度につきましては98人となっているところですよ。

○6番城森史明議員 出生数が減っていく中で、それは当然、セットで考えるべきで、合計特殊出生率ですか。婚姻数が少なくても合計特殊性率が上昇すれば、それで人口減とはならないと思うんで、セットですよ、その出生率とですね。

もう一つの資料で出生率だって人口1,000人当たりの出生数は本市が6点台なんです、平成29年度6.3なんですよ。県の場合が8.2、国が7.6と、県と国の水準よりも非常に低いわけですよ。これはどう把握されていますか。

○田代勝義企画調整課参事 出生の数が少ないということにつきましては、やはり一般的な理由にはなりますけれども、やっぱり晩婚化や未婚化の増加というものも多いというふうには考えております。

○6番城森史明議員 出生率はそういう状況になっていますよね。

次に、その過去5年間の男女の未婚率の状況はどうなっているんですかね。

○田代勝義企画調整課参事 本市におけます過去5年の未婚率について申し上げます。

これは人口ビジョンにおける年齢階層ごとに、平成27年と令和2年につきまして男女別で申

上げます。

まず、男性の未婚率につきましては、平成27年の20歳から24歳で92%、25歳から29歳が71.4%、30歳から35歳が42.9%、35歳から44歳が31.3%、45歳から54歳が25.2%となっております。

男性の令和2年の未婚率は、20歳から24歳が90.6%、25歳から29歳が71.1%、30歳から35歳が56.9%、35歳から44歳が33%、45歳から54歳が28%となっております。

次に、女性の平成27年の未婚率につきましては、20歳から24歳が89.9%、25歳から29歳が54%、30歳から35歳が35.3%、35歳から44歳が22%、45歳から54歳が15.1%となっております。

令和2年の未婚率につきましては、20歳から24歳が89.4%、25歳から29歳が64.3%、30歳から35歳が37.9%、35歳から44歳が22.3%、45歳から54歳が19.7%となっております。

男性は、20歳から29歳の2つの年齢階級で、若干、改善されているものの、30歳から54歳までの各年齢階級では、未婚率が増加しているところです。

女性では、20歳から24歳の年齢層で若干改善はしているものの、25歳から54歳までの各階層で増加している状況にあります。

この未婚率の増加につきましては、令和元年9月に市内の20歳以上から40歳未満の方に対する結婚・出産・子育てに関するアンケート調査の独身である理由という質問の問いです。よい相手に出会っていない、経済的な不安、独身生活に魅力がある、今は趣味や仕事をしたいなどの回答が多く、このような結婚に対する価値観の変化や結婚できないのではなく、結婚をしないというそういう選択をされる方などの生き方の多様化が未婚率の増加に影響を与えるものと推測しております。

次に、未婚率と年少人口率の関連性についてですけれども、未婚化の進展は、妊娠、出産をずる機会の減少を招きまして、出生数の低下につながります。出生数の減少は、先ほども申し上げましたけれども、年少人口の減少に直結するため、未婚率の増加は年少人口率の減少を招く大きな要因であると考えております。

○6番城森史明議員 今、枕崎の状況の説明がありましたが、未婚率の捉え方って非常に難しいわけで、実際であれば、49歳以下までの未婚率をトータルすれば、出生数やら関係性が出てくると思うんですが、生涯未婚率っていうのもあるんですね。

生涯未婚率に関してはですね、枕崎は県の平均よりも低いわけですね。令和2年度ですか、男性の未婚率が県が29.4%で、女性が22.1%、29.4%に対して枕崎は27.5%、女性は22.12%に対して19.1%。そういうことで、特に枕崎が結婚、婚姻数が少ないとかそういう状況ではないわけですね。

それなのに、そういう出生率が低いということなので、出生数ですか。年少人口率が低いということなんで、その辺のところはどういう状態でそういうことが起きているのかなというのが私自身も解明はできていないんですね。

しかしながら、生涯未婚率と比べてもですよ、大体、もう昔は昭和の時代は5%とかそれぐらいだったと思うんですが、もう女性は大体20%、5人に1人ですか。男性が27.5ですから、3割ぐらいですね、10人に3人ぐらいは未婚という状況があります。

そういうことで、今の時代は非常に多様化しているわけで、さっき言ったように結婚に対する価値観も違ってきただろうし。しかしながら、やはり結婚を望んでいる人たちは多いと思うんですね。そういう意味でやっぱり、年少人口が少ないと、将来、本市の発展もないわけですから。

そういうわけで、次の質問に移りますが、第2期枕崎地方創生総合戦略の中に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとありますが、現在の達成状況はどのようになっているんですか。

○田代勝義企画調整課参事 第2期枕崎市地方創生総合戦略の政策分野の3であります、若者と

まちをつなぐの中で、若い世代の結婚、出産、子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなどが、出生数の減少の要因として考えておりました。妊娠・出産・子育ての各ステージで切れ目のない支援を行い、男女ともに結婚、子育て、仕事をしやすい環境を整備することが大事でありまして、そのために2つの目標指標を立てております。

1つ目の目標指標としまして、出生数を年間110人としております。第2期の総合戦略が始まりました令和2年度における実績につきましては77人と、令和3年度につきましては92人となっております。目標指数に対して未達成となっております。

2つ目の目標指標として、若年層、20代、30代をこの場合指しておりますけれども、若年層の減少数を年間100人以内としておりますが、令和2年度の実績につきましては85人、令和3年度につきましては72人となっております。目標指数に対しては達成となっております。

1つ目の目標指数の出生数につきましては、先ほども申し上げました結婚に対する価値観の変化などによる未婚率の増加や晩婚化などが目標未達成の一つの要因と考えられますが、近年におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、人に会う機会の減少、感染やワクチン接種の不安などから結婚、妊娠、出産の行動に対する控えというものがああり、少なからず影響を及ぼしている可能性があると考えております。今後の出生数につきましては、また注視していきたいと考えているところです。

また、これらの目標指標の達成に向けた取組としまして、経済的理由で結婚に踏み切れない方を後押しするため、新居に伴う支援として、結婚新生活支援事業、妊娠、出産における不妊治療助成制度、産科医療体制確保支援事業や産後ケアの事業、新生児への給付金給付事業、病児病後児保育事業を実施してきました。

令和4年度からは、ゼロ歳から2歳までの児童に係る保育所等入所者負担金軽減の拡大に係る経費、保育所等入所児童おむつ給付事業といった子育て世代に対する新しい経済的支援策も実施しておりますので、結婚を望む方が結婚でき、子供を望む方が安心して子供を産み育てられるような、今後とも幅広い分野で結婚そして妊娠期から子育て期まで、全てのステージで切れ目のない支援体制の整備とさらなる充実に向けた取組を関係課と連携を図りながら進めていきたいと考えております。

○6番城森史明議員 第1期のときですよ、若い世代の婚姻数を増やすってことも挙げられていたと思います。これは第2期によって削られているわけですよ、なくなっているわけです。その婚姻数はどのような状況なんですか。

○田代勝義企画調整課参事 枕崎市の婚姻の件数を申し上げますと、令和2年度が50件、令和元年度が59件、そして平成30年度が57件となっております。

○6番城森史明議員 それと出生数がですよ、原因としてコロナを挙げられましたが、その出生数の低下はもう平成30年度から始まっているわけですよ。それまで130台だったものが、平成30年度から107、元年度105と。これはコロナはないわけですよ。だから、その辺の原因は何なんですか、その元年度から30%以上減っているわけですよ、その原因は何なんですか。

○田代勝義企画調整課参事 令和2年から2桁になったということでそこが続いているということですけども、平成30年度から出生数が下がった理由というものは、結婚に対する価値観とかそういったものもあるかとは思いますが。

また、令和2年度、令和3年度におきまして、出生率が3桁台まで回復しない、そういった理由の中にはコロナの影響もあるのではないかと考えているところです。

○6番城森史明議員 平成30年度からもう減っていますので、それから構造的にと言うんですかね、そういう形でその現象が現れているんじゃないかというように私は思ったんですが、これも私も説明はできていません。ですから、その辺のところも一応分析してですね、今後の地方創生に生かしてもらえたらいいのかなと思います。

それとやはり婚姻数と出生数はですよ、セットで考えるべきで、やはりこの婚姻数を増やしますというのは、第2期も引き続き載せて欲しかったわけですよ。セットで考えていって、年少人口を減少させないという考え方でいかなければならないと思いますので、その辺はよろしく検討をお願いいたします。

それですよ、第2期の総合戦略もプラン・ドゥー・チェック・アクションで、当然、まだ令和2年度からですから、ちょうど中間年ですかね、3年目を迎えるわけですが、やはりそういうところは、その現状に合わせて減少しているんだったらさらに政策を上乗せ、追加してでもですよ、改善をしてほしいんですが、その辺はどうなんですかね、どのように考えているんですか。

○田代勝義企画調整課参事 先ほども申し上げましたが、令和4年度につきましても、子育て支援に対する新たな施策というものを追加し、その戦略の分析の効果検証を行いながら、そしてまた、その中で協議会による外部有識者の評価とか知見をいただきながら、施策の内容等の見直しを実施しておりますので、今後も、結婚、子育て、そういった多様化する考え方の中で、そこにマッチするのは難しいとは思いますが、どこに焦点を当ててということではなく、広く総合的な検討をして、事業に取り組んでいきたいと考えております。

○6番城森史明議員 確かにいろんな価値観のある多様性のある時代になった中で、しかし、やはり結婚願望のある若い人たちが多いいんじゃないかと思えます。やはりそれが主流だと思いますよ。ただ、出会いがないとかそういうことですね、なかなか結婚もできない、したいんだけどできない人っちゃうのは多いと思うんで、やはりそういうためにですよ、やはりある程度の意識を上げるためにですよ、例えば婚活コーディネーターとか、確かに民間会社にはいっぱいありますよ。マッチングっていうのはですよ、あるわけなんですけど、そこを頼ればいいんでしょうけど。

県にもありますよね、県もそういう婚活事業をやっているんですよ、登録してですね、出会いの場を広げるのをやっているんですが、やはり講演というのはそういう意味では非常にいいんじゃないかなと、独身者向けにですよ、婚活コーディネーターとかマッチングアプリ会社の社長を呼んで、ある程度の意識を向上させてもらおうと。

そういう意味で、やはり子供を増やすちゅうことは市の発展にもつながるわけですし、活性化にもつながりますので、その辺は検討いただいてよろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に移ります。

観光拠点施設であるお魚センターの活性化についてでありますけど、お魚センター、地場産業振興センター、かつお公社と3社の類似施設が存在する。本市の観光発展のためには、3者社の連携が不可欠であると思うが、お魚センターの役割存在についてはどのように考えていますか。

○前田祝成市長 まず、3法人のそれぞれの事業概要について申し上げます。

枕崎お魚センターと枕崎市かつお公社の2つの法人は株式会社、南薩地域地場産業振興センターは公益財団法人、よって、営利法人または非営利法人という法人格の違いがございます。

枕崎市かつお公社は、枕崎市、枕崎市漁業協同組合、枕崎水産加工業協同組合が出資し、カツオ鮮魚の製造加工、販売及び宣伝に関する事業や水産加工品の新規開発に関する事業などを展開してきております。

南薩地域地場産業振興センターにつきましては、2市6町の21団体が出資し、財団法人として設立し、現在は公益財団法人に移行し、特産品の需要開拓、普及及び紹介、情報収集及び提供に関する事業や貸し館事業、こちらを行っております。

枕崎お魚センターは市内の5団体が出資、株式会社として設立し、水産物・水産加工品等の販売、食堂及び売店経営などの事業を展開しているところです。

お尋ねのお魚センターの役割、存在につきましては、本市の観光施設の集客の視点から見ましても、一番の入館者数を上げている施設であることから、本市の観光拠点施設として、とても重

要な施設であると認識してございます。

お魚センターの魅力をもっと高めて、施設を活性化させ、枕崎の観光拠点、ランドマークとして成長させていくことが、本市のコロナ後の観光再生、ひいてはまちのにぎわいや交流人口の増加、地域の活性化につながって、まちの魅力が高まることで本市全体の経済回復にもつながっていくものと考えております。

今、質問者からございました3社の連携につきましても、当然、それぞれの会社の努力はもとより、それぞれの法人の目的、強み、このあたりをしっかりと把握しながら、3法人の連携を深めていく相互補完、これも重要であろうかと思っております。本市全体の観光振興や地元産品の販売促進、地域経済の発展に寄与するものと3社連携というのは考えております。

その3法人につきましても、本市の産業振興、観光振興にとりまして非常に大切なリソースでございまして、それぞれの法人の目的に向かって進んでいくということが重要であろうと考えております。

行政といたしましては、当然、伴走型の支援を行ってまいりたいと思っております。特に出資比率が5割を超えております地場産業振興センターとお魚センターにつきましても、しっかりとした助言、指導、これはやっていかなければならないと認識しております。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 傍聴席はお静かにお願いいたします。

○6番城森史明議員 市長の説明は非常に一般的で、具体的に言えば、私はお魚センターはやっぱり食だと思ふんですね、レストランぶえんとうどん屋とかありますけど、やはりどちらかちゅうと買物はかつお公社ですね。かつお公社で買物をしてもらって、そして土産用品なんかは地場センター、地場センターも食事するところはあるんですが、レストランぶえんというのはやっぱり枕崎の魚のまちとしてですよ、一番大事な要素であるわけです。

ですから、そこを充実させて、その中ですよ、例えば、これはそういう市の支援として50%株を持っているわけですから。連携として、例えば、かつお公社で買物をした人に、食事の割引券を配るっていうそういうことが連携じゃないんですか。そして、要は回遊性ですよ。枕崎に来た人に回遊してもらおう。ただかつお公社で買物をして帰るんじゃないで、買物をして、そして、おいしい食事を食べてもらって帰る。その辺はどうなんですか、要は割引券を発行して回遊性を持たせるっていうその辺はどう考えますか。

○鮫島寿文水産商工課長 かつお公社で買物をされた方に回遊性を高めるということで、食事券を発行したらどうかという貴重な御意見だと思います。

今、私どもが回遊性を高めるという意味では、お魚センターに特化はしてはおりませんが、春のシーズンとか、またコロナ禍においては、年末にスタンプラリーということで、かつお公社、お魚センターに限らず民間の明治蔵など、そういったところでの回遊性を高めるということで、3か所回った方には、地元の特産品等の特典を参加賞として発送する取組をしてあります。

質問者がおっしゃいますとおり、お魚センターに特化すれば、今言ったような3法人で回遊性を高める、そういった食事券を販売する、地場産業振興センターは店子として、1店舗食堂に民間の方が入っておりますが、そういったことも含めて貴重な提案と思っておりますので、検討してみたいと思っております。

○6番城森史明議員 よろしく申し上げます。

それと、そのふるさと納税返礼品の人气が、水産物加工品が高いということですが、その売上げはどのようになっているんですか。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターは、平成28年度にふるさと納税返礼品の協力事業者として登録され、現在、積極的に返礼品事業に取り組んでいるところです。

お尋ねのお魚センターにおけるふるさと納税返礼品の売上高についてですが、増加傾向にあり、

令和3年度につきましては約690万円で、令和2年度の約450万円から1.5倍ほど増加したと伺っております。

お魚センターでは、ふるさと納税返礼品の強化に取り組んでおり、商品数についても令和3年度が69品目と、令和2年度の46品目から、こちらも1.5倍増となっており、積極的な商品づくりが売上高増の要因となっているようです。

また、返礼品目については、冷凍カツオの刺身や枕崎漁港に水揚げされたイセエビ、カツオなどの魚介類、枕崎牛などが人気のようで、本年度も引き続き魅力ある商品づくりに取り組んでおり、前年度を上回るペースで申込みがあると伺っているところです。

○6番城森史明議員 ふるさと納税は、要は約30億近く寄附金を受けたわけですが、その3割が返礼品としてあるわけですから9億あるわけですよ。9億の中の600万というのは非常に少ないと思いますよ。だから、もっと伸ばせる余地があると思うんですね。

なぜかっていうと、やっぱり市がやっているふるさと納税寄附金のシステムですから、それを活用しないと売上げが増やせないと思いますよ、基本的に。ふるさと納税を増やさんと、お魚センターの売上げは伸びないと思います。

それで600万じゃ、2,000万、3,000万ぐらいないと9億の中のあれなんですけど、努力されていることは分かりますよ、品目を増やす。だけどもっと伸ばすにはどういう方法を考えているんですか。

○桑原英樹水産商工課参事 今、質問者からありましたとおり、令和3年度で690万程度ということで、質問者から2,000万から3,000万ほどはという話がありましたが、お魚センターとしても、それぐらいの売上げを目指していると聞いております。

その中で、どのようにして売上げを伸ばしていくのかということですが、今お魚センターのほうでは枕崎漁港からの直送ということで様々な魚介類も発送しています。そういうところの強みを生かしつつ、また、新たな取組を今模索しているようで、6月中には新たな商品の投入も予定しているということですので、その状況を踏まえながら、私どもとしましても指導していきたいと考えております。

○6番城森史明議員 かつお公社はすごい売上げだというような感じを聞いたんですけど、負けないようにお願いしたいと思います。

次に、せっかくの交流都市である稚内の特産品、以前もお魚センターに置いていたわけですが、ちょっともう今、実際やってない状況なんですけど、今週行かれるつちゅうことなんですけど、何かその辺の稚内の特産品を通信販売でもいいんじゃないですか、オンライン販売とか、それでもう何かするあれはないんですか、そういう特産品を再開するというあれはないんですか。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターでは、平成23年1月から本市と稚内市との友好都市実現に向けた取組が始まったことをきっかけに、お魚センター内直営売場において、稚内市特産品コーナーを設置し、稚内牛乳を原料としたアイスクリームや利尻昆布をはじめとした水産加工品などを販売していました。

しかしながら、稚内市の特産品の年間売上高は、当初約70万円あったものの、年々減少し、平成27年度以降は10万円を下回る状況が続き、営業的に厳しい状況にあったことから、令和元年度をもって稚内市特産品コーナーは廃止となったようです。

なお、令和2年度は11月に「お魚センターいいふしの日イベント」において、稚内市特産品コーナーを臨時開設し、稚内ラーメンなど11種類の商品を販売しています。

本年度につきましては、友好都市盟約を締結して10周年の節目の年ということもあり、お魚センターでも市民や観光客に稚内市の魅力を身近に感じていただけるように、今後、稚内市特産品販売コーナーの臨時開設を予定していると伺っているところです。

○6番城森史明議員 常時置いとくってのはちょっと駄目じゃないかと思うんで、やはり山形屋

がやっているような物産展を年1回ぐらいしたほうが、より南薩からお客さんを集められるんじゃないかっていう気がするんですけど。

そして、通信販売ですよ。それも一応、お互いに枕崎と稚内の商品を創ってですよ、通信販売で購入できるとか、その辺も可能性があると思うんでよろしくをお願いします。

それと、次の件ですが、やはり市民や地域に愛される店じゃないと、そういう意味で発展していかないと思うんで、観光客相手ばかりじゃなくてですね。

その面で市民や地域に愛されるお魚センターのために、どのような事業実施を行っているのか。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 すみません、お静かにお願いします。2回目ですよ。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターでは、市の委託事業である国内外観光客誘客事業において、昨年度はコロナ禍で注目されている近隣地域内での観光、いわゆるマイクロツーリズムの推進により、地元や近隣地域の方々を対象としたいいふしの日イベントやアクアリウムコンサート、鉄道模型展などイベントを定期的で開催し、チラシの新聞折り込みやSNS等により情報発信をしてきました。

また、同じく市の委託事業である「枕崎の、緑茶。」ブランド発信事業により、令和2年度からお魚センター内に新たに開設したThe MAKU Cha Saboでは、枕崎茶の試飲によるおもてなしを実施しており、枕崎茶のおいしさを知ってもらう場として、地元の方々にも大変喜ばれています。

さらに、1階のみなど食堂では、かつお出汁の効いたうどん・そば、枕崎漁港で水揚げされた地魚を使った刺身定食などを提供しており、地元の方々の来店も多いと伺っております。

5月のゴールデンウィーク期間中には、お魚センターの一角で市内事業者や団体、市民有志の協力によるかつお一本釣り大会やかつおぶし削り大会、漁師鍋の振る舞いも行われており、市民や観光客が多く訪れ、大変好評だったようです。

本市としましても、本年度も国内外観光客誘客事業及び「枕崎の、緑茶。」ブランド発信事業により本市観光拠点施設であるお魚センターにおける拠点機能の強化を図りながら、今後も市民や地域に愛される施設となるように引き続き支援をしていきたいと考えているところです。

○6番城森史明議員 昔ですよ、私は桜山の生まれですからちょっと間違いかもしれませんが、なやと呼ばれる小さな魚屋がいっぱいありましたよね、地域に。今でも桜山は何件かありますよ。だから、そこの一番の魅力は生きた魚を食べられたんですよ。生きた魚ってスーパーには悪いけどほとんど食べられません。そこで食べる魚は本当に生きた魚で本当においしいんですよ。そして、そういうことで枕崎に生まれた幸せを感じられる瞬間でもあったんですよ。

ですから、そういう魚を提供することがまず、今、そういった小さな魚屋がもうなくなっているんで、みんなほとんどスーパーで買物するじゃないですか。生きた魚は、はっきり言って買えません。ですから、今、直営の鮮魚店がありますよね。あれをもっと品数を増やして、バーンとさせていただいてね、そうすれば私も買いにいけますよ。そこで生きた魚をね、刺身で売ってもらえれば。

だから、それが1つと、それとさっき言いましたけど、市民に対する割引券、プレミアム商品券というんですか。だって、南九州市や南さつま市に行ったら、温泉は半額以下ですよ市民は。

そういうような、やはり市民に対してプレミアム商品券を発行して、お魚センターで利用してもらおうと。その2つの点についてどのように考えますか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、1つ目のなやと呼ばれる昔ながらの魚屋が大分減ってきております。

先ほど、ふるさと納税のお話でも参事のほうがお答えしました、産直のものということで沿岸で捕れる生きているイセエビや鯛をふるさと納税の返礼品ということで送ったこともございます。

大きいものでは1万円等の値段がするものですが、そういったものをふるさと納税でも産直ということで返礼品として送っております。

今、質問者がおっしゃいましたスーパーでは食べられないような生きた魚をとということで、今、私どもが考えておりますのは、お魚センターでもイセエビ等の時期によっては市場で入札をして、近海魚市場では活魚も販売しておりますので、それを一般の魚屋、なやも買って販売するんですけど、そういったものをお魚センター1階の直営店の鮮魚コーナーでも、観光拠点施設の事業の再構築ということで、円形の丸い大きな水槽がお魚センターにあります。小さい水槽等を設置し、そこで、今、議員から提案がありました活魚、イサキや鯛、イセエビ、トコブシなど、そういった品物を見せながら、それをさばいて販売していくと、そういったことも検討しております。

そういったことも含めて、質問者がおっしゃいました取組も検討をしておりますので、新たな展開として、お魚センターと私ども水産商工課のほうで、近海魚の販売、促進また、浜値のそういったアップも含めて対応していきたいと。お魚センターとも連携しながら、魚食普及に努めてまいりたいと思っております。

もう一つのほうの市民の割引券ということですが、今お魚センターも商品券ですとか、プレミアム商品券等の販売店、利用店舗ということで登録いただいておりますが、今ありましたような6月補正で提案をしておりますのは、グルメクーポンということで食事等のプレミアムの商品券を今議会に補正予算をお願いしておりますが、プレミアム商品券ということでの飲食店も含めた事業所の皆さん、お魚センターも含めたそういった商品券の発行についても、現在、コロナ禍と物価や原油高の高騰の関係で、先日の一般質問でもお答えしましたが、商工会議所等と協議をしておりますので、こういったことで、今おっしゃいましたお魚センターの利用も含めて、市内の事業所が必要とあればプレミアム商品券の発行も必要かと思っておりますので、検討を進めてまいりたいと思います。

○6番城森史明議員 お魚センターは、枕崎漁港の活性化や本市の観光拠点として非常に重要な施設であります。議会においても改善策について議論し、当局も努力を重ねてきたにもかかわらず、財政状況等は全く進展しておりません。お魚センターの経営に指定管理者を導入することについて、社長である市長はどのような見解を持っていますか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、私のほうから少し行政としての経営についての介入の仕方について少し申し上げたいと思っております。

お魚センター当該法人の経営改善が進むように、先ほども説明しましたとおり市が出資しているということで、市としましてもその経営については、積極かつ適切な助言や指導、監督を強化していきたいと考えております。

今後も引き続き、経営状況や資産債務の状況について適切な把握に努めますとともに、効率的な経営、経営健全化と併せまして地域活性化、市内経済に資するような有意義な事業についても積極的に取り組まれるように市も連携を図ってまいりたいと考えております。

○前田祝成市長 今、質問者の質問にございました指定管理者ということですがけれども、これにつきましては公の施設を民間の団体等に管理させる制度というふうに認識しておりますので、指定管理者というのには当たらないと思っております。

ただ、ただいま質問者から非常にいいアイデアをいただいて、そこについてはしっかりと我々も検討して、指導してまいりたいと思っておりますのでございます。

先ほども答弁しましたとおり、お魚センターの魅力、これを高めて施設を活性化させるということについては、観光施設、ランドマークとして非常に重要なことであると思っておりますので、しっかりとやっていく。そして、まちの魅力が高まることで、本市全体の経済回復にもつながっていく一番の大事な施設と考えておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。

第三セクターである枕崎お魚センターにつきましては、本市にこれまでなかった大型の誘客施

設ということで平成の初めに設立したわけですけれども、本市においても、なかなかこのような市外から人を呼び込めるような施設の立地という部分については非常に大事だと思っております。誘客に伴う観光振興や地域活性化に取り組むための施設として、第三セクターの株式会社が建設主体となって、この補助事業であるとか様々な活用をして今までやってきたところでございます。

ですので、しっかりとこの法人の設立運営、施設整備に当たりましては、大事な地域活性化の観点で市が積極的かつ主体的に指導を果たしていきたいと考えてございます。

先ほど1つ経営改善のアイデアが課長のほうから話がありましたけれども、資金面も含めまして、今後非常に重要になってくると思いますので、そこはしっかりと主体的に責任を持って監督を継続していきたいと思っております。

○6番城森史明議員 私の趣旨は、指定管理者はたまたまですが、要はそういうものは今までうまくいってなかったら、プロの助言を聞いたほうがいいんじゃないかと思えますよ、やっぱり。やはり民間の知恵っていうのはすごいものがあるんですよ、まちづくりやら。

やはりあそこは港の中心ですから、港の活性化にはぜひ必要な施設なんですよ。そして今度も老朽化がどんどん進んで維持費も高くなっていくと思えますよ。

ですから、やはりあそこの店づくり、まちづくり、プロの方に相談して、方向性を見いだすことも必要だと思います。

それともう一つは、私がこの前質問しましたが、枕崎高校と水産高校の知恵を借りて若い人に考えさせる、お魚センターの活性化をですね。そういうワークショップなりして、高校生に考えさせるわけですよ、2校あるわけですから。

ですから、いろんな対策をしてですよ、そうしないとあそこは盛り上がってかけないと思うんで、よろしく願いいたしたいと思えます。終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴席をお願いいたします。

脱帽をしていただくようお願いいたします。

あと、お静かにしていただくようお願いいたします。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

環境月間にちなみ、環境問題を中心に質問をいたします。

本市においては、令和3年度から令和7年度までの第6次枕崎市総合振興計画後期基本計画において、環境にやさしい潤いのある社会の実現を標榜し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを基本的方向としております。

具体的施策が3点ほど出されておりますが、その3番目に「地球温暖化防止及び地域エネルギー事業の推進を図っていくため、太陽光や木質バイオマスなど、地域で生産される再生可能エネルギーを地消し、経済の地域循環を図るため、地域新電力会社の設立を目指します」と総合振興計画に明記されております。

このことを受け、令和4年度の施政方針では、本市の総合的なエネルギー政策に関するマスタープランとして、これまで外部に流出していたエネルギーコストを域内にとどめ、公共施設における防災力の強化を図るなど地域課題を解決するため、本市エネルギー政策の中核的な役割を担う自治体新電力会社の設立を打ち出しております。

また、「地元事業者や住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、マスタープランで検討した事業計画を着実に進めます」となっています。

このマスタープランについては、去る3月28日から4月27日までパブリックコメントも実施されましたが、市民からのコメントは全く届いていないとのことでした。

新電力会社設立のこれまでの取組、そして今回の設立見送りといった経過を踏まえ、市民の皆様への内容の説明は十分なものであったのか、この点についてどのように考えているのか、最初にお尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市では、本市のエネルギー施策の方向性を示すものとして、枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランを策定し、今後、様々なエネルギー施策を通じて、再生可能エネルギーへの転換による脱炭素への貢献を果たしつつ、防災力の向上やエネルギーコストの地域内循環など地域課題の解決を図っていくものとし、それらの取組の中核となる自治体新電力の設立を目指すこととしたところでございます。

先日の全員協議会で御説明させていただきましたとおり、今回、自治体新電力の設立に関しては見送ることとさせていただきます。本市が進めようとしているエネルギー施策の内容に関しましては、これまで市のホームページへの掲載や広報まくらざきに特集記事を掲載するなど、市民の皆様への周知を図ってまいりました。

電力事業については、内容が非常に複雑で、その説明に当たりましては専門的な用語を用いざるを得ないところもございまして、市民の皆様はその詳細を御理解いただくのは非常に困難な部分もあるかと思いますが、再生可能エネルギーの普及など、市民が目指すエネルギー施策を推進していくためには、市民の皆様への御理解と御協力が不可欠でございます。そのため、今後はより一層、市民の皆様に対する分かりやすい説明を行いたいと思っております。

その内容等につきましては、担当課から説明いたします。

○堂原耕一企画調整課長 マスタープランの策定に関しまして、令和3年8月から9月にかけて市民の皆様2,000人を対象に実施したアンケートの結果によりますと、地域新電力の内容を把握していると答えていただいた方は回答者の6%という低い割合でございました。これは地域新電力に対する十分な認知が進んでいないということが分かったものと考えております。

そのような状況の中で、本市のエネルギー施策の方向性を示すためにマスタープランを策定したわけではございますが、120ページを超える計画の中には、難解な専門用語なども多く、より分かりやすい解説を併記するなど、計画を御覧になる方に対する配慮の余地があったのではないかと、この点については反省をしているところでございます。

今後の対応になりますが、今回の自治体新電力設立の見送りに関する説明をはじめまして、マスタープランに掲げている目標と申しますのが、再生可能エネルギー電力比率、こちらのほうを2030年までに100%にするというのがマスタープランの目標でございます。この達成に向けた様々な取組をしていくわけですが、その説明を広報紙などで情報発信してまいりたいと考えておりますが、その際には、本市の取組に対しまして、市民の皆さんにまず関心を持っていただくのが第一だと思いますので、関心を持っていただき、そしてその取組の内容というものを理解していただくというところに心がけながら、情報発信の質と量を高めていきたいと考えております。

特に、専門用語を用いる場合には、これはマスタープランの内容で使われている用語等についてもそうですが、その解説を併記したり、用語集を例えばホームページ等に掲載するなど、分かりやすさには十分配慮したいと考えているところでございます。

○9番立石幸徳議員 今、答弁があったようにですね、177ページのマスタープラン、この23ページにですよ、地域新電力の内容を把握している市民はアンケートに回答した中の約6%、今、課長答弁もあったんですけど。

私がこの新電力の質問の一番最初に市民への内容説明はどうなっているかというのを取り上げたのはですね、行政の様々な事業は当然、市民にいろいろと説明をされなければなりません。

だけど、この地域新電力事業は、まさに市民の皆様あるいは市内事業者の皆様にご利用客としてお客さんになってもらわんといかんわけですよ。そういう利用者が、初めて新電力の顧客として電気料金を払っていただいて、事業は成立するわけです。ただ理解をしていただくだけの問題じゃないですよ。

そこですね、マスタープランの内容説明にも出ているエネルギーの地産地消、全く耳ざわりのいい地産地消ですけども、先日の見送りの部分では、一体全体、何が地産地消なのかと言わざるを得ない。そういうことも含めてですね、私は今回のてんまつは本当に市民をないがしろにしているのではないかと。あえて今後のこともありますのでね、苦言を言わざるを得ない。

今、専門用語の話も出ましたけれども、実に177ページにわたって、例えばBG、PPA、BU、バックアップですね、インバランスリスク、容量市場、まだいっぱいありますよ。聞いただけでも、見ただけでもさっぱり分からない。

こういうことをですね、重ねての質問になりますが、なぜ専門用語の解説を出されていないんですかね。

○堂原耕一企画調整課長 先ほどの答弁とも重なるところがございますが、マスタープランを策定していく中で、それが形になっていく中で、確かに今、質問者のほうから出ましたような用語については、これは市民の方々、こちらについては初めて目にする、耳にする用語であるかと思えますので、そこに対しての配慮というのは必要であったと、今反省しているところでございます。

内容の説明においては、その用語の意味が分かっていたような内容説明をある意味心がけたところではございますが、それだけでは用語そもそもの意味というところの理解というところから、やはり初めて目にされる方にとっては、そこから入らないと理解がなかなかできない部分もあったかと思えますので、そこについては、既にもう策定は終わっているものではございますが、そこに出てきている用語であったりとか、今後、そういった取組に対する、一般的に言って難解というか、初めて耳にされるような言葉などについては、十分な説明をしていきたいと思っております。

○9番立石幸徳議員 冒頭、私申し上げましたように、新電力事業、本市の総合振興計画に明記されているんですね、振興計画、申し上げるまでもなく我が市の最高位の一番上位に来る計画なんです。それが見送られるという事態はですね、私はよっぽどのことがないと、そりゃあ計画から外れることは多々あるかもしれませんよ。よっぽどのことでないと、そういったことはあってはならないとそう認識しておりますのでね。

もう少し掘り下げて聞きますけど、先日の市長の見送りの報告部分に、エネルギーの地産地消はどこへ行ったのかと。ただ日本電力卸売市場の市場単価がな、今非常に高騰している、高くなって、とてもじゃないけどこの価格では収益はとれないと、それだけの説明ですよ。

そうしますとね、市民はね、なんで市場価格が問題になると、エネルギー地産地消でしょうと。その電力を持ってくるだけなんだから、別にそのどこの市場、マーケットからその電力を持ってくるんだと。私自身が市民から誤解された認識のものと質問をたくさん受けました。

そこですね、具体的にこの電源調達ですね、今度新電力会社がどういう電源を想定しとったのか、この点を明らかにしていただきたいんですが、将来的な部分はそらあるでしょう、ただ、スタートの立ち上げ時にですね、想定をしていたこのマスタープランでの電源、これはどういうことになっているんですか。

○堂原耕一企画調整課長 電源の調達方針につきましては、マスタープランの中でもその電源の出力特性や価格、電力需要の特性などを踏まえ、効果的な組合せによる経済的な電源調達を基本

とし、そして、再生可能エネルギーの先ほど来、質問者からも出ております地産地消の推進のため、市内から調達する電源の多様化と拡充を図っていく、そして具体的には需要規模の拡大に合わせ、枕崎市内におけるFIT電源の特定卸供給による調達などを進めていくというところで調達方針を進めていたものでございます。

今、質問者からお尋ねのマスタープランを作成していく過程の中で、当初、事業体の立ち上げ時にどういった電源調達の方法を考えていたかというところの御質問でございますが、その電力調達に関しましては、検討当初は今方針にもございましたとおり、再生可能エネルギーの地産地消という観点から、本市内に所在する枕崎バイオマス発電所からの調達というところを模索していたところでございます。

マスタープランを策定していく中で、電力需給シミュレーションを事業体の実際の立ち上げ時の様々な条件に合わせ行っていたわけですが、その結果などについては、まずシミュレーションの条件として事業体の立ち上げ時には、電源の売り先といたしましては、本市の公共施設への売電から始め、その後順次、民間の契約件数を増加させていくというそういったような成長戦略というのを描いていたところでございます。

その条件で電力需給シミュレーションを実施した結果、事業立ち上げ時の地域新電力の電力需要と申しますのは、先ほど申し上げました本市内のバイオマス発電所から引き受けなければならない電力を、その時点では大きく下回っておりまして、電力の余剰が大幅に発生するということが想定されるというのがそのシミュレーションの結果、分かってきたところでございます。

そこら辺がもうはっきりと目に見える形で分かってきたというのが、年が明けてからぐらいのことになっております。そのような中で様々な議論を重ねておりました。

余剰電力をほかの電力会社等に売却するというような方法も対応は可能なわけですが、そういった、言えば身の丈に合わないと申しますか、過剰な電力を引き受けるということ自体がリスクにもつながる。これは先行している県内の他の自治体新電力会社の方からも直接アドバイスをいただいているところでございます。

そういったところも受けまして、この経営リスクにつながるという判断から、これはマスタープランに記載した内容でございますが、自治体新電力の立ち上げ後しばらくは、卸電力市場のJPEX、こちらのほうから必要な量の供給する分の電力を調達し、枕崎バイオマス発電所からの地産地消というのを含めて、そちらのほうからの調達につきましては、電力需要の規模がある程度拡大し、経営が安定してからが望ましいということで結論づけているところでございます。

○9番立石幸徳議員 今、企画調整課長の説明、これマスタープランの64ページと85ページに明確に書いてあるんですね。ですから、この大事な事業ですので、できるだけですね、簡潔な説明をいただきたいんです。要は、枕崎バイオマス発電所、昨日もありました1,990キロワットの発電量、立ち上げ時にはこれだけの電力は必要ないと、大変な余剰、余ってしまう。

これはFITの制度上、全量、全部の電力量を購入しないといけないんで、その必要な分だけくださいって言うわけにいかないわけですね。それで、1,990では余るってことを書いているんですけど、立ち上げ時には幾らの電力が想定されているんですか。

○堂原耕一企画調整課長 こちらもマスタープランのほうに記載はさせていただいているところでございますが、立ち上げ時、先ほど申し上げました公共施設への売買というところを中心に考えておりました。その、ある意味推計の契約電力といたしましては2,227キロワットというところが契約電力の推計値になっております。

その契約電力をもって、例えば夏場の一番のピーク時、マスタープランには夏場の一番の電力使用のピーク時の電力使用推計量、需要量というところを推計しているところでございますが、その場合に約1,200キロワット弱というのがピークになっております。

質問者から先ほどございましたとおり、バイオマス発電所から電力を調達する場合には、その

全量を引き受けないといけません。バイオマス発電所の出力は1,990キロワットなんですけど、実際、工場内で使っている電力もございますのでそれを差し引いて約1,800キロワットが引き受けなければならない電力になりますので、その差分が余剰分になるといところで推計をしたところでございます。

○9番立石幸徳議員 ですから、課長の答弁をちょっと整理すると、バイオマス発電所、社内で利用する部分を除いて大体1,800キロワット、立ち上げ時には公共施設を枕崎の分を勘案して、これマックスで1,200ぐらい、おおよそ半分ぐらいい言ったほうがいいんでしょうか。

これマックスですからね、公共施設は半分ぐらいの電力が上がると、したがって、このバイオマス発電所の電力は最初のスタート時には使わない。そういう説明になっていますよね。

じゃあ、どこの電力を使うんだというときに、これが先日の市長の報告に出てきましたいわゆる日本卸売取引所の市場のマーケットの電力を購入してくるわけですね。この電力の価格が極めて今、高いと。そして、12円以上になると収益が取れない。この12円以上は採算に合わんのだというこの根拠は何ですか。

○堂原耕一企画調整課長 マスタープランの中で、やはり事業体の今後の成長戦略というのも当然示すわけですが、それと同様に重要であると考えますが、リスクの管理と申しますか、リスク対策、リスクを実際にこの計画を御覧になっていただく方にも示すというところが重要であると考えております。そのために、損益分岐点の分析というところをマスタープランでも行っているところでございます。

この損益分岐につきましては、まず、民間需要家の拡大件数というのを最初が公共施設のみから出発するわけですので、民間施設は高圧の契約者や低圧の契約書もゼロ件というパターンから、最大で低圧の契約件数が500件、高圧の契約件数が50件という階層まで8段階の民間の契約件数の増加に合わせた各段階、そして先ほど来質問者からもありますそのJEPX、卸市場の単価というの2016年から2020年度の平均価格、加重平均した後の価格が9円という価格なんですけど、これをマイナス2円という段階、最小価格マイナス2円で7円、そして最大プラス10円で19円までの、これも同じく8段階、調達単価と民間需要家の拡大件数それぞれ8段階ずつをクロス集計と申しますか、それぞれのパターンを計算いたしまして、分析いたしまして、それぞれ営業利益がどこまでだったら出てくるのかというところを分析いたしております。

ページで申しますと、マスタープランの99ページなんですけど、そちらのほうの分析結果といたしまして、その単価、JEPXの単価が12円となった場合には、数年間での最大の拡大、民間需要家の拡大件数と見込みました低圧500件、高圧50件というような民間需要の契約件数を獲得してもなお、営業利益率はマイナスになるという結果が出たところでございます。

これは、通常の実行を行い、その契約者というのを増やしていったとしても、12円という単価が続く中においては、利益を出すことは困難であろうということが示された結果であると我々捉えているところでございます。

○9番立石幸徳議員 そこで、先般の市長の電力会社見送りの報告の中で、この単価が紹介されているんですね。令和3年度のJEPX、日本卸電力取引所の九州エリアの平均11円31銭。これは特に本年度令和4年度に入ってから15円から18円台になっていると。

今現在のこの単価は幾らなんですか、それからなぜですね、単価が上がってきているのか、その点についてはどういうふう分析されているんですかね。

○堂原耕一企画調整課長 まず、単価の推移についてでございますが、今、質問者からもありましたとおり、令和4年になってから月平均単価というのは高騰がさらに続いておまして、今年の令和4年1月が17.77円、2月が15.52円、3月が18.07円、4月が15.46円、そして5月が13.97円という価格になっているところでございます。

この価格が高止まりを続けている要因というところでございますが、その分析というところで

ございますが、この卸電力市場の高騰というものは様々な要因が考えられるかと思えます。

天候の影響であったりとか、昨年の高騰をしたときの原因でもあります大規模発電施設が操業停止をしてしまったというような要件であるとか、様々な要因が考えられますが、一番根底にありますのは、そもそも我が国の卸電力市場価格と申しますのは、従前より燃料の調達価格と強い相関関係があるものと考えております。

世界各地で石油や液化天然ガスの価格高騰が今続いている中でございますが、その多く、9割以上を輸入に頼っている我が国の燃料調達価格もそれに伴いまして上昇をし、それに伴って市場価格もベース的にどんどん金額が上がってきているというところは、要因の1つとして考えられるのかなとは思っております。

さらに、令和4年2月24日のロシアのウクライナ侵攻と、そしてロシアに対する各国の経済制裁の影響などによりまして、燃料単価の動向は極めて不透明な状況であるというところを考慮しております。

この不透明な状況ということに関しましては、例えば令和4年4月に九州電力が発表いたしました2021年度の決算時に、その翌年度の業績予想というのを大手電力会社は出すんですが、今年度に限っては、ロシア、ウクライナの情勢の影響により、業績予想値を合理的に算定することは困難であると発表しております。

ほかの大手電力も合わせて、電力会社というのは10社ありますが、そのうちの9社が2020年度の業績予想を同じように見て、そういった不確定要素があって推定することができないというような予測をしているところでございます。

○9番立石幸徳議員 市長のこの見送り報告の中にもですね、2月のロシアによる2月24日だったんですけどね、ウクライナ侵攻、ウクライナ侵攻に伴う世界的な原油、天然ガスの価格高騰。

確かに2月以降の原油のいろんな影響ちゅうのは大いに出ていると思えますよ。でも、昨日もありましたけどね、昨年ですね、2021年ですよ、新電力会社は14社が倒産、31社が撤退しているんですよ。戦争が始まる前からそういった状況は出ているんです。

そして、私、全国紙のね、この今の日本の電力システムちゅうのは、非常にいろんな意味で問題が多いので、この電力システムの政府の委員である高橋先生の全国紙の記事にこういうのがあります。紹介します。受け売りですけどね。

スポット価格の高値、いわゆるこの卸の取引所のですよ、卸電力取引所の高値は火力電力の燃料費高騰だけでは説明がつかない。

記事が出てまだ1か月もならないですよ、5月23日の記事ですから。

その後です。特に21年1月には、需給全体が逼迫していない。全然、逼迫していないのに、複数の大手電力が天然ガス在庫の不足を理由にスポット市場への玉出しをやめた。

大手電力が、その取引所に電気を出さなかった、電力を。これはどういう理由か分かりませんがね。1キロワット何十円どころじゃないですよ。2021年1月はこの卸取引所の最高価格251円というのが出たんですよ。

申し上げたいのはね、ロシアによる戦争が起きて、もう枕崎のあれも大変だったって、市場の電力事情ちゅうのは昨年当初からいろいろと問題があったということですよ。

最後にまとめますのでね、一応、そういう取引上の実態ちゅうのは、きちっと認識しとっていただきたいと思えます。

そこでもう一点ですね、この電力会社を運営していくに当たって、この需給調整という非常に極めてそれこそ複雑な難しい作業があるわけなんですよ。これを失敗といっちゃいましょうか、やると、これは罰金も払わんといけない。いわゆるインバランスリスクってやつですね。

この需給調整を枕崎の新電力会社で誰がやるかと。どういう形でやるか、これも大きな問題だと思うんですよ。これもマスタープランにも幾らか出ているんですけども、この点についてはど

ういうふうな考えを持っておられたんですか。

○堂原耕一企画調整課長 今質問者からもございましたとおり、小売電力会社にとって、地域新電力にとってその電力の需給管理というのは主要業務の中で大変重要な位置を占めているものがございます。

電力というのは基本的には需給が一致していなければなりませんので、電力会社の日常的な業務として、需要の計画、それをどこから調達するか計画というのを毎日立てていき、それに沿って実際の需給を行って、そこに立てた計画と実際の需給の間に差が出た場合はそれが先ほど質問者からもありましたインバランスリスクとなって、それは最終的には精算をされるということになるんですが、このインバランス料金と申しますのは、電力小売業の不確定要素になるかと思っておりますので、そこをどう対応していくかというのは大変重要な点になるかと考えております。

この管理業務はさらに、新たに電力会社に電力事業に参入する事業者にとっては、全く知見とかノウハウがない部門でもございますので、ある意味ハードルが高い業務であると言えます。

このため、マスタープランの検討におきましては、自治体新電力会社の業務形態を3形態類型を検討いたしました。

そして、その中で事業立ち上げ時には、先ほど来申し上げております需給管理に関する業務というのを連携する自治体新電力会社、他の自治体新電力会社に委託し、行っていく業務委託型という業務形態が一番いいのではないかと結論づけたところであります。

同じくマスタープランの中では、この連携先の経営者とともにその需給管理をしていき、その中で需給管理に関するノウハウを蓄積し、将来的にその契約の件数であったりとか、事業の経営の安定がなされた暁には、その需給管理業務を含めて内政化するという成長戦略を立てていたところでございます。

○9番立石幸徳議員 まだ具体的なことをたくさん聞きたい部分がありますけどね、私は今のおよそ3つの点、電源調達、卸取引所の価格をどう予測するのか、あるいは今出たその需給調整、これだけ取り上げてでもですね、実に電力会社の事業運営っちゃうのはいろんな意味で私はしっかりとした考えのもとに対応しないと、果たして事業がいい形で進むのかという問題はたくさんあると思います。

いろいろと専門家に聞く場合も、じゃあこのマスタープランに私は出ていないのが、果たしてそのこれはマスタープランと呼べるのかと言わざるを得ないのはですね、いろんな解説はされていますよ。リスクも出ますよと。しかし、マスタープランって言うのであれば、そういうものをどういうことでクリアしてですよ、ちゃんとしたその事業として載せていくかと。これがマスタープランじゃないんですか、そこは何も出ていないですよ。

今、日本の電力事情っちゃうのはですね、毎日のごとくいろんな形で報道されていると私は見ているんです。例えば一番最新のニュースでは、今度のもうすぐ梅雨が終わって暑い夏の時期にですね、全国民に節電をしていただかないと、電気を節約してもらわんと乗り切れないということ、今、盛んに政府のほうから出されておりますね。特に今度の冬については、経済産業省がもう計画的に停電をしますと、停電ですね。これに違反をした人には罰金を取りますとそういったことも報道されていますよ。

そこで、枕崎市が新電力会社をですね、立ち上げるということを考えたときに、現在の日本の大手電力会社10社、北海道から沖縄まで、それから全国の新電力会社750社ぐらいと、もう撤退したところもあるんでしょうが。

そして、そのうちの約1割70社が、いわゆる自治体新電力会社ですよ。新電力の1割ぐらいしかない、この自治体の関連は。

そういう経営実態についてですね、まず担当のほうではどのように認識されているのか、この点を聞いておきたいと思っております。

○堂原耕一企画調整課長 新電力をめぐる経営状況というところでございますが、昨日の禰占議員の一般質問の中でも少し出てきた内容でございますが、日本の電力小売事業と申しますのが2016年4月から電力小売の全面自由化、そして2022年4月から大手電力会社の送配電部門の分離などを経て、今、質問者からもございましたとおり700以上の新電力会社が参入している状況でございますが、これらの経営状況につきましては、民間調査会社が令和4年4月に発表した調査の状況によれば、先ほど質問者からもございましたが、2021年4月から2022年3月にかけて倒産した会社が14件、そして2021年4月時点には営業が確認された新電力会社のうち、1年間で31社が倒産・廃業、事業撤退していると。

そして、今年度に入ってからそういった傾向は続いており、県内では最近のニュースでございますが、最大手の新電力会社が今月末で電力小売事業を全て終了するといった報道がなされるなど、地域新電力が置かれている経営環境というのは大変厳しい状況であるというところは十分認識しているところでございます。

その要因と申しますのは、この民間会社の調査結果にも示されているところでございますが、これはマスタープランを策定していく中で我々も認識を深めていったところでございますが、やはり卸市場から電源を調達するということは、その卸市場価格に経営が影響されるというところでございますので、今まで倒産しているところの多くというのが、卸電力市場から電力を調達しそれを販売するという事業形態の新電力会社であったかと考えております。

そういった、ある意味不利な環境の中で、大手の電力会社のほうと価格の競争などをしていく中で、どうしても金額を、単価を上げることなどができずに経営困難に陥っていったという状況が多いのかなと考えております。

また、大手電力会社につきましても、やはり現在の燃料価格の高騰と円安の影響というのは、やはり打撃を与えているものと考えております。

大手電力会社の10社のうち、2022年3月期の最終損益と申しますのは、10社全てで減益となり、そのうち5社が赤字という状況であるというところは認識しているところでございます。

○9番立石幸徳議員 電力関係のですね、総括といいましょうか、市長自身も10日の日の見送りの報告の中で、今後についてですね、事業実現性がしっかりと見えてきた段階で、改めて慎重な検討を行い、事業体設立の可否について判断したいと言われているわけですね。ですから、ただ見送りで当然、終わりじゃないですね。そういう面で、私も重ねてこの辺の考えを市長に聞いておきたいんですけどね。

何よりも本年1月の市長自身の2期目市長選に当たって、私も市長が作成されたパンフレットといいましょうか、チラシを拝見させていただきました。新電力の事業というのは、大きな市長の公約であったと思います。先ほども言ったように、振興計画にも出ている、ましてや広報4月号で施政方針を言ったのは2月25日だったと思いますよ、ちょっとタイムラグありますけどね。

そういった大事な事業をですよ、まず確認したいのは、この新電力事業、白紙撤回ということではないですねという確認とですね、先ほどからる担当課長も説明しているこのマスタープラン、なんで議会にはそのマスタープラン作成後、何の説明もない。ただホームページに1か月間パブコメをしますというようなもので、市民もコメントはゼロでしょう。

そういう対市民あるいは対議会というものに、これほどの大事な事業を説明もなくただ見送るときだけ全員協議会で見送りますと、こういった姿勢ちゅうのは私はいかがなもんかと思えますよ。

それと、実は広報4月号に市長の施政方針が出てですね、本年度、実際、電力会社を設立しますと、くっきりと見出しになって、今度の4月号では施政方針になっていますよ。しかしね、4月11日に枕崎市が広報を出した明るる日、4月12日の地元新聞には地元大手の新電力が法人向けの電力がストップだと社会面に大きく出ました。その枕崎の広報紙と地元新聞を見比べた市民

がですよ、枕崎って何を考えてこんなことがされるんでしょうかねと。私はこの件で、それなりの関心を持たれた方は誰も思ったと思いますよ、実にちぐはぐな対応。

そういうことを踏まえてですね、市長がこれを改めて慎重に検討するというその部分で、どういった状況が出てきたら、そういうものにもう一回この計画を復活させるのか、その点について市長の見解を聞いておきます。

○前田祝成市長 質問者からございました、まず白紙撤回かという話につきましては、先日の全員協議会の中で報告させていただいたとおり、今後につきましては世界情勢を含めた電力市場の動向、我が国の電力政策の動向、他の自治体新電力の状況など注意深く見守り、事業実現性がしっかりと見えた段階で改めて慎重な検討を行うというふうに申し上げておりますが、これにつきましては、今、我々でつくっておりますインフラプロジェクトのマスタープランを進めていく中で状況をしっかりと見極めながら判断したいと考えております。

今回の自治体新電力の設立を取りやめることにつきましては、全員協議会でも説明したとおり、本市エネルギー政策のマスタープランで示しました地域新電力事業計画の、先ほどから課長のほうから説明がございしますが、事業性検討、そして事業リスク分析、収支計画を基に、現状の電力市場価格等の市場価格の高止まりの状況、そして先行きの見通せない世界的な原油、天然ガスの価格高騰の状況などを総合的に判断して取りやめる判断をいたしました。

タイミングにつきましては、私が施政方針の中、そして選挙公約の中で申し上げたタイミングは、それは当然、その流れの中で我々としては地域のエネルギーの地産地消を進めていくということを基本方針としておりましたので、述べたところです。

施政方針が広報紙に載ったタイミングについても、私がこの3月議会で施政方針を述べたものを広報紙で紹介したというタイミングがございします。その翌日の大手新電力のという話がありましたが、もうそこについてはもうそのタイミングだったということではございません。

そして、この取りやめの判断につきましては初日の全員協議会の中でも話をしましたが、しっかりとホームページや広報紙等を通じて市民の皆様へお知らせしてまいります。

私自身もいろんな情報発信手段を通じて広くお知らせしたいと考えております。

繰り返しになりますが、今回の自治体新電力の事業について見送りはいたしますが、エネルギーマスタープランそのものにつきましては、本市が掲げております再生可能エネルギーの普及を通じた脱炭素への貢献、そしてエネルギー施策を通じた産業力向上、防災力の強化など、それらを目指すもので、それらの取組については着実に推進してまいりたいというふうに考えております。

繰り返しになりますが、マスタープランの全体計画を進めていく中で、自治体新電力の今後の設立につきましても、電力市場の動向、そして世界的なエネルギー需要の情勢、他の自治体新電力、民間の新電力事業者の状況などを常に見極めながら、その可能性は探ってまいりたいと思います。

いつ再開するのかという部分につきましては、その状況をみ極めながらということですので、今現在で、いつぐらいというようなタイミングをお話することはちょっと難しいかなと考えております。

○9番石幸徳議員 市長の考えはお聞きいたしましたけれども、市長はかねてですよ、スピード感を持った対応をいたしますと、私もう何回となく聞いているんですけどね。

先ほど全国の新電力の状況、いろんなそういうものは頻々と報道されている中ですよ、我が市の施政方針は、今から新電力会社をつくりますと言ったら、誰も何考えているんだと思いますよ。その辺についてはですね、十分に市長自身から今回のてんまつで、若干の反省も聞いていないんですけども、こういったことはしっかりと市長はじめ庁内ですね、やっていたかかないと、パブコメが出されている真っ最中に他の新電力会社は倒産あるいは撤退しているわけです

から、そういうものは迅速にやっぱり対応していただきたい。これは意見を申し上げておきます。

残り時間が5分ですけれども、あとごみ処理のコストの関係ですね。これを通告しましたのは私自身はもう既に衛生管理組合議会で建設費あるいは運営事業費も組合議会ではもう一般質問をしているんです。

しかし、市民の皆さんが枕崎の内鍋から今度の南さつまの金峰に清掃センターが移っていく中ですよ、どの程度のコストが増加になるのか、そういうことを明らかにしておかないと、ただ清掃センターが移っても従前どおりいろんな形で市民の便宜は図りますつつても、その経費はどうなるのということをはっきりしていただきたいんですよ。

ですから、この点については、まだ分からない部分もあるんでしょうけれども、特に建設費は分かっているとしてもですね、昨日も25億5,000万出ました。

この運営事業費、20年間で4市で114億円、本市の負担がどのぐらいになってくるものか、それからごみ中継施設についてはですよ、いろいろと建設しなければならない部分もありますけど、この中継施設も本市が委託になるのかどうか分かりませんが、その中継施設も人員をスタッフをそろえて運営していかなければならない。この運営費はどの程度考えているのか。そこらについてですね、もう時間少ないですので、簡潔に答弁をいただきたいと思います。

○松田勇一市民生活課参事 新クリーンセンターの運営管理事業につきましては、南薩地区衛生管理組合と日立造船株式会社を代表企業とする企業体と履行期間を令和6年9月1日から令和26年8月31日までの20年間の契約を結んでおりまして、金額が114億8,070万円の契約書を締結しているところでございます。

南薩地区衛生管理組合と4市で負担方法に經常経費の負担方法について覚書が取り交わされておりまして、均等割3、搬入割7となっておりますが、搬入量は前々年度の量を使用するというようになっており、それまでの間は搬入割に代えまして国勢調査人口割7を使うようになっております。均等割3、人口割7は建設費負担方法にも採用されておりまして、令和2年度の国勢調査人口で各構成市の負担比率を算定しますと、枕崎市が18.94%となっております。

均等割3、搬入割7の各構成市負担金比率を仮に令和2年度の資源ごみを除くごみ量で試算すると枕崎市22.72%、日置市32.36%、南さつま市25.34%、南九州市19.58%となるようですが、今現在、運営費の構成市負担金につきましては組合からは示されていないところです。独自の計算になりますが、年間の売電収入をおよそ6,000万と仮定しまして、先ほどの比率で単純計算すると本市の1年間当たりの負担金額は平均で1億1,150万円程度になる予定です。

令和4年度南薩地区衛生管理組合当初予算では、内鍋清掃センター費の本市の負担金は1億0,448万9,000円になっており、比較しますと新クリーンセンターに移行後は700万程度増額となっておりますが、さらにごみ処理中継施設の運営費の新たな負担や収集運搬委託についても距離が長くなることから、燃料費の増加負担が考えられます。市民一人一人がごみ処理に係る経費について意識していただいて、御家庭でできるごみ減量、分別を徹底していただきたいと思います。そのための行政の役割もしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

ごみ処理中継施設の関係です。

今年度行うごみ処理中継施設整備基本計画の策定の中で、業務内容としましてごみ処理中継施設を整備するに当たり、本市におけるごみの処理、処分の状況を把握し、社会経済状況等の変化とともに変化のごみの処理の状況を踏まえ、長期的・総合的視点で最適な施設整備の基本となる計画を作成するとしております。

基本計画の中で、処理対象のごみの区分、処理対象ごみ量、貯留量及び面積の検討、整備規模の検討、処理方法、管理運営経費、事業実施計画などの詳細な計画、それから運用スケジュール及び中継施設から新クリーンセンターへの運搬方法などについても今年度の事業のごみ処理中継施設整備基本計画の中で決定していくこととしております。

人員等につきましては、現在の内鍋清掃センターの資源ごみ中間処理につきまして4名ほど、現在は人員が配置されているようです。しかしながら、中継施設も人員が必要になってくると現在では考えているところです。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時9分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○4番沖園強議員 眠くなる時間帯ですが、お付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

行政経験豊富な副市長が誕生し、市体制がスタートいたしました。お喜び申し上げます。

市民福祉の向上を第一義に、緊張感を持った市政運営を願うところです。

さて、舌禍のないことが定評であった日銀の黒田総裁が発言の撤回に追い込まれました。自らの主観論を押しつける詭弁がなした災いと言えます。その詭弁とは、辞書によると、本来、つじつまの合わないことを強引に言いくるめようとする議論とあります。

論じている内容と異なる話題で論点をそらし、自分の説を押し通すため多弁になりがちで、多弁は詭弁との格言があるところです。また、詭弁を弄することについて、口は災いのもととの格言のごとく、旧約聖書にその口を守る者はその生命を守ると書かれております。特に主観論を押しつける論法は、逆に説得力に欠ける場合が多いようです。

お互いに詭弁を弄して聞く人を傷つけることがないように気をつけたいものです。

さて、市長は、近視眼的な視点と長期的な視点についてと、木を見て森を見ずについて論じていましたが、私たち議員は、市民の声を市政に届ける職責があります。ときとして近視眼的な質問にならざるを得ない場合もあります。御容赦いただきたいと思えます。

まず、新電力会社の件については、質問の通告の後に設立の見送りの方針が示されましたので、通告の趣旨から若干の踏み込んだ質問になるかもしれません。確認のためお尋ねいたします。

市長は、広報まくらざき5月号で、何かをやらない場合の説明責任について寄稿されておりました。その寄稿する4月末頃には、設立の見送りを決めていたと推察できるところですが、設立の見送りを判断されたのはいつなのか。なぜ、この一般質問の直前の説明になったのか。

また、今朝の答弁を聞く以上、事業設立の可否についての判断については白紙撤回ではないことが分かりました。地域エネルギー社会活性化協議会の協議でのオブザーバーは、インバランスの問題を含めて様々なリスクについて述べています。今朝も立石議員が指摘していましたが、本市における需給バランスは、極めてリスクが高いと言わざるを得ません。そのインバランスについての複雑な管理業務を業務委託する方針も分かりました。

3月議会では、第三セクターでの運営方針が示されました。当初、スモールスタートとした理由が分かったような気がいたします。見切り発車ではなかったのかなと思うところです。

本市の第三セクターは、累積赤字が解消できない状況の中で、なぜ、リスクのある事業を第三セク運営の発想になるのか理解できません。これ以上の職員の時間や業務の負担は、避けるべきであります。事業成立の可否については、一日も早い段階で白紙撤回の判断を下し、本来の行政事務に専念すべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。簡潔な御答弁をお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市のエネルギー施策の方向性を示す枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランを策定するに当たり、枕崎市地域エネルギー社会活性化協議会を立ち上げ、

市内外の産官学様々な立場の方々からの御意見を伺ってまいりました。

特にオブザーバーとして参加していただいている地域エネルギーを核とした地域振興に関する第一人者でございます京都大学の諸富教授からは、新電力が取るべき事業形態、事業内容についてや、電力市場への依存や制度面に関するリスクなど様々な示唆に富んだ助言をいただいたところです。

それらの御意見、助言も参考とし、現在の卸電力市場高騰など地域新電力事業を実施するに当たって生じるリスクについて十分な分析と考慮を重ねまして、今回、自治体新電力事業の見送りを判断させていただいたところです。

また、質問者からございました本市で行う地域新電力を第三セクターとして計画いたしましたのは、市が電力事業に主体的に関わることで、地域公共交通など行政施策との効果的な連携が見込まれることや、電力事業を行うことにより、域内にとどまる電力コストの地域課題の解決に向けた活用などを構想したためです。

また、見送りの判断はいつだったのかという御質問ですが、2月25日、私が施政方針で申し上げました前日、ロシアのウクライナ侵攻が始まりました以降、3月の中旬あたりから新電力会社の新規顧客獲得の取りやめであったり、大手地域新電力の事業撤退などの状況が起っております。3月、4月検討を進めておりましたが、最終的には5月連休明けに6月定例会で発表することを決定いたしました。

なお、自治体新電力事業については今回見送りさせていただきましたが、エネルギーマスタープランは再生可能エネルギーの普及を通じた脱炭素への貢献、エネルギー施策を通じた産業力、防災力の向上などを目指しており、それらの取組を着実に推進することを目的に策定したものでございます。

その中で、今年度は公共施設に対して太陽光、蓄電池等を設置するPPA事業などに取り組んでまいりますが、今後ともマスタープランに掲げた施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

○4 番沖園強議員 判断した経緯を5月連休明けに発表するんだというような決意というのは、大体4月末頃は固まっておったんじゃないかなと私は推察いたしております。それはそれで置いておいていいんですけど、私もここで白紙撤回したほうがいいんじゃないかというような発言をいたしました。南九州市が実は市有地に太陽光発電をするつもりだったと、それを撤回いたしました。それも4月の時点だったかな。

今、市長が答弁されております2本柱の1本という分散型電源強化事業の推進、それについては理解できないことはないんですよ。ただ、行政事務として、果たして本当にこのまま推し進めていいのかなと。早い機会にですね、新電力会社のほうは判断されたほうがいいんじゃないかと、行政事務に非常に支障が出てくると。

特に今朝の答弁では、結局、事務そのものは委託するということだったですよ、インバランスの関係については。そういったことになると、ほかの行政事務が滞っていくんじゃないかと。本来の行政事務に専念すべきじゃなかろうかなというふうに思っております。

行財政改革に逆行するようなことになっていかないのかなと心配しているところでもあります。できるだけ早く、そしてまた第三セクターというのは私非常に抵抗感がありますので、御検討いただきたいと思います。

次に移ります。

委託契約の在り方についてなんですけど、枕崎市地域の魅力創出事業支援業務委託の公募、すなわち立神地区の養豚場跡地の利活用のマスタープランの策定に向けての業務委託の件でございますが、公開されたホームページを見てみますと5月16日から5月27日までの公募要領等の公表・配布でございました。そして、30日まで公募要領等の質問を受け付けて、6月1日の17時

必着の参加受付の締切りと。私もたまたま5月半ばにこのホームページを開いて見ましたけど、5月28日に再度開いて見ようとしたら、このページに到達できませんと。ホームページから削除されておったと。

なぜ、公募要領や仕様書などのページを開くことができないように削除したのかと、公募締切り前にですよ、そこをお伺いしたいと思います。

○田代勝義企画調整課参事 枕崎市地域の魅力創出事業支援業務委託の委託事業者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式で進めているところです。

委託事業者の選定につきましては、競争性、公平性の観点から、広く多くの事業者からの提案を募る公募型で行うこととしまして、プロポーザル方式を実施する旨の公告を市役所の玄関前掲示板と市ホームページ上で行いました。

公募要領等の公表・配布につきましては、令和4年5月16日から27日までの期間をあらかじめ記載しておりましたので、28日以降は公表・配布期間外となり閲覧できない状況となっております。

申込み前に締め切った理由といたしましては、公表・配布期限より直前に閲覧した事業者の参加の検討時間や参加申込み送付にかかる時間を考慮したためということでございます。

○4番沖園強議員 ちょっとおかしいんじゃないですか。質問受付は5月30日ですよ。やはり、何で削除しなければいけなかったのかなというそういったうがった見方につながっていきますよ。

仕様書によりますと、公募要領の趣旨について当該土地の取得に向けて交渉中としてあります。当該地の真ん中に本市に債権がないと言えいいかな、名義が違う白地や今後の債権者会議もあり交渉が不調に終わる可能性、そういった不調に終わる可能性もある中で、業務委託の今回の公募でございます。

こういった自分の土地でない段階、交渉中の段階で、このような業務委託を公募した前例ってあるもんですか。

○田代勝義企画調整課参事 土地取得の交渉中に公募した事例はございません。

○4番沖園強議員 結局そこなんですよ、いろんなうがったちゅうか市民の批判が出てくる原因はそこだと私は思っているんですけど。

そうすると、当該地周辺の公共用地、施設を含まない図面が付されておりました。公募の仕様書によると、基本構想策定に資するワークショップの開催となっております。市有地でもない当該地のマスタープランを描くための公募と捉えているんですけど、先ほど言いました市民の間では様々な臆測が飛んでいると。

確認のためお伺いしますが、当該地の利活用を描くワークショップのためのワークショップを企画する事業者の公募と理解していいのかですね。昨日の答弁等でも出たんですが、裁判所の査定の問題もあるとのことで交渉は進捗していないという答弁だったです、昨日は。そういった状況での公募なんですけど、この公募の時期について市長はどうお考えですか。

○前田祝成市長 今回の火之神地区の土地については、取得に向けて庁内協議を行う中でどのような活用があるのか、あるいは活用策を決定してから取得すべきではないかななどの様々な意見や考え方が出てきたところです。

いろいろ協議をしていく中で、私としては活用についての様々なアイデア、もちろん地域課題解決あるいは活性化を念頭に置いた、この場合は、環境をしっかりと整備していくというような基本的な考え方がございますので、そのあたりの地域課題解決、活性化を念頭に置いた基本構想づくりを土地取得の作業と同時に進めていこうという私の判断で、このようなスケジュールとさせていただきます。

○4番沖園強議員 そのタイミングが問題だところ私捉えているんですけど、昨日の答弁では取得後の速やかな解体ということだったんですけど、取得してから、例えば緑地にして、そしてまた

今回出された市営住宅の長寿命化計画で火之神団地の用途廃止もあります。そしてまた、その隣には県営住宅の空き地も残っております。

そういったまた火之神公園を含めて一体的な構想というものが必要なと私思っておったものですから、できれば土地開発公社が取得して、一旦更地にして、緑地にして、それからでも遅くなかったんじゃないかなと、こう思っているところです。

そこで、土地開発公社での取得というものは考えなかったんですか。

○前田祝成市長 当初、どのような形での取得がいいかという検討は様々いたしました。土地開発公社での取得という検討もした中で、最終的にこのような形を取らせていただいたというふうに決定をしたところでございます。

○4番沖園強議員 今、交渉中で裁判所の査定やら待っているんですけど、時期的には私、まずかったのかなということは指摘しておきます。

それでは、そのワークショップに参加するメンバーはどうなっていくんですか。

○田代勝義企画調整課参事 基本構想の策定に向けた検討の場としてのワークショップの開催を予定しておりますが、その参加者は市職員とまちづくりに関心のある市民を予定しているところです。

○4番沖園強議員 そのまちづくりに関心のある市民ってどういう方を言うんですか。

○田代勝義企画調整課参事 枕崎において、その土地の活用なり、枕崎市の活性化や、関係人口、交流人口の増加など、そういったことを願う方たちの中からまちづくりに関心のある市民を選んでいきたいと考えております。

○4番沖園強議員 その関心のある市民ちゅうのは公募するんですか。どっちかちゅうと、市職員のそういうワークショップに向けてスキルアップを図るということなんでしょうけど、市民の意向を確認する、例えば用途地域の見直しのマスタープランをつくる際には、市民アンケート、パブリックコメント、そういった手順を踏んでいきましたよね。そういったことは考えておられないですか。

○堂原耕一企画調整課長 ただいま参事のほうから説明がございましたが、今回、公募をかけている要領の中にも、ワークショップの参加者として想定されるのは、メインは職員で、プラス若干名の市民の方も参加ということで要領には記載させていただいております。

先ほど質問者からもございましたとおり、今回の基本構想の策定については、まずは、基本設計や具体的な設計等をする前に先立っての基本構想の策定となってまいりますので、まずは市の職員を主として考えていきたいと思っているところではございますが、その中でもワークショップを開催して、毎回参加していただくということではございませんが、やはりこういったところで、こういった部門の携わっている市民の方のお声も聞かせていただきたいというようなことも出てくる可能性があるかと思っておりますので、そういう場合はそういった方に参加していただくということを想定しているところでございます。

○4番沖園強議員 若干名の市民を参加させるということなんですけど、その市民を選抜と云えばいいのか、それは誰がされるの。

○堂原耕一企画調整課長 この事業を行っていくに当たりまして、ワークショップの参加者の職員のチームができるわけですが、また、それとは別に、担当課である企画調整課を中心といたしましてコアチームと申しますか、実際に事業を運営していく、この支援をしていただく公募の決定した企業とも連絡、調整を行っていくチームをつくって、両面で進めていきたいと考えております。

ワークショップの中で出た意見などを取りまとめまして、コアチームのほうで、こういった方が次のワークショップには参加したほうがいいんじゃないかというところを、実際支援先になった企業とも相談をいたしながら決定していきたいと考えております。

○4番沖園強議員 もう一点はその企業とはずっと連携を取るつちゆうことなんですけど、ワーケーションになってくるのかな。そういう形になって、それは分かりませんが、どういった形になるか分かりませんが、公募の方法についてはですよ、一般競争入札、指名競争入札や総合評価方式、プロポーザル、そしてコンペ方式とあるんですけど、物の本によりますと、先ほど公平性を主眼に置いたということなんですけど、企画競争のプロポーザルの場合、高度な技術、専門性が必要な案件で使われる発注形式でハードルが高いと。設計案でなく設計者を評価するために、選定の公平性、透明性が問題となることがあると、そういった解説もあるんですけど。そして、また受注できれば後々その受注者が非常に大きな利益を得られるということらしいんですけど、その公募型のプロポーザル方式にした理由というのは何なんですか。

○田代勝義企画調整課参事 今回、公募型のプロポーザル方式で行った理由としましては、先ほども申し上げましたけれども、委託業者の選定につきましては、競争性と公平性の観点から、広く多くの事業者からの提案を募る公募型としたということです。

また、この業務内容、委託の内容としましては、当該土地の利活用に関する基本構想の策定に向けたワークショップにおいて、参加者の本市に対する思いを引き出したり、地域の課題解決と活性化につながる発想力についての助言や指導など、参加した市職員の成長につながるファシリテート支援も重要視しておりまして、入札などの価格のみの競争ではなく、事業者が持つ広範かつ高度な知識や技術、豊富な経験や実績・実施体制、価格等の要素を含めた総合的な判断が必要であり、プロポーザル方式を用いなければこの事業の目的の達成は困難になるのではないかと考えております。

参加事業者から提出されました企画提案書につきましては、当該業務に最もふさわしい提案を総合的に判断するため、客観的な評価項目、評価事項を定めまして、評価委員会において評価・採点した後、公募要領に基づいて契約に向けて進めていきたいと考えております。

○4番沖園強議員 その公募が6月3日で参加資格の結果の通知を行っているはずなんですけど、予定ではですね。そして、10日まで企画提案書の受付をやっておりますよね、仕様書でいけばですよ。そうすると、応募した参加事業者数は幾らで、企画提案書を提出した事業者数は幾らだったんですか。

○田代勝義企画調整課参事 このプロポーザル公募による参加申込みの状況につきましては、この後ありますプロポーザル評価委員会におけるプレゼンテーションへの影響も鑑みまして、答弁のほうは控えさせていただければと思います。

○4番沖園強議員 控える理由が分からんじゃないの。何でその業者数を、送ったんでしょ、通知を。通知を送ったんであれば、業者数ぐらい分かるがね。それぐらいは答弁しても何も差し支えないじゃないですか。

○田代勝義企画調整課参事 何社申込みをして、何社企画提案書を出したかということ自体も、応募者のほうには通知しておりません。教えておりませんし、また仮に、1社であるということをお知らせした会社が知ったときを考えると、判断として、公平性など、そういうものに影響があるのではないかと考えておりますので、今の時点では、その申込みの状況というものは差し控えさせていただきたいと考えております。

○4番沖園強議員 それはおかしいですよ。10日には通知を出しているんでしょ。そんな仕方をするから、手順だからみんな市民からうがった見方が出るんじゃないですか。それは今ここでちゃんと答弁すべきですよ。時間を止めてください。

○永野慶一郎議長 暫時休憩いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時40分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

○田代勝義企画調整課参事 申込み件数につきましては、2社となっております。

○4番沖園強議員 その企画提案書を提出したのは何社。

○堂原耕一企画調整課長 先ほど参事のほうからも御答弁申し上げましたが、そこにつきましては、今、参事のほうが一社だった場合はということで例を挙げましたが、申込み者数によりまして、例えば1社だった場合には、相手側のプレゼン内容などに影響を及ぼす可能性がございますので、大変申し訳ございませんが、現時点では、私どものほうから決定通知を送った件数については控えさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、応募は2社ございました。

○4番沖園強議員 非常に不透明なやり方ですよ。だから指名型にすればいいんですよ。見繕ってですね、それなりの企業は全国にあるわけですよ。

そうすると先ほどは、正面玄関の掲示板と広報まくらざきとホームページの公表だったということなんですけど、全国いろんな企業があって、見ないですよほとんど。分かんないですよ。

23日に7名の評価委員会による評価委員会が開催される仕様書になっているんですよ。それは公表できないのであれば、2社とも出したのか、出なかったのか、そこもこういう答弁ができないのであれば、幾らでも市民の疑問ちゅうか、うがった見方ちゅうのは広がっていきますよ。

この仕様書を見てまた非常に疑問に思うのはですね、プロポーザルだからこういった方式も許されるんでしょうけど、1位になった最優秀提案者と市の協議により内容を変更した上で契約することができるようになっているんですよ。

私はね、そういうふうにしてちゃんと、こういった応募数があって、こういった評価委員会があって、こういった選出方法で、1位の方と契約しましたというのは公表すべきだと思いますよ。

火のないところに煙は立たないとよく言われますけど、今のような公募の在り方、時期、公表の在り方、市民の誤解を招いて当然だと思います。またそういう市民の曲解につながるようなことですので、そういったこと自体を引き起こしている行政の今のやり方というものが一番の問題だと思います。

こういった形で契約がなされるのか、これ注視せざるを得ないんですけど、むしろ1社であったのであれば、もう一遍取り直すべきだと思いますよ。時期も早いし、まだ更地にもなっちゃらん、自分の土地でもない、そういった状況下でこんな契約がまかり通っていったら市民はいくらでも曲解しますがね。指摘しておきます。

次に、これまた市民の批判の声が非常に高いんですが、ふるさと納税の返礼事業の委託事業の体制についてお伺いしておきます。

本市のワンストップ特例申請は、令和2年度から市内事業者との契約であります。ふるさと納税の返礼事業全般について、委託は随意契約になっているのかどうかお答えいただきたい。

○堂原耕一企画調整課長 ふるさと納税返礼事業の外部委託に関しましては、最初が平成30年度の6月補正において予算計上いたしまして、この時点では、公募型プロポーザル方式で募集を行った結果、市外から2社、市内から1社の応募がありまして、一次の書類選考と二次のプレゼンテーションを経て市内業者に決定することになり、平成30年9月1日から委託を開始しているところでございます。

その後、平成31年度から令和4年度の4年間につきましては、ふるさと応援寄附金額の状況でございますとか、当該事業者の契約の履行状況などを毎年度評価・分析した上で、入札選定委員会を開催し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠といたしまして、当該事業者と随意契約を行っているところでございます。

また、冒頭ございましたワンストップ特例申請受付業務委託につきましては、業務委託を行うていくために本市が重視すべきと判断した要件として、情報セキュリティ確保やふるさと納税返礼事業との連動制などの観点から、こちらも地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠

といたしまして、ふるさと納税返礼事業者と同一の業者を選定いたしまして、令和2年度から随意契約により業務を委託しているところがございます。

○4番沖園強議員 事業者がね、1年1年変わるのは非常にまたそれなりのまたリスクもあるんでしょうけど、私この件についての県下19市、そしてまた大崎町やら3町ほど同じ設問でメールのやり取りなんですけどお尋ねをしてみました、5つほど。

ほとんどの団体から懇切丁寧な回答をもらったんですけど、その回答によると、市外事業者や準公共的団体等との委託が複数ありました。年度ごとにプロポーザル方式で公募している大崎町、鹿屋市、毎年です、公募していると。これは市民から今、枕崎みたいにいろんな批判、指摘がないようにあえて公募しているんだと思います。随意契約じゃなくて。

特に大崎町の場合は、前年度の委託事業者のほかに応募者がなかった場合、仕様書の内容を変更して再度募集するというようなことも回答書に返ってきたところです。

本市の場合、何でこんないろんな市民の批判が上がるのかなと思ったときに、市民の意見もそうなんですけど、参加事業者である市内の事業者が返礼事業の受託事業者になっていると。参加事業者、返礼品を納める事業者ですね。それに加えて、先ほどから出ている同じ業者との随意契約みたいになっていると。

地方自治法第167条の2に沿ってやられているんでしょうけど、そういったことで委託事業の在り方が不透明だと、不公平だと。そして、今朝、質問で出たお魚センターの件でふるさと納税に行政も力を入れたほうがいいんじゃないかというような御意見があったんですけど、ふるさと納税のホームページを開けば、お魚センターを私、見受けたことないんですよ。ほとんど特定の事業者が一番先に出てくると。

これでは参加業者やら市民から不平不満の声が聞かれるんじゃないかなあと思っているんですけど、市長の見解はどうですか。

○堂原耕一企画調整課長 まずは私のほうから、ただいま質問者からございました幾つかの疑問と申しますか、お尋ねのあった部分について簡潔にお答えさせていただきます。

まずその委託事業者が返礼事業を行っているという点でございますが、こちらにつきましては、返礼事業を行っておりますのが、本市が現在、返礼事業を委託している事業者とは別の法人でありますので、市民の方々からそういった不透明というような御指摘があるのかもしれませんが、そういった御指摘に当たるような事案はないものと私どものほうは考えてございます。

それから、管理しているホームページ等の在り方についてでございますが、ここは質問者もおっしゃるとおりで、現在のふるさと納税の返礼事業というのは、ポータルサイトを窓口にして寄附金を様々な方々からいただいているという現状でございます。そのポータルサイトの管理の在り方というのは、やはりその事業者間に不公平があってはならないものであると考えております。

一番大事なのは機会の公平性というところがやはり保たれていないといけないかと思えます。そこに対しては、事業者の皆様方から我々のほうにも直接、様々なお声をいただいているところでございます。

ここに関しましては、一つ一つ丁寧に、私どものほうと、あと今委託している事業者、あと返礼事業者様と調整を図りながら、耳を傾ける部分と申しますか、確かにその御指摘に該当するような点については改め、また、理由がある場合は説明を行い、というような誠実な対応を今後もしていきたいと思えます。

そこについては、今後一層取組を深めていきたいと思えますので、例えば事業者の皆様からお声を聞くような場、そしてそこには当然ですけど、市、本市が委託をしている事業者などが一堂に会して、そういう意見を聞く場というような場の設定とかも含めて、今後、なお一層透明性のあるふるさと納税の返礼事業が行われていくように努めていきたいと考えているところでございます。

○4番沖園強議員 当然のことなんですよね。市長は「木を見つつも森を見ることだけは忘れない」と、こういった主観論でコラムを書かれておったんですけど、委託事業者についての市民の不平不満というそういった批判は、木を見ているんじゃないと思う。中立公平の行政という森を見ているんだと思います、市民は。中立公正であるべきだという、そういった森を見ての批判だと受け止めていただきたいと思います。

ちなみに南さつま市、日置市、南九州市の3市はですね、大阪に本社のある事業所が南さつま市にあるんですけど、そこに委託していると。そして、指宿市は一般社団法人に委託して事務所は市役所敷地内にあると。

そういった機会均等ちゅうか機会の公平性、そういった部分を努力されているんですよ。ですから、本市には地場産業センターという公益財団法人があるじゃないですか、そういったところに加世田みみたいな協議会を立ち上げてですね、参加事業者による協議会なるものを立ち上げて、機会均等の機会を与えていただきたいというふうに思っております。

そういった市民の誤解がですね、今非常に高いですから、市民からこういった疑念が出るちゅうことは、頑張っている業者も、その受託業者もですね、痛くない腹を探られるようなものですがね。それはもう行政の今の取組が悪いと、はっきり申し上げて。

ですから、その辺を見直すことを要望しておきたいと思います。

次に移りますが、市営住宅長寿命化計画等につきましては、昨日の眞茅議員の質問がありましたので割愛したいと思いますが、これまで平成25年に策定されました長寿命化計画を議会等でこういった質問があれば、もうそれを踏襲する形のずっと議会答弁だったんですけど、今回は用途廃止を含めた思い切った見直し、高く評価したいと思います。割愛させていただきます。

次に、南薩地区衛生管理組合の負担金問題なんですけど、私、組合議会議員でございますので知り得た情報なんですけど、南薩地区衛生管理組合の令和2年12月25日の組合議会では、高橋地区の地域振興費の負担金の割合について、令和2年12月15日の協議会で承認されたと副管理者が答弁されました。

その一方で管理者は、令和3年1月末までに地元と協議しており、調整中であると答弁されました。令和2年12月15日の協議会の段階では、高橋地区の地域振興対策費が調整中であつたわけです。それをば、負担割合を承認していると。そのこと自体を市長は御存じだったのかどうか分かりませんが、協議会ではどうだったんですかね。

もう時間が押していますので次の質問と一緒にお願いします。

私はこのことを令和4年2月17日の組合議会で指摘をいたしました。今後の衛生管理組合の均等割の負担割合を見直すべきだと、こうただしたところ、驚いたことにですね、管理者が大きな自治体は得をするという意見もあると、こう答弁しましたのでびっくりいたしました。

協議会は今の3対7と負担割合は不公平であるということを確認しているわけですよ。市長は本市の立場を強く今まで述べられてきたといつも答弁されておりますが、要は、協議会でこういった形で不公平な負担割合だと認識しながらですね、幹事会や協議会でそれを承認してきているもんですから、我々構成市の議会はそういった負担割合の予算が各議会で上がった場合は承認せざるを得ないような関係だと。構成市の議会の割合のこういった指摘が、要望が届かないと。今の衛生管理組合の運営上の構造的なところにそういった問題があるということが言えます。

またその分、幹事会、協議会は責任が重いです。重いと思います。今朝ほどの答弁を聞いておけば、3対7を答弁せざるを得ないわけですよ、負担割合を。そうすると、今度の組合議会というのはもう12月ですよ。そうすると令和5年度の予算編成の時期になる。全然意思が伝わっていかない。そのことについて市長の決意をお聞かせください。

○前田祝成市長 ただいま議員からございました衛生管理組合の負担割合につきましては、何度も私答弁していると思いますが、協議会の席でその負担割合についての見直しを常に話をしてい

るところでございます。

議員が出席された今年初めの組合議会の議事録も全て私も拝見いたしております。そのような中で、やはりその協議会の認識といいますか、ただしていくことは私の責務であるというふう考えております。

今年の1月25日に開催された幹事会におきましても担当参事が参加するわけですが、負担率については幹事会の中でしっかりと議論なされるべきものであるというふうな申入れを行っております。

他の構成市からも同様に、検討を行っていくことが必要だと幹事会の中では意見も出されておりました、負担率の在り方については、今後も幹事会でしっかりと協議を行っていくことを確認しているところでございます。

現在のところ、まだ具体的な議論というところまでは入っておりませんが、この4月25日の幹事会においても、今後の協議がなされるよう要望を行っております。事務局と構成市でしっかりと再確認を今とっているところでございます。

私自身も、やはり、今後長期にわたって新クリーンセンターだけではありませんが、新クリーンセンターを使っていくということがあります。

先ほどの答弁でも、多額の金額が本市の負担額として試算されておりますので、その負担割合については、しっかりと議論して、協議をして、極力、公平な負担割合になるように努めていきたいと思っております。

負担割合の考え方については私自身の考え方を持っておりますので、そこについてはまた機会があれば公表したいと思っております。

○4番沖園強議員 新クリーンセンターのイニシャルコストについてはもう致し方ない部分もあります。ランニングコストについてはですね、一肌脱いでもらいたいと、幹事会もですよ、よろしくお願い申し上げます。

次に、財政規律についてなんですけど、3月議会で、経常経費に区分される事業がふるさと応援基金を充当している事業が散見されると、ふるさと応援寄附金条例の規定が遵守されていないんじゃないかと指摘いたしました。

それに対しての答弁は当然、条項的にうたわれているんですが、財政上、必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができるという御答弁でございました。

その繰替え運用においては、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めることになっております。運用から生じた収益を一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入すると、こういうふうに条項的にはなっております。寄附条例の規定は遵守できているんでしょうか。

○籠原正二財政課長 ただいま質問者のほうから御質問のありました、3月議会でのやり取りからのお話だろうかと思います、繰替え運用の話ということでございますけれども、3月議会におきましては、当時の財政課長のほうから繰替え運用の御指摘を受けた際には、この取崩しについては、取崩し予算について繰替え運用の適用のなるものではありませんということで御答弁させていただいております。その基金目的に応じて取り崩させていただいておりますというふうに御答弁させていただいております。

この実際の運用益につきましては、第8条の運用の条項によりまして、基金の運用の中では預金利息とかございますけれども、そのようなものにつきましては、歳入予算、歳出予算に計上いたしまして基金のほうに積立てております。

○4番沖園強議員 いやそこがかみ合わんところなんです。私から見たらですね、明らかに経常経費、そりゃあ寄附者がですね、枕崎のために送った基金だからという理屈を立てればそうなりますよ。それは詭弁だと思いますよ。

管理運営費等があるんですよ、電算組織管理運営費とか。ごみ収集運搬委託、下水道負担金の基準内、基準外は別として、交通安全対策事業、これ交付金がございますよ、目的交付金が。ヘリポート管理運営委託、南薩エアポートの委託費はどこから出ているんですか。体育施設管理運営委託、サンフレッシュ枕崎管理運営委託、学校給食センター管理費、私これおかしいと思いますよ。条例主義の行政運営に当たってですね、これ繰り返さなければいけないと私は思っているんですよ。

ふるさと納税制度につきましては、地方自治体の自治体間に格差が出ていることを今、非常に指摘、問題視されております。そして、団体間の財源の不均衡を調整する地方交付税、その精神にもとっていると、そういうことが問われております。いずれ、これ見直しがあると思いますよ。近い将来私はあると見ております。国は今のような状況ですから。

経常的経費にふるさと応援基金を充当しているというこの現状をですね、経常的経費に充当すべき、経常一般財源が不足しているんじゃないかというふうに受け止めてもしょうがないですよ。そうですよね。そうずっと、経常収支比率に対する感覚が麻痺していくと。財政状況が改善しているのか悪化しているのか分からなくなるんじゃないですか。実質的な財政状況を正しく職員も分析できなくなる、麻痺してしまう。そして、職員が自分の部署さえ予算がつけばいいとそういう感覚になっていくと。

私たち非常に財政状況が厳しい時期に議員になったんですけど、あるときに基金で残すことができるんであれば残して、そして、またこういった経常経費に充てるんじゃないくて、ほかの市民のための事業を行ったほうが、寄附をされた方々の意思が尊重されると、私はそう思っているんですよ。

これも要望にしかならないんですけど、市長、ぜひですね、寄附条例の目的に沿った財政運営、そういったものを行っていただきたいということで市長の見解をお聞きします。

○前田祝成市長 今、財政課長のほうから答弁がありました件もそうですけれども、今の寄附条例の捉え方といいますか、そのあたりについて、私としましては、ふるさと応援基金寄附条例の第2条、ここに7つの事業が掲げられているわけですが、経常経費、それとも特定経費といいますか、その経費の種類といいますか、考え方というところではなくて、事業の目的というところでの捉え方をさせていただきます。ですから、見解のところが違うのかなという感じがしておりますので、そこについては、私のほうでも精査したいとは思っています。

経常的経費というのが、先ほどごみ処理の分であるとか、給食センターの部分であるというのがありましたが、それぞれが、目的でありますところの教育・文化・芸術、スポーツの振興に関する事業あるいは自然環境保全やまち並み環境など生活環境の整備等に関する事業ということで書いてございます。

この事業に分類されているものだという認識の下、経常経費であります、ふるさと応援基金を運用しているということで、今、認識してございますので、そのあたりについては、しっかりと庁内のほうでも検討を進めてまいりたいと思います。

○4番沖園強議員 以上で、沖園強議員の一般質問を終わります。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○8番豊留榮子議員 私、最後の質問者となりましたが、よろしく願いいたします。

ロシアのプーチン大統領が2月24日にウクライナへの侵略を開始してから、罪のない多くの

犠牲者を出しながら3か月が経過しています。国会でも、衆議院、参議院とも3月初めにロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を議決し、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で避難すると表明しました。

また、プーチン大統領は、核兵器の使用までのめかし威嚇していますが、日本は世界でただ1つの被爆国でもあります。平和を願う広島、長崎の両市長の抗議文はじめ全国の議会からも抗議の声が上がり、枕崎市議会においても3月17日にロシア連邦のウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的手段による早期解決を求める決議を上げたところです。

そして、今日なんですけれども、2022年核兵器禁止国民平和大行進が、いつもの集会とか行進は行いませんが、自治体への要請や宣伝カーの運行を実施して、各地域でスタンディングなど宣伝を行っています。先ほども市役所前に1時半頃に来ると言っていましたので、宣伝行動をされていたかと思います。平和対戦争ではなく、一日も早く自由に平和を語り合い、安心して暮らせる平和なウクライナを取り戻してほしいと願うばかりです。

まず、最初の質問ですけれども、コロナ禍における地方創生臨時交付金についてですが、長引くコロナ禍における原油の価格、そして物価高騰による影響を緩和するために、政府が緊急対策として上げている臨時交付金の支援を本市はどのように取り組んでいくのでしょうか、まず、お尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本市の事業につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、雇用の維持や事業の継続、経済活動の再開とポストコロナ社会に向けての取組等について様々な支援を実施してきているところです。

今定例会におきましては、国における本省繰越分、約1億6,500万円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業についての補正予算をお願いしており、引き続き市民の方々や事業者等に対する支援を行っていきます。

また、国は今年4月に感染症対策に加え、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援として、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設し、本市においては約1億2,000万円の交付限度額が示され、その交付金の活用について、現在、各課において調査・検討を進めているところです。

コロナ禍において、原油価格や物価高騰による影響を受けた方々に対する支援をきめ細かに実施できるよう必要な対策を講じていきたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 その支援方法はいいんですけれども、このお知らせですね、市民の皆さんにどんなふうに、広報ですとかいろいろあるんですけれども、どんな形でされるのでしょうか。

○田代勝義企画調整課参事 臨時交付金を活用した事業につきましては、感染症拡大防止や事業の継続・雇用の維持の取組として、令和3年度におきましては単独事業分で34事業を行いました。

対象事業につきましては、市役所内における感染症防止対策用の備品や消耗品等の購入、事業者や団体等への支援、市民の方に対する支援等を実施しておりますが、事業者・団体等への支援、市民に対する支援の周知につきましては、多くの方の目に触れやすい広報紙や市ホームページへの掲載などを主に行っております。団体等につきましては直接連絡を行い支援事業の周知を図るほか、事業所につきましては商工会議所等にも御協力をいただきながら周知に努めているところです。

また、事業によりましてはチラシ配布やポスターの掲示、SNSなどを活用しながら、多くの方に知っていただけるよう工夫をしているところですが、引き続き感染症の影響により支援が必要な方に届くよう周知に努めていきたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 それがですね、市民の方たちは目に留まっても自分にはちょっと当てはまらないのかなとか、ちゅうちょする場合もあるかと思うんですね。そういうときに、何かこう声かけとか、具体的な手だてが何かありますか。

○福永賢一福祉課長 新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業ではないんですけれども、例えば新型コロナウイルスの影響が長期化する中、生活の支援をする観点から給付金を支給する事業につきまして、今議会の初日に一般会計第1号補正予算として御審議いただいた子供1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分・ふたり親世帯分の給付事業があります。また、今後、御審議いただく一般会計第2号補正予算では、非課税世帯に10万円を支給する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業があります。

いずれの事業も申請が必要な場合がありますので、市のホームページ、お知らせ版、広報紙等で周知を図りますし、また該当する方には直接通知をする部分もありますので、そういったことも含めて、市民からのお問合せや相談に対しても丁寧に説明ができる体制を整えていきたいと考えています。

○鮫島寿文水産商工課長 企画調整課参事の答弁と重なるところもありますが、市のホームページや広報紙等とはもとより、商工会議所の会報や個別には団体において事業概要の支援内容のチラシをこちらのほうで作りまして配付していただいたり、また市内の税理士、そういったところにもこちらのほうから声かけをして、こういった事業を予定しておりますとか……。ちょっと早いですけれども今議会の前も問合せがありまして、議案発送とともにそういった声が私どもに届いておりますので、そういったことで丁寧に話をしたり、また税理士を通じて農家の皆さん、また製造業の皆さん、そういったことで周知を図っております。

また、市役所の総合案内にも資料を置いて、総合案内のときに問合せがあった場合には、総合案内の職員が水産商工課の支援の資料ということでお渡しをしております。

今後も、今議会にも支援の事業等をお願いしてありますので、しっかりと制度が決まりましたら、市民の方に漏れのないように周知を図るよう企画調整課とも協議をしながら、この交付金事業の支援については周知を図ってまいりたいと思います。

○8番豊留榮子議員 いろいろと努力されてくださっていると思うんですけれども、なかなかこの申請となると一歩足が出ないっていう方もいらっしゃるんですね。これどういうふうに援助していったらいいのかなって私も迷うときがあるんです。

そういうときにですね、次の質問に入りますけど、実施計画の締切りはもう7月29日となっているようなんですけれども、本市独自の支援策ですよ。何か具体的にこういうことをしてあげたいとか、こういうことをしたらいいんじゃないかという何か具体的な支援策があったら、ぜひみんなに教えていただきたいなと思うところです。いかがでしょうか。

○田代勝義企画調整課参事 新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画につきましては、今定例会をお願いしてあります感染症対応分、地方経済対応分を活用した事業と、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用した事業、これらを合わせて7月15日までに県のほうに計画書を提出することとなっております。

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策が今年の4月26日に閣議決定されまして、新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の交付限度額が4月28日に本市に示されました。その後、令和4年5月31日に、国におきまして原油価格高騰対策経費と今後の備えに必要な経費を追加する補正予算が成立したところでございます。

原油・物価価格高騰に対しましては、地方独自の施策では歯止めをかけることが難しいことから、国県の動向を見極めながら、市内の原油高・物価高の影響を受けている方々に対し、どのような事業が必要かというのを見極め、その対策に取り組んでいるところであります。どのような

事業をするかということにつきましては、今、担当課のほうにおきまして調査研究等をしている状況であります。

○8番豊留榮子議員 せっかく予算化されていますので、申請がなかったら没になってしまいますから、ぜひ、企画を立てて市民に呼びかけて、ぜひ活用していただきたいと思うところです。

次の質問に入ります。

水田活用の直接支払交付金についてですけれども、昨年暮れに政府が水田交付金の大幅カットを打ち出しました。米価の暴落に苦しむ農村に新たな混乱と衝撃を広げています。

水田活用交付金は、水田に主食用米以外の作物を作付けした場合、麦、大豆、肥料作物やそば、菜種など作物や面積に応じて支払われる助成金ということですが、このように水田としての機能を失った農地は交付金の対象にしない。そして今後5年間米作りをしない場合は対象から外すとし、また、多年生の牧草への交付金は今年から大幅に削減するなどと言われているところです。

国はこの交付金制度において、令和4年から8年度まで1度も作付けが行われない農地は令和9年度以降は交付金の対象としないとしているようですけれども、今後、本市はどのように対応していくのでしょうか、お尋ねいたします。

○沖園信也農政課長 水田活用の直接支払交付金は、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率や自給力の向上に資する戦略作物の本作化、魅力的な産地づくり及び高収益作物の導入、定着を支援するものであります。

議員からありましたように、今年度の見直しにおいて、交付対象水田として、令和4年度から8年度までに1度も水田として活用されない農地は、令和9年度以降は交付対象としない方針が示されております。

これまででも、畦畔や用水路等がなく水稻作付が困難な農地は交付金の対象外でありましたが、これに加え、水田機能を有し、転換作物を生産する農地において、転換作物の連作による収量低下が起きやすいことから、水稻と転換作物とのブロックローテーションの構築を促すことが狙いとのことで、今回5年間、1度も水田として活用されない農地の見直しがなされております。

本市の稲作につきましては、水田面積が本市耕地面積の1割にも満たず、1筆当たりの面積も小さい状況です。また、稲作農家の高齢化が進んでおり、水田の耕作放棄地の拡大が進むなど課題が多いのが現状ですが、稲作農家の所得向上及び耕作放棄地の減少を目的として、東鹿籠地区では飼料用米の耕作拡大に取り組んでいただいております。

このような中で、令和3年度に本市が当交付金の産地交付金として交付を受けた面積は、5.5ヘクタール、事業加入件数は10件、金額として33万6,648円となっております。

このうち、先ほど説明いたしました今後5年間で1度も水田として活用しなかった場合に、交付対象とならない農地につきましては、面積で85アール、件数で3件、金額で12万2,001円となっております。

また、現状として、今後5年間のうちに水田として活用できる見込みの農地は、現在、カンショを栽培しております42アールであり、残りの43アールの農地は菊の施設があり水田として活用は難しいと思われれます。交付金がなくなることによって、現在の耕作者の営農意欲の低下につながることを予想されます。

本市における今回の交付金制度の見直しに伴う影響はそれほど大きいわけではございませんが、さらなる制度の見直しにより交付金の減額等がなされ、その影響を受け耕作放棄地の拡大、また、そのことによる農村景観、農地が持つ多面的機能や生活環境への影響が懸念されるところです。

今後、制度の見直しなどについて、近隣市やJAなど関係機関と連携を図り、必要に応じて国等に現行制度の維持及び改善の見直しを働きかけていきたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 そんなに少ないんですね。

日本の農業の現実、政府が5年ごとに実施している農林業センサスの2020年の結果は、歴史的に続いてきた農業の衰退の流れはさらに加速していることを浮き彫りにしたといえます。

また、農業の中心的な担い手であり、農業従事者は5年間で23%減り、2000年以降の5年ごとの減少率を見ると6.6%、8.4%、14.5%、22.4%と、最近になるほど高まっています。その年齢を見ると、65歳以上の割合は69.6%と5年前より4.7ポイント増え、75歳以上が32%、40歳未満は4%にすぎないという実態です。この数字は近い将来、多くの高齢農業者が離れて、農業の担い手の激減を示しているといえます。

今、我が国が直面している食糧や農業の危機的現実、これまで限りなく外国に委ね、農産物の輸入自由化を広げ、国内農業を切り捨てる政治を続けてきた結果です。今すべきことは農政の方向を食糧の増産による自給率の向上に大きく舵を切り替えるとともに、大規模化や工業化ではなく、環境や人に優しい持続可能な農業を進めていくことではないでしょうか。

そして、大小多様な家族経営が成り立ち、若者が安心して就農でき、農山村で希望を持って暮らせる土台を国の責任で整えることだと思いますが、本市においても耕作放棄地が広がっていますが、何とか自治体が農家の皆さんと協力し合い、田畑を生き返らせ持続可能な農業地帯をつくらせていただきたいと、みんながこれは願っていることなんです。

引き続きどうか皆さんよろしく願いいたします。この質問はこれで終わります。

次にいきます。

成人年齢の引下げについて、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改定民法が今年4月1日から施行され、大人としての責任が一気に広がりますが、このことをどのように知らせていくのでしょうか。

○中村克己学校教育課長 成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が今年4月から施行されたことにより、特にこれから成人となる児童生徒に対しては、発達段階に応じて契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習し、自立した消費者として行動できる力を身につけ、消費者として積極的な社会参加ができるよう消費者教育の機会を一層充実していくことが大切であると考えております。

各小・中・高等学校においては、学習指導要領に基づき、消費者教育を教科横断的に行っております。指導内容としましては、小学校社会科で生産や販売の仕事について、家庭科では売買契約の基礎について扱います。中学校社会科の公民的分野では消費者の保護について、家庭科では三者間契約や消費者被害について扱っております。

高等学校では、今年4月から新科目の公共、そして家庭科で指導を行っております。さらに、卒業する前の3年生を対象に、外部から講師を招聘し、消費者被害に遭わないこと、クレジットカードやローンの正しい理解についての講話を行い、もしトラブル等に巻き込まれて困ったときには、身近にいる大人や消費者ホットライン等相談機関に相談するよう指導を行っていると伺っております。

なお、これから成人になる児童生徒に対しては、発達段階に応じて自立した消費者としての資質・能力を身につけさせるための教育を充実させてまいりたいと考えております。

○鮫島寿文水産商工課長 水産商工課の消費生活の関連から申し上げます。

本市では、消費生活センターを設置し、現在、消費生活相談員1名が相談業務に当たっております。業務内容としましては、消費者安全法に掲げられている事項としまして、消費者安全の確保のために、消費者からの苦情に係る相談、消費者からの苦情処理のためのあっせん、必要な情報の収集及び市民への情報提供などがあります。

これらの業務の中で3つ目にお話をしました必要な情報の収集及び市民への情報提供の一環としまして、消費者トラブルを未然に防ぐための啓発活動にも力を入れております。

具体的に申し上げますと、広報まくらざきでの消費生活メモの掲載や広報まくらざきに年3回

折り込む消費生活だよりの発行、各公民館などに出向いて消費生活出前講座を開いております。

お尋ねの未成年者への支援としましては、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを踏まえた若年者への啓発、取組としまして、令和2年度から高校2年生に消費者啓発リーフレットを配付しており、本年度も同様に配付を予定しております。

先ほど申しあげました年3回発行する消費生活だよりの令和3年12月発行の消費生活だよりますが、令和4年4月から18歳で大人にという内容の啓発記事を掲載し、広報まくらざき12月号と一緒に全戸配布をしたところでした。この消費生活だよりは、令和4年1月3日に開催されました成人式でも、参加された新成人の皆様へに配付していただいたところでした。

今後も県の消費生活センターなど関係機関と連携しながら、消費者トラブルを未然に防ぐための取組を強化するとともに、若者のSNSの利用も多うございますので、未成年者、20代の若者への消費生活に関する知識の啓発にも取り組んでいきたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 大人にとっては、今言われたことはもう当たり前のことなんですけれども、本当に今子供たちがですね、20歳になってからと思っていたのが18歳でもうそういう権利を与えられてしまったということで、すごく戸惑っているし、実感もないんじゃないかなと思うんですね。そういう中で、教育委員会のほうからも頂いたんですが、こういう高校生向けのパンフレットですとか、小学生向けのこういう消費税って何って子供たちのこの質問にもあるんですけど、こういうのってとても大事なことだと思うんですが、これは皆さんに行き渡っているんですか。（「はい」と言う者あり）そうですか、これとってもいいことだなと思いました。

この消費生活だよりのですね、これも大人向けでこれもとっても大事なものだと思います。私たち大人でさえ、えっと思うこともあったりするので、これ18歳の子が見たら難しい、大人って大変なんだねって絶対思うと思うんですね。こういうことは本当とっても大事なことなので、これを徹底的にお知らせして行ってほしいと思うところです。

次の質問ですけれども、2015年の選挙権の行使からは6年が経過しましたが、これからは親などの同意を得なくとも、高額商品の購入ですとか、ローンやクレジットカードの契約が可能となり、自己決定権が拡大されることになりました。その一方で、未成年者取消権が適用されなくなり消費者被害の拡大が心配されるところです。

18歳、19歳の若者を支援する政策が必要と思いますが、これはどのように考えておられるのでしょうか、お尋ねします。

○鮫島寿文水産商工課長 18歳、19歳、そういった未成年の方が、成年年齢ということですが、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができたものが、そういった契約の未成年者取消権の行使ができなくなります。

国民生活センターの相談の傾向におきましても、やはり20代の方が巻き込まれていたようなエステティックサービスであったりとか、あと副業、内職そういった契約トラブル、そういったものを含めて18歳、19歳の方がエステ等のそういった医療サービスの契約でトラブルに巻き込まれるというおそれがあるということで、周知を図ったほうがいいんじゃないかということでもありますので、今後、高校生とか、また広報紙等を通じて消費生活のチラシ等も配布しますが、こういった18歳、19歳向けの未成年者の取消権の行使についての周知もしっかりと市民の皆さんに届くように広報を努めてまいりたいと思います。

○8番豊留榮子議員 この若い方たちがそういう被害に遭わないようにぜひ、そういう周知をしていていただきたいと思います。

次の質問ですが、ヤングケアラーですね、このヤングケアラーは家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、そして介護、感情面でのサポートなどを行っている18歳未満の子供とされていますが、本市の状況など把握されていますでしょうか、お聞きします。

○福永賢一福祉課長 ヤングケアラーに関する実態調査につきましては、国が令和2年度に中高生等を対象に、令和3年度に小学生と大学生を対象に調査を実施しており、この調査で世話をしている家族がいると回答したのは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、小学6年生で6.5%、大学3年生で6.2%であるなどの実態が明らかになりました。

今年度は鹿児島県が実態調査を実施するとの連絡を受けております。県の調査は、小学校6年生から高校3年生までを対象として、県内1万人程度を学校単位で抽出により実施する予定とのことで、県からの要請を受けまして、福祉課と教育委員会が連携いたしまして、小学校6年生と中学生につきましては、本市も1校ずつ抽出される見込みになっております。9月以降調査が実施されまして、11月末には調査結果を公表する予定のようです。

ヤングケアラーに限らず、本市の要保護児童対策地域協議会では、福祉課が調整機能担当として各関係機関と連携し、見守り家庭の子供の早期発見や認定支援に努めております。福祉課としましては、教育委員会や各学校、スクールソーシャルワーカー等と連絡を取り合いながら、対象となる子供や家族の状況を把握しているところです。

現在、見守り家庭として認定している子供の中で、家事や家族の世話などを日常的に行っていることで負担を抱える、もしくは子供の権利が侵害されている可能性があるいわゆるヤングケアラーといわれる子供はいないと把握しております。

今後も機動力を発揮しまして、関係機関とのさらなる連携に努めながら、ヤングケアラーを含む見守り家庭の子供の早期発見、支援に努めていきたいと考えています。

○中村克己学校教育課長 各学校では、家族の介護や家事などで悩む児童生徒がいないか、一人一人の家庭状況等についてスクリーニングをし、全職員で情報共有を行っております。また、支援が必要な児童生徒については、福祉課と連携を図っているところでございます。

教育委員会では、各学校と生徒指導上の情報を共有する中で、家族が病気であったり、兄弟姉妹の世話をしたりするなどの気になる子供たちはおりますが、それが理由で家事や家族の世話などを日常的に行っていることで負担を抱える、もしくは子供の権利が侵害されている可能性がある、いわゆるヤングケアラーといわれる子供の報告は受けておりません。

しかしながら、今後も子供たち一人一人の様子を注視し、ささいな変化に気づき、福祉関係機関等とも連携を図りながら、必要な支援をしていくことが大切であると考えております。

一般的にヤングケアラーである子供たちの大きな問題は、日常生活や学校生活に影響が出て、自分が家族をケアするのは当たり前と思っており、自分の置かれている環境が劣悪であることを子供自身が自覚していないことが心配されております。そのため、自ら進んで相談するということが容易なことではありません。また、気づいていてもSOSを出せずに諦めてしまっている子供もいるかもしれません。

だからこそ、身近にいる大人、我々教師が日々の日常の生活を観察し、ささいな変化に気づき、寄り添い、悩みを聞き取っていくように努めていかなければなりません。その中で、悩みを打ち明けられるようになったら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどにつなぎ、必要に応じて関係部局につなぐ支援体制にしていくことが大切ではないかと考えております。

○8番豊留榮子議員 各担当課でそれぞれ努力をされていらっしゃるかと思います。私ぐらいの年代でありますと、ヤングケアラーこれ当たり前の感じなんですよ。

近所の方たちとこのことで話をしたときに、私たちは当たり前に家族の世話をしたり、学校なんかしょっちゅう遅刻したりとかね、そんな話で盛り上がったんですけども、このヤングケアラーそのものは、言いたくないという子供もいらっしゃるだろうと言われましたけど、これ実際だと思いますね。

私たちの年代でしたら、当たり前にみんながそういうことをやっていたから別に何とも思わなかったんですけども、今は時代が違いますし、1人が尊重される世の中ですから、子供が何で

親の介護のために学校を休まなきゃいけないのか、遅刻しなきゃいけないのかとかいろいろ出てくると思うんですね。そういう悩みも、やっぱしなかなか表に出せないという子供さんもたくさんいらっしゃると思うんですね。だから、なかなかこういう状況を把握するっていうのは難しいことなんだろうなって思うんですね。ですから、何かこう手だてを尽くして、苦になってないっていうのは、もうそれはちょっと本当はそうじゃないと思うんですね。ぐっと胸に秘めているんだと思うんです。だからそういうことを本当に吐き出せるような、そういう取組ができて、先生方もこれはもう一番思うのは先生方が一番大変だなと私思うんですね。だから先生をケアする組織もぜひつくってほしいと思うところです。

今、ヤングケアラーが言われ出して3年ぐらいたちますかね。今やっとアンケートを取ろう、実態を調査しようというふうになってきてますんで、そういうことも兼ねて次の質問にいきます。

家族のケアで困難にある子供が見えにくいとされる要因は、家庭内の問題とみなされる風潮にあります。子供を追い詰めることなく、政府の支援はもとより、本市にできる子供を支える対応策など考えていらっしゃるのか、これは市長にお尋ねしていきたいと思います。

○福永賢一福祉課長 まず私のほうから答弁させていただきます。

ヤングケアラーに対する支援につきましては、国が多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルというのを作成しております。その中に、多機関が連携して支援を行う際の支援の在り方・姿勢として、連携支援10か条というのが取りまとめられています。

連携支援10か条には、ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解することや、ヤングケアラー本人や家族の思いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを各機関が協力して検討することなどが掲げられています。

困難を抱える子供や家族の中には、家族のことを知られたくないと思っていることも考えられますし、本人や家族に自覚がない場合は、自分からサポートを求めることも難しいなど、とてもデリケートで表に出にくい問題を抱えていることが考えられます。

国のマニュアルを基本とし、対象となる子供や家族に寄り添いながら、場合によっては生活保護などの経済的な支援や生活支援、学習支援など本人や家族にとって必要な支援につなげていきたいと考えています。

○前田祝成市長 ヤングケアラーの問題につきましては、今議員のほうからもございましたように、本当に現代社会における大きな社会問題であると認識してございます。これまでの学校教育課長、福祉課長の答弁にもございましたように、本市では、明らかにヤングケアラーに当たる児童生徒はおりませんが、家庭、地域、学校などを通じて児童生徒の様子をきめ細かく、注意深く見守りながら、早期の発見、ヤングケアラーを見逃さない努力をしっかりと続けてまいりたいと思います。

今の福祉課長の答弁に重なるところもあるかと思いますが、子供本人と家族の認識の中で、子供が家事などを行うこと、議員からもございました、これは家庭内での当たり前というふうに捉えられているなど、外部から見た認識と家庭内の認識のギャップの存在があったり、とても個人的なというか個別的でパーソナルな、そしてデリケートな問題が多々あるかと思いますが。だからこそ、市民生活に一番近い基礎自治体の役割として、これまで申し上げました学校や各関係機関との連携を通じて、ヤングケアラーを生まないこと、ヤングケアラーを早期に発見することに努めてまいりたいと思います。

具体的に何ができるかということもございますが、まずは当事者や子育て世代だけではなく、市民にも広くヤングケアラーとはこういうものだと思ってもらうような広報等も大事であろうかと思いますが。広くその問題意識を市民で共有できるような取組を検討していきたいと思います。

○8番豊留榮子議員 本当にそういうことで悩んでいる子供たちがいるっていうことを思うだけ

で何か胸が苦しくなりますけど、ぜひ、この枕崎でそういう自分が被害を受けているんだみたいに思わないように、家族のケアもしながら、学校にも楽しく行けるようなそういう暮らしを取り戻してほしいと思うところです。

今日は簡潔に質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 4 分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和4年6月29日)

令和4年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第4号）

令和4年6月29日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	44	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
2	46	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	47	財産の取得について	〃
4	陳1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
5	45	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
6	43	令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予特
7	50	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための令和5年度政府予算に係る意見書	
8		継続調査申し出について	
9		議員派遣について	
10		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 中 原 重 信 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
大江 武 史 書記
山口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
鮫 島 眞 一 税務課長
上 園 秀 人 水道課長
平 塚 孝 三 市立病院事務長
水 流 敏 幸 監査委員
中 村 俊 彦 農政課参事
松 田 勇 一 市民生活課参事
田 代 勝 義 企画調整課参事
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長
高 山 京 彦 生涯学習課長
木口屋 和 彦 選管事務局長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長

本 田 親 行 副市長
堂 原 耕 一 企画調整課長
日 渡 輝 明 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
松 田 誠 建設課長
西 村 祐 一 健康課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
今給黎 仁 水道課参事
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
今 門 俊 彦 会計管理者兼会計課長
木之下 浩 一 教育長
中 村 克 己 学校教育課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長
中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第4号までの4件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第4号までの4件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員から、固定資産課税台帳等の閲覧・記載事項証明書の登記住所に係るDVの被害者はどういった形で認定するのかとの質疑があり、これまではDV被害者が法務局に土地・家屋等の登記をする場合、住所と氏名が記載され公開される場合があったが、今回の法改正で、法務局へのDV被害者の方の申出により、支援団体や委任を受けた弁護士等の住所を記載することができるなど、被害者等の保護のための取扱いができるように支援措置が明確になったとのことです。

また、委員から、上場株式等の配当所得等に係る課税方式についての質疑があり、従前は所得税と個人住民税を異なる方法で申告を行うことが認められていたものが、今後は異なる方法を認めず、統一した手続に変更されるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限の特例について、令和4年度まで対象とするため所要の改正をするものです。

委員から、減免状況についての質疑があり、元年度は21件、40万8,700円、2年度は22件、309万5,300円、3年度は8件、119万1,100円とのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号財産の取得について申し上げます。

本件は、本市消防団に配備している消防車両の老朽化に伴い、車両整備計画に基づき消防ポンプ自動車2台を取得するものです。

委員から、今後の更新計画はどのようになっているのかとの質疑があり、現在、消防団では消防ポンプ自動車7台と予備車1台の計8台を所有しており、今後更新する車両については、普通免許で運用可能なオートマ車のポンプ自動車に更新していく予定とのことです。

また、委員から、消防本部と消防団における入札業者2社から取得した比率はどうなっているのかとの質疑があり、現在の消防本部の車両は鹿児島森田ポンプ株式会社、消防団車両は鹿児島消防防災株式会社のものとなっているとのことです。

また、委員から、2社の落札価格に大きな開きがあり、特殊車両ということで取り扱う業者も少なく致し方ない部分もあるが、疑念が持たれることのないよう今後も公正、公平な入札を行っていただきたいとの意見がありました。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

委員から、現状の教職員の数は適正なのかとの質疑があり、誰一人取り残さないという令和の日本型学校教育の基、10年前に比べてやるべき事、教育の内容が非常に多くなってきているため、各学校では加配教員を配置したり、本市では他市よりも手厚く特別支援教育支援員を増やし

たりして対応している。また、家庭教育における保護者の考え方や価値観も変わってきている中、先生方も保護者の対応に苦慮する場面も出てきているとのことです。

また、委員から、働き方改革の中での学校現場の状況についての質疑があり、各学校の教職員の負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフを各学校に1人ずつ配置しており、先生方が子供たちと向き合う時間が少しでもできるように努めているとのことです。

また、委員から、特別支援学級の増加と教職員不足の関連についての質疑があり、子供にとって最適な学びの場を求め、特別支援学級に通級し、他の児童生徒と一緒に子供を過ごさせたいとの保護者のニーズが高まっている。

このような状況の中、学校では特別支援学級が年々増加し、そこに配置する教職員が増え、全国的に教職員が不足する要因の一つとなっていると考えられるとのことです。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第1号から第4号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号及び第46号は原案のとおり可決、議案第47号は可決、陳情第1号は採択と決定いたしました。

次に、日程第5号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第5号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限の特例について、令和4年度分の保険料をその対象とするため、所要の改正をしようとするものです。

委員から、具体的な内容についての質疑があり、この特例措置については、令和2年度から始まっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方が令和4年度分の保険料の減免を受けようとする場合に、当該減免申請書の提出期限を令和5年3月31日まで延長するための特例を設けるための条例改正とのことです。なお、保険料が減免された場合、保険者に対し国の財政支援が実施されるとのことです。

また、1号被保険者の保険料の徴収方法は、年金から天引きの特別徴収が原則となっているとのことですが、諸事情等により普通徴収される方もいるとのことです。

また、委員から、減免の状況についての質疑があり、令和元年度分は9万8,100円、令和2年度分は59万2,200円、令和3年度分は29万6,000円、3年間の合計は98万6,300円で、対象者は実人数で14名とのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[城森史明予算特別委員長 登壇]

○城森史明予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第6号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）の1件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る6月21日に開催し、委員長に城森史明、副委員長に禰占通男委員を選出いたしました。

付託された補正予算1件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第6号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）の1件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための令和5年度政府予算に係る意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第1号の趣旨のとおり、国会及び政府に対しまして地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、計画的な教職員定数改善を推進すること、また教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを強く要請することとし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思
いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生各常任委員長から、御手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の継
続調査の申出がありましたが、それぞれ申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり議員を派遣したいと思
いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に
一任されたいと思しますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時48分 休憩

午後9時56分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出さ
れました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎
市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する
書類を受理し、あらかじめ配付してあります。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 すみません、お静かにお願いいたします。

これから質疑を行います、回数は3回とし、質疑については簡潔に、また重複した質疑とならないよう願います。

また、人事、庶務会計、財産管理、事業経営権等に関係する詳細なものについては、議会の権限を超えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いします。

提出された書類に関し、質疑はありませんか。

○2番眞茅弘美議員 お魚センターについて、最近ちょっと少し動きが出てきたようなんですけども、コロナ禍でですね、2年ほど売上げのほうも少なかったようです。

それで、令和2年度に4,000万円の借入れを起こしておりまして、2年間据置きということで、今年度から返済のほうも始まるのではないかと思いますけども、今年度ですね、期末現預金有高ですかね、こちらが1,700万ほどしか残っていないんですけども、今年度、コロナ禍のほうかどのようになっていくか、まだめどはついておりませんが、昨年のようなコロナ禍が収束しないですと、この1,700万もですね、ショートするのではないかと危惧しておりますけども、この状況をどのようにお考えでしょうか。

○桑原英樹水産商工課参事 今、議員からありましたように、現在、現金預金残高につきましては、前期の3月末の3,343万0,798円から今期で1,706万4,421円ということで、1,636万6,377円減っているということでございます。

当期の損益がマイナス1,007万5,069円、そして減価償却費が846万5,988円であるため、減価償却前当期損益がマイナスの160万9,081円となり、長期借入金の元金返済1,049万0,999円や固定資産の購入326万5,324円などの差額で令和3年3月末の現金預金残高は1,706万4,421円と、前期から1,636万6,377円減っており、資金繰りは非常に厳しい状況にあると認識しております。

このような中で、資金繰り対策としまして、借入金の返済条件の変更として、元金の据置きについて取引金融機関と協議検討中であると聞いております。

しかしながら、元金据置きを行った場合でも、依然として厳しい経営状況が続くと思っておりますので、引き続き売上げ拡大と経費削減にしっかり取り組んでいく方針であると伺っているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 返済については分かりました。

累積赤字もですね、5年ほど続いておりまして、お魚センターにおきましては、市長もこれまでランドマークとして位置づけているということで答弁されております。しかしながら、赤字がこのまま続きますと、もう本当に大変なことになりますので、何とかですね、方向性を見つける必要があるのではないかと考えているところなんですけども、市長としまして何か具体的なことはお考えでしょうか、市長お願いします。

○前田祝成市長 今、お魚センターの経営状況というか資金繰りについての答弁が参事のほうからございました。お魚センターの経営状況につきましては、大変厳しい状況にあるということで認識してございます。

市としてということで申し上げますと、法人としてのお魚センターの中長期の見通しを精査してまいります。今後、アフターコロナで経済が回復していく中、本市の観光振興における枕崎お魚センターの果たす役割、これを鑑みましても、おっしゃられるように真の意味での抜本的な経営改革を進めていくことが至上命題であるというふうにご考えております。

本市では、これまで平成22年11月にお魚センターの借入金の損失補償という形で支援をしておりますが、また追加して支援をすることも検討していかねばならないというふうに思っております。

本市としましては、先ほどからランドマークという表現もございましたが、市の観光拠点、水

産のまちとしての漁港のにぎわい、魚食普及など海業を支える市のランドマークとしてのお魚センターの本来の役割を踏まえた上で、経営の支援、後押しを進めていく必要があると考えてございます。

これまで議会でも御意見を賜りました新たな資本注入でございますとか、増資、また市の長期貸付けなどにつきましては、法人としての中長期の抜本的な経営改善計画、これを前提とした上で、市として新たな第三セクター等経営健全化方針を策定した上で公的支援策の是非、その手法等については議員の皆様方にもお諮りするべきものというふうに考えてございます。

○10番下竹芳郎議員 先日ですね、日曜日お魚センターにコンサートを見に行きました。久しぶりに、大型バスではなくてマイクロバス御一行様がレストランに食事に来ていまして、大変にぎわっていました。

このコロナ禍で、バスツアーのお客もなかなか来ること難しいと思うんですが、この2年間、売上げが減った要因というのは、バスツアーのウエートも大きいと思います。数字的には分かりますか。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターへの観光バスの入り込みについて御説明しますと、令和3年度が86台でした。そして、令和2年度が87台、そして新型コロナウイルスの影響が少なかった令和元年度については517台ということで、コロナ禍になってから大分減ってきていることが分かります。また、平成21年度、大分前ですが、この頃は、バスの台数も1,000台を超えて来ていたこともあります。そして、バスのお魚センターへの入り込み客数の割合というところでは、バスでの来館者数は、令和2年度、令和3年度いずれも2,000人程度であったので、大体、2年とも、入り込み客数が20万人程度ということを見ると、1%ほどとなります。

ただ、令和元年度になると全体の4%ほど、そしてその前で平成の時代になりますと7%ほどあったということで、徐々にその割合は減ってきているところです。コロナでももちろん大分減ったということはあるんですが、旅行形態の変化等もあって、ちょっと全体的には減ってきている状況にあると思っています。

しかしながら、やはりバスで20人、30人お客様を連れてくるということで申し上げますと、非常にお魚センターにとっても大きな影響があると思いますし、もちろんお魚センターだけではなく、市内の観光業、またいろんな業界にも波及があると思っていますので、市としましても、今後、観光バスツアーの造成であったりとか、そういうのも検討していきたいと思っていますところでは。

○10番下竹芳郎議員 そのバスツアーのウエートも大きいんですね。コロナが収束しても、このバスはもう元に戻ることは難しいと思うんですよ。それに代わる対応とか対策は考えていますか。

○桑原英樹水産商工課参事 議員のおっしゃられましたとおり、なかなか団体で動くということは少なくなってくると思いますが、ただ、今よく注目されているのが、ちょっとグレードアップしたようなツアーですね、ちょっといいものを体験できる、そういったツアー造成という可能性はあると思いますので、そういうものを市として、市内の観光全体のことを考えて検討していきたいと思っていますところでは。

○鮫島寿文水産商工課長 本市の観光行政、振興の関係を見ましても、観光拠点施設でありますお魚センターとしましてはランドマークということで位置づけをしまして、市内周遊の拠点とっております。

参事からも申し上げましたとおり、今の観光行政の予算として、国内外観光客誘客事業ということで、お魚センターのほうに予算を注入して集客いただいているところですが、議員がおっしゃいますとおり、やはり大型バス等での1日5台、10台と来るような観光動向というのは今後見込めないと思っています。

まず、マイクロツーリズムということで、県内もしくは九州圏域から、そういったアップー層、少し料金の高い、そして魅力のある枕崎というブランドを理解いただき、そういったバスについてもラグジュアリー感のあるようなバスで、そういったツアー造成の検討をお魚センターも含めて観光交流系のほうで進めております。

こういったことで、アフターコロナを見据えた、少しこれまでとは違った形のバスツアーの誘客、50人乗りのバスに20人、30人とかですね、あとラグジュアリー感のある中型バスで10名程度、そういったバスツアーを、本市の強みであります鯉節でありますとか、あと民間の焼酎工場ですとか、そういったものも含めながら、新しい魅力を伝えられるような取組ということで早急に検討して、議会でもお諮りをして、アフターコロナ後の観光振興、ひいては地域経済活性化の取組を進めてまいりたいと思っております。

○9番立石幸徳議員 私もこの幾つかある三セクの中でお魚センターをですね、どうするのかということをはっきり言って今さら言うことでもないんですけども、と申しますのも、先ほども2番議員からちょっとありましたが、5年連続の赤字、その赤字額も年々増えてきているんですね、今度の赤字も。令和2年度の赤字と大体同額ですけども1,000万前後。

まず、この5年連続赤字という意味を市長自身がどういうふうに見ておられるのか。と申しますのも、市長がこのお魚センターの社長に就任されて、ただの1回も黒字にはなっていないと、こういう事実ですよ。ですから、この辺については市長自身がしっかりとした捉え方をしなきゃならないんじゃないかと思うんですけど、その見解も含めてですね、この債務超過、これが今回で資本金が5,000万、負債残高1億5,477万0,685円です。純資産としてマイナスの3,710万7,671円、純資産、赤字のですね。この債務超過額もどんどん増えてきているわけです、当然。

まず、具体的なこの対前年との決算と今度の決算を比べて、テナント料が約350万円減額決算になったわけですね。このテナント料が減った事情は何であるのか。それからもう一つ大きいのが、この雑収入、対前年度830万円のマイナス。この2点についてはどういった事情になっているんですかね、お尋ねをしておきます。

○桑原英樹水産商工課参事 まず初めに、テナント料が前期を大幅に下回っている理由ということで御説明いたします。令和3年度のテナント料収入は、3業者1団体の合計683万5,992円、前期が1,009万9,581円となっております。前期を326万3,589円下回っていますが、この理由は、市のチャレンジショップ促進支援事業で入店した2事業者が、コロナ禍により厳しい状況が続いたということで、令和2年度途中及び令和2年度末にそれぞれ撤退したことが大幅な減少の要因となったようです。

続きまして雑収入が令和3年度646万9,852円と、前期の1,474万2,566円から大幅に減っているということで、その要因を申し上げますと、令和3年度も引き続き国県及び市の新型コロナウイルス関連支援策を最大限活用することで、事業の継続、雇用の維持、感染対策等に努めてきたところであり、その結果、国の雇用調整助成金、県の時短要請協力金、市の事業者応援資金など合計で646万9,852円の雑収入があったと聞いているところです。

大幅減となった要因としましては、令和2年度は持続化給付金や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による県の休業要請等により全館休業した時期があり、雇用調整助成金の収入が大きかったことなどが要因であったと聞いているところです。

○9番立石幸徳議員 先ほどから説明の中でもですよ、コロナ後を見据えて客の、特にバス客等の受入れをいろいろ考えている説明もございましたけどもね。テナントがなくなっていくのに、まずその受入れ体制そのものがですよ、しっかりとしないのに、その客だけを集めると言ってもおかしくなるんじゃないですか。

そこで市長も先ほどからの答弁にちょっと触れました今後のその新たな経営戦略ですか、これに言及されましたけどもね。実はお魚センターについては、平成31年3月、令和元年と言ったほ

うがいいと思うんでしょうけれども、3月26日でお魚センターに関する第三セクター等経営健全化方針というのをつくったわけですね。そして、2023年度を目標に、お魚センターの部門別の損益収支計画ちゅうのもずっと作ってきておりましたよ。

私はもうこの件についても、幾度となくこういった計画はもう全然意味がないじゃないですかと、いつ見直してやっていくんだっちいうお尋ねの中に、コロナがどうにもならないみたいな感じでしたけどね。平成31年に作成した本市のこのお魚センターの経営健全化計画、これはどういう形で見直していいでしょうか、新たな健全化計画の作成ちゅうのは取り組まれているんですかね。この点をお尋ねいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、平成30年2月の総務省通知によりまして、今、議員からありましたとおり、お魚センターの健全化方針を策定したところですが、今コロナ禍ということで、なかなかそういった計画の見直しはできないのかということでお尋ねですが、先ほど参事からもありましたとおり、新たな借入れを4,000万、コロナ禍の中でしまして、そういった中でも経営戦略について、当該法人のほうでも金融機関と調整をしながら、また会計事務所そういったところと調整をしながら検討しているということで、本市としてもそれらを見極めながら、伴走型支援ということで適宜助言指導をしているところでございますが、コロナ禍の経済情勢ということで、なかなか収束が見えない中ではありますが、これまでの売上げベース、需要回復となるのは来年度2023年度あたりまでかかるのではないかとということでもいろんな方からお聞きしているところですが、市内の事業者の皆さんからもそのようなことで金融機関をはじめ聞いているところで

す。しかしながら、損失補償を行っておりますお魚センターにおきましては、一定の収支見通しをしっかりと立てていただいて、来年度に向けて取組を進めていかなければならないと思っておりますが、具体的には、今の状況をしっかりと把握しながら、来期の事業計画、先ほど市長が申し上げました抜本的な改革も含めて、見直しも含めまして、中長期的な収支見通しを検討いただきまして、そして、市の健全化方針の期間満了後の令和6年度以降についてもですね、中長期的な一定の見通しを立てていただきたいと思っております。

それらを踏まえて、市としましても健全化方針ということで新たなもの、もしくは見直しを検討したいと思っております。

いずれにしても、当該法人のほうで、やはりしっかりと事業の再構築なり、また収支見通しをしっかりと立てていただかなければならないと思っておりますが、現在のところ、まずは資金繰りの調整ということで、取引金融機関と調整をして、先ほどありました、新たにコロナ禍で借りました、損失補償はしてありませんが、信用保証協会のコロナの融資4,000万と、長期借入金の残高が1億を切っておりますが、その元本の返済の融資条件の変更、具体的には元本返済の据置きですね、こういったものも含めて、まずはそちらのほうに法人としては力を傾注しているところでございます。

これまでも答弁申し上げたと思いますが、やはり当該法人のほうでしっかりと資金繰りを含めた収支見通しをコロナ後を見据えて立てていただきまして、それをもって、本市の健全化方針の見直し、もしくは新たな方針の策定ということで考えております。

○9番石幸徳議員 説明を聞いているとですね、コロナだから何もできないんですよみたいなそういうふう聞こえて仕方がないんですよ。そんなつもりで言っていることじゃないんでしょうけれども。コロナ禍でも何ができるんだということをやっていただかないと、ただコロナが収まらんと物事は始まりませんよね、ではどンドンおかしくなっていくんじゃないですか。

今の説明でいろんな課題が出てきましたが、というのは、本市が市長も言われた平成22年のこの損失補償契約、これは返済条件を金融機関と今、条件変更の交渉をしているって言いますけど、条件変更になったらまた損失補償契約は変わっていくんですか、その点は明らかにしてくだ

さい。これは市民との関連で極めて大事な部分ですのでね。

それで、私、今度の一般質問でもちょっとございましたけど、お魚センターかいわいの本市の3施設、かつお公社あるいは地場センターを含めた全体の入り込み客数あるいは全体の店舗売上げ、全体売上げがどうなって、そして、その中でお魚センターはどういう売上げを示しているか、こういう捉え方もしないといけないんじゃないかと思うんですよ。

そこで市長に聞きたいのは、毎年毎年ですね、今年も赤字です、今年も。一般的に企業が5年連続赤字を出したら、これはもう会社経営とは言えないんじゃないですか。そういうことも含めて、これからの経営計画、具体的には先ほどのその貸付けあるいは借入れの条件変更に伴うこの損失補償契約はどうなるのか。その点を2点、最後に聞いておきます。

○桑原英樹水産商工課参事 長期借入金の借入れ条件の変更について、元金の据置きについてということですが、こちらは当該法人でも検討中ということでありまして、どのような条件になるのかということもありますので、その辺が決まらなないと、市の損失補償の契約の変更が必要かどうかということもまだ見えないと思いますので、その辺については、当該法人、また取扱いの金融機関と協議を進めながら決めていく部分だと思っております。

○鮫島寿文水産商工課長 損失補償の関係ですけれども、損失補償の基本的な部分ということで、損失補償請求権の行使でありますとか、損失額、損失補償の限度額、このような部分については変更はございません。そういったことを変更しますと、債務保証、損失補償、意味合いが違ってまいりますので、損失補償というのは2者間の合意に基づく契約でございます。

債務保証といいますのは民法上の規定に係る部分ですが、そういったことは平成22年に損失補償契約について議会にお諮りしたときもその旨を説明しておりますが、基本的な損失補償の契約書にあります第4条、第5条、第6条、第7条の部分については変更しないという考えでございます。

ここに変更があると、議会にまたお諮りをしないとしないということと考えておりますので、ここは基本的に金融機関と現在、当該法人と損失補償契約は市も入って締結しておりますので、私も調整に入っているところです。そこはしっかりと先方にも申し述べていきたいと思っております。

あと、私のほうからは、かつお公社、お魚センター、そして地場センターの売上げの状況を申し上げますが、以前も少し申し上げましたが、3法人で約20億を超えております21億数千万円、令和3年度であろうかと思っております。

入り込み客数につきましては、それぞれの法人で出しておりますが、かつお公社のほうは今日資料を持ってきておりませんが、地場産業振興センターのほうは資料がございますので、少し紹介をしたいと思います。

入館者数につきましては、地場産業振興センターは令和2年度前期が10万6,361人でしたが、決算に上げております令和3年度は、9万7,316人ということで9,000人程度減少しているところです。お魚センターの入館者数については、参事のほうから申し上げます。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターの入館者数につきましては、令和3年度が21万9,418人ということで、令和2年度18万7,256人でしたので、3万2,162人の増となっております。

○前田祝成市長 5年連続の赤字が続いているということで、今後お魚センターの経営をどうするかということですが、先ほど、市としての考え方を述べさせていただきました。

お魚センターに対する様々な支援を検討していかなければならないと考えておりますが、社長としての立場で申し上げますと、先ほどからの答弁でございますが長期借入れの元本据置きについての協議など、当然、資金繰りを含めた目の前の課題を一つ一つ解決していく、そしてコロナ後の経済回復を見据えた、先ほど説明がございましたが、マイクロツールの推進による顧客獲得でありますとか、あるいは、レストランメニューの見直しなど事業の改善、見直し、そして

ふるさと納税を含む収益体制の強化、あらゆる手段を総動員してやっていくということが必要であろうと思います。

さらには、財務体質強化の案、先ほど市としての立場で申し上げましたが、そのような財務体質強化の案も含めた経営改善計画、これを取締役に提案する、このことをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、先ほど第三セクター等経営健全化方針の策定というところでも議論になりましたが、あくまでも法人としての抜本的な経営改善計画を前提とした上で、市として、さらにその第三セクター等経営健全化方針ということ策定し直すということになるかというふうに思います。

○12番東君子議員 私もお魚センターのことなんですけれども、地元の方々がですね、必ず言われるのが、まずこのターゲットの方向性、これが県外の方からの観光客というようなことが大きく重点を置かれていると思うんですが、地元の方はですね、そうではなくて、毎日買物をする

と。そこで、例えばお惣菜だったり、果物だったりですね、いろんな毎日御飯をつくらなきゃいけないので、そういう物を多く取り入れていただきたいとか、いろんな声をいただいているんですね。

それで、コロナ、コロナっておっしゃいますが、私の出身宮崎ですけど、綾町のほんものセンターなんかは、コロナ禍でもすごくお客さんが入っていますね。これはなぜかという、地元の方が必ずのぞいているんです。県内の方ものぞいているんですね、そこに魅力的な商品があるということ。

ですからですね、不思議なんですけど、よその自治体の道の駅どんどんできて、すごくお客さん入っているんですが、市長もいろいろ出張とか行かれています、そういうところに行っていますよね、見て見学はしていますよね。

○永野慶一郎議長 どういった質疑ですか、質疑をお願いします。

○12番東君子議員 失礼いたしました。

何年か後に、もしも黒字にならないければ、もう、1度御破算をすると、それぐらい腹を決めて取り組む必要があると思うんですが、どういうふうに考えられますか。

○前田祝成市長 先ほどから答弁申し上げておりますが、市としての、お魚センターの支援ということが必要な時期に来ているということは認識してございます。

先ほども申し上げましたが、やはり、枕崎市の中にあるお魚センターの本来の存在価値、社会的な存在理由といいますか、そのあたりをしっかりと見据えた中で、市として支援をしていかなければならないということです。そのためには、お魚センター、法人自体が今後のしっかりとした中長期の経営計画を立てると、改善計画を立てるとというのが前提でございますので、社長という立場として、しっかりと取締役会で協議してまいりたいと思っております。

当然、先行きが厳しい状況になれば、おっしゃられたようなことがある可能性は当然あるわけですから、その辺りも踏まえて、しっかりと改善計画を立てていくということが法人としての役割だと思います。

○12番東君子議員 今、支援をするというふうにおっしゃられましたが、社長は市長ですよ、そしたら市長のお金を支援するということですか。

○前田祝成市長 市の行政としての対応として、お魚センターの存在意義を踏まえた上で、法人に対する支援というのが必要になってくるのではないかとこのように考えております。

○12番東君子議員 結局はですね、赤字が続くということは、市民の税金が投入されるということではないんですか。税金じゃないんですか、違うんですか。もうかっていないところをですね、お店をだらだらだら営業し続けて、大したアイデアもなくこういうことがずっと続くわ

けですよ。それはですね、結局、ここにいる皆さんでそのマイナスの部分埋めてくださいますか、そういう話になれば、必死こいて勉強もするし必死こいていろんなどこ見に行つて、何年か後に立て直さなきゃいけないという計画があればですね、必死になるんですよ。

それが結局は、こういうことが続くということは、自分の身に降りかからない、痛くもかゆくもない、そういうことだから、こういう状態が続くんですよ。もっと私は必死になったほうが良いと思いますよ。

○永野慶一郎議長 すみません、それ意見ですか。

申し訳ございません、質疑をお願いしますと私伝えておりますので、皆さん質疑をしていただくようお願いいたします。

○6番城森史明議員 南薩エアポート並びに地場産業振興センターについて質疑いたします。

まず、南薩エアポートなんですが、貸借対照表を見ますと資本金を取り崩してですね、利益剰余金が約1億2,000万のマイナスになっているわけですね。これはずっと今まで続いてきましたが、今までどのような改善を行ってきたのか。それと、今後の具体的な改善策、これは数値目標を含めてですよ、数値目標があるのかをまず質疑いたします。

次に、仮にこの状態で会社が破産した場合、市の負担額はどれぐらいになるのかを2番目に質疑いたします。

次に、地場産業振興センターについて質疑いたします。

正味財産増減計算書の中で、雑収入が3,500万ほど増えています。この理由は何か。

修繕費が345万ほど増えています。これは何なのか。

委託料が1,500万ほど増えています、この理由は何なのか。まず、質疑いたします。

それと2番目に、地場産業振興センター建物の耐震性を含めた施設管理状況は今までどのようにやってきたのか。そして、今後の建物、例えばエレベーターも動かないという情報がありました。それと窓も開けられません、実際。今後の維持管理の計画はどうなっているのか、質疑いたします。

○堂原耕一企画調整課長 まず、南薩エアポートに関連いたしまして2つほど御質疑いただきましたので、1点ずつお答えしたいと思います。

御指摘のございました累積赤字額でございます。約1億1,780万、今ございますその累積赤字額についてのどのように考えているか、今後どのようにしていく予定なのか、という御質疑かと思いますが、この累積赤字額につきましては、平成14年度末、市のほうが空港管理基金を取り崩して増資した際に、最大1億4,000万程度まで積み上がっていたものでございますが、その後、その増資による企業の整理など、経営努力をいたしまして、年々減少はしてきているところではございます。

その経営努力と申しますのは、事業の内容でございます旅行業とか給油業といったところで収益を上げて、僅かずつではございますが、その改善は図られておりまして、1億4,000万程度だったものが、今では1億1,780万程度まで減少しているところではございますが、現時点でもやはりこの金額というのは、大きな金額であるというところは我々も認識しているところでございます。

この累積赤字額の経常黒字は、ここ数年、連続して続いているところではございますが、この累積赤字額を今後どのように解消していくかということが、やはり南薩エアポートにおける大きな課題であるということは認識しております。

そのためには、やはり基本となる、先ほども申し上げました航空機燃料販売と、あと旅行業、その利益増を図ることを中心としたその経営努力を行うなど、少しでも早いその経営健全化に向けた動きをしていかなければならないと考えております。

具体的な数値目標というところがあるのかどうかというお尋ねでございましたが、申し訳あり

ません、現時点ではまだそこを設定しないところではございますが、やはり、そういったところも含めて、今後は検討していくべきであるかと考えているところでございます。

それと会社が廃止と申しますか、なくなった場合の市の負担についてでございますが、申し訳ございませんけど、こちらについては1企業が倒産と申しますかそうなったときに、どのような処理がなされるのかというところになるかと考えますので、今こういう御質疑もいただいたところでございますので、また企業とも話をいたしましてちょっと調べてはみたいと思います。

すみません、今この場で、こうなるというところでお答えはできないところでございます。

○鮫島寿文水産商工課長 地場産業振興センターの正味財産増減計算書、いわゆる一般企業で損益計算書に当たる部分ですが、雑収入の3,500万の増の要因につきましては、年度途中で補正をお願いしました、地場産業振興センターのほうにEC事業ということでイーコマース事業の委託をしたところですが、委託といいますか、事業の補助を出したところですが、この金額が、2階の coworkingスペースの設置事業と合わせて3,500万程度増になった主な要因ということになります。

修繕料につきましては、センターの南側の雨漏り補修の修繕ということで300万程度増加しているところです。

もう一つ、委託料につきましては、先ほど申し上げました雑収入の増の部分、EC事業と特産品開発のプロモート事業等の委託ということで1,400万程度増えたところです。

ほかにも委託料としましては、いろんな会計ソフトの委託ですとか、セコムの委託、そういったものがありますが、それに加えて今回、申し上げましたとおり、EC事業等の事業を大手ショッピングモールにインターネット上の商取引の部分でホームページ等をアップしましたので、そういった委託費が増えたところです。

耐震を含めた施設管理、あと窓を開けられないとか、エレベーターにつきまして説明したいと思います。当センターにおきましては、昭和56年設立から大分たっております。先ほど申し上げました修繕ということで、雨漏り補修等も昨年は急遽、執り行ったところですが、施設管理につきましては、窓の取付けもやはり、ひずみか分かりませんが開けられない状況が続いておりますので、随時、そういったものを把握しているところですが、今期はEC事業等の売上げ増でこの4ページの表で見ていただきますと、当期の経常増減額、真ん中にありますが、ここが913万9,827円、そして一般企業で申し上げますと、当期損益というのは、当期一般正味財産増減額、下のほうにもう一つありますが913万9,827円と900万程度の黒字となっているところです。

減価償却額は約800万ありますが、それを加えますと減価償却前利益が1,700万程度出ております。しかしながら、非常に厳しい経営が続いておりますので、ここずっと赤字もございましたので、収益をある程度見込んで、順次、今議員からありました施設改修については進めていきたいと思っております。

エレベーターにつきましては、どうしても当該センターの会館利用の意味合いでは、必要な三階建てということでありますので、今早急に見積り、そういったものを取りまして、法人のほうで早急な修繕をする方向で進めていると伺っております。

ほかの窓の建てつけにつきましても、随時、1階、2階、3階というふうに修繕をしていく方向で調整しておりますが、収支の状況等も見ながら進めてまいりたいと聞いております。

耐震性につきましては、基準を満たしています。昔の耐震基準ではなく昭和50年代ということで、そのような調査とか補修が必要とは思っていないところですが、それにつきましては、建設課参事のほうに答弁をお願いしたいと思います。すみません、建設課参事がおりませんので、たしか、耐震補強が必要な施設ということでは該当しないと思っております。

○松田誠建設課長 今、水産商工課長から答弁がありましたように、昭和53年以降の建物ですので、耐震性はあるというふうに判断しております。

○6番城森史明議員 南薩エアポートなんですけど、2,000万ほど改善されているっていうお答えなんですけど、当期損益を見てもですよ、非常に何百万台が多いわけですよ。とても1億2,000万をすぐ解消できるようなスピードじゃないんですよ。ですから、そこら辺はやっぱり数値目標を立ててやるべきだと思うんですね。

そして、この事業内容をここに書いておられますが、この中で何か新規事業を考えていかないとですよ、今の状態ではっきり言って、旅行にしてもですよ、マイナスなわけですから、いかにコロナ禍っていても、やはりそういうことをもっと拡充するような、具体的に9つの事業があるんですね。この事業別にやっぱり考えるべきじゃないんですか。

そうしていかないと、ただ回収するっていても1億2,000万は何十年もかかると思うんですよ。

それと地場産業振興センターですが、地場産業振興センターはですよ、唯一300人から400人ぐらいの人が集められるわけですよ。そういう意味で非常に本市においても価値がある建物だと思うんですよ。そうなんですけど、そのイーコマース事業というのを取り入れてですね、それでこうして収入が非常に増えているわけですから、ある程度画期的な事業じゃなかったんですかね。3,000万増えているわけですから。

今後、それがどういうふうに進んでいくのか。今後、売上げはずっと維持できるのかということと、それとやはり施設の維持管理、もう40年以上経っていると思うんですよ。

ですから、この長寿命化計画もしっかり立てていかないと、もう修繕費が増えてですよ、計画的に行っていないと修繕費が増えるばかりですよ。

これから維持管理費が非常に増大すると思うんで、その辺の計画は実際、どうなっているんですか、質疑いたします。

○堂原耕一企画調整課長 再度の御指摘もございましたとおり、確かに大きな額の累積赤字額がございまして、それに対する解消のペースというところがなかなか進んでいない、解消は着実に進んではいるところではございますが、そのペースというところがなかなかというところはあるというのは、私どものほうも十分認識しているところでございます。

ただいま御指摘もございましたとおり、新たな取組であったり、今行っている業務の見直しであったりというところは、第三セクターのほうとも十分私どもも研究と申しますか、検討いたしまして、この累積赤字額というところを、今後、どのような方策方針をもってより効率的にと申しますか、よりその解消に向けてどのような取組をしていくのかというところを、そういったその計画の立案などのことも含めまして、内部の計画になるかもしれませんが、そういったところも含めまして考えてはいきたいと思っております。

○鮫島寿文水産商工課長 南薩地域地場産業振興センターの事業につきましては、昨年度、前期から取り組んでいるところでございますが、5年をめぐりにこのような事業を展開していこうかと考えております。

内容的には、来館者数は減ってなかなか厳しい状況もあり、そして県外の物産展も、令和元年以前は年間に30件を超えて行っていた時期もございます。しかしながら、現在、県内、県外含めて十二、三件の物産展の参加と3分の1に減少している中で、その中でもある物産展に行きましたら、そのデパートでコロナの感染があったということで、非常に売上げも激減、経費だけが出ていくというような状況もございました。

そうした中で、非対面型のインターネット上でのショッピングモールへのこういった商品の販売ということで、電子商取引を含めて、新たに市の特産品を売り込む方法として、このEC事業というのを並行して、一段と伸ばしていかなければならないと思っております。

しかしながら、やはり対面型の販売につきまして申し上げますと、東京、大阪、福岡等で対面販売する中で、電話やファクス、また、ECサイトを使った注文等もございますので、両方合わ

せて進めていかなければならないと思っております。

ECについては、四、五年はこのような形で取り組んで、本市の事業者といいますのは、年間数億、10億を超えて売上げているところもございしますが、やはり数千万の売上げ規模、小規模な事業所も多うございしますので、そういったところの商品も、併せて地場センターのほうからECサイトということで一緒に取り組んで特産品の開発プロモートも含めて、公益財団法人の使命であります地域のそういった物産、特産品のPR販売ということで努めてまいりたいと思っております。

あと、もう一点、長寿命化、施設が老朽化ということで施設の維持管理も重要な課題となっております。長寿命化計画等はございませんが、今、議員からもありましたとおり、エレベーターそして今期終了しました南側の雨漏りとかですね、そういった鉄筋コンクリートの造りではございますが、必要な長寿命化に向けた整備につきましても、現在のところ計画等はございませんが、やはり設立、建設から、枕崎市がこの建設資金のNTT無利子の貸付け事業で融資を受けて当該法人は返済をしまいましたが、その返済につきましても年間1,600万程度の資金償還補助ということで、施設の建設資金等も枕崎市が大きく支えてまいりましたので、大きな修繕工事等があれば、行政の支援も含めて考えていかなければならないと思っております。

ただ先ほど申し上げましたエレベーターにつきましても、多額の修繕費がかかりますが、リース契約、そしてまた修繕工事も含めて、よりよい発注方法で、エレベーターにつきましても当該法人のほうで負担をして、改善に取り組むということでありますので、今後も窓の建てつけの補修等につきましても、申し上げましたとおり1階、2階、3階とありますので、そこも順次、長寿命化といいますか、改修計画についてはしっかりと進めていくように法人とも協議をしまいたいと思います。

○6番城森史明議員 最後に市長にお伺いしますが、ここに分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランというのが今日配られました。今、空港はですよ、太陽光を置いてあるわけですよ。それを南薩エアポートが管理しているんですが、あそこを含めて新規事業ではないんですが、さらに自然エネルギーを拡大するとか、それと、あそこは非常に広大な土地を持っているので、介護施設を導入するとか、そのへんのそういうふうな活性を含めて、南薩エアポートの収入につながるわけですから、管理とかいろんな委託料とかですね。その辺をもっと真剣に考えるべきじゃないですか、市長。

○前田祝成市長 ただいま議員のほうからございましたが、おっしゃられるように、現状の事業領域の中で累積赤字を埋めていくっていうのはなかなか厳しい状況であると思えます。

新事業に関しましては、先ほど課長から答弁がございましたが、どのような可能性があるのかという部分についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。エネルギー、介護施設というお話もございましたので、そこは参考とさせていただきたいというか、御意見としてお伺いしておきたいと思えます。

○13番清水和弘議員 私はお魚センターについて質疑してまいります。

先ほどから5年連続赤字が続いとるという話ですよ。そのことですね、私もいろいろ聞いているんですけど、テナントの方々からですね、この改善策について意見を公募したことはありますか。

○桑原英樹水産商工課参事 今、議員からテナントの方々から様々な意見が出ているかということでございますけど、月1回、テナント協議会というのを開催していて、その中で、様々なことが議論されているかと思えます。

5月のゴールデンウィークには、テナント協議会が中心となってイベントを1つ催したりとかそういう動きもありますので、協力してやっていくという形をとっているというふうにご覧いただけます。

○13番清水和弘議員 私テナント等に入っとる方々からですね、いろいろな意見を受けるんですよね。そういう中ですね、このテナントに入っている方々の意見を実際に実施したことはありますか。そういうのを私は聞いてもらえないとか、いろいろ聞いているんですよ。どうなんですかその辺は。

○桑原英樹水産商工課参事 先ほども申し上げましたとおり、テナント協議会というのを月1回ペースで開催しておりますので、その中でいろいろな意見等出てきていると思いますので、その中で、先ほどの繰り返しになりますが、5月のゴールデンウィークは、その中でイベントをしようという方向性があったりとか、そのような形で取り入れていっているとは思っています。

○13番清水和弘議員 今、テナント協議会の中でいろいろ聞いているということでしたけど、例えばどのような意見が出とるんですか。

○桑原英樹水産商工課参事 私のほうでは、細かな意見というところまでは聞いてはいないところですが、もちろん協議会の中で打合せを毎月していますので、その中で様々な意見が出ているとは思いますが、この場でどのような意見が出ているっていうのは私のほうでは持ち合わせていないところです。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○4番沖園強議員 3回と限られておりますので、エアポートとお魚センターについて何点かお伺いしていきたくと思います。

まずエアポートなんですけど、私たまたま株主でございまして、株主総会の御案内があつて総会資料を見ました。その総会資料の中で、常勤の専務取締役が使用人兼務役員というような取扱いになった予算書でございました。そしたら今回、議会に配付された総会資料では、そこが修正されていると。その総会資料を修正した意図は何なのかということが1点。

それと、エアポートにつきましては先ほども累積赤字からの話がいろいろございましたが、太陽光発電の敷地内、フェンスで囲まれているんですけど、どこまでをエアポートは管理をするのか。フェンスの内外どこまでなのか、緩衝地帯がございまして、そこをお示しいたきたいと思えます。

それとお魚センターなんですけど、先ほど条件変更で借入金の元本据置き等を検討されているということなんですけど、ただ、借入金を先延ばしする、返済を先延ばしするだけのことなんですけど、固定負債の中に長期借入金、そして長期未払金がございまして。この長期未払金、実は令和元年に空調施設、そしてまた食器洗浄機だったですかね、それを長期未払いで導入したと、附属施設ですよ。そうすると、これ今70万7,000円程度と返済ちゅうか経常収支の中から返済しているような形になっているんですよ、未払金を。これ何年分割で処理する予定なのかですね。当然、減価償却で整理されているんですけど、この空調機や食器洗浄機の耐用年数は何年で、年度ごとの減価償却費は幾らになっているのかお示しいたきたいと。

それと、お魚センター、平成28年度売上げに占める職員給与ですね、比率が28.33%だったんですよ。大体その辺の頃は二十八、九%、売上げに対する比率。ちなみに地場産業振興センターは、あそこは店子方式ですね、店子方式なんですけど14.31%なんですよ。

このへんの部分は食堂部分、また直営部門が増えてきたということも職員給与費が右肩上がりになってきているというのが推察できるんですけど、店子方式、食堂部門、直営、いろんな運営の形式がございまして先ほども指摘がございました。例えば蓬莱館あたりは非常に入館者数が多いと。ほとんどもう店子方式だろうなと見ているんですけど。

そういった中で、先ほどから出ておりますコロナの影響、売上げが減ることは容易に推察できていたと。そこで、さっき申し上げました給与費、固定費がですね、売上げ、入館者数は減ると分かっているながら、右肩上がりになってきている。経営努力が足らんなどというふうに見受けるんですけど、その点について取締役会等では指摘はなかったもんか、お聞きしておきます。

○堂原耕一企画調整課長 まず、南薩エアポートの総会資料の予算の部分の役員報酬の計上の部分でございますが、法人のほうからは、今回、前期と異なりまして専務取締役の職にある者の給料部分を給与手当に一部計上した形で予算書を策定いたしておりました。その意図といたしましては、勤務実態に合わせてという説明で我々は受けたところでございます。

ただ、私どもの考えと申しますか、これまでの専務取締役としての給与等の取扱いの在り方に関しましては、法人税法上、専務取締役の職にある者は使用人兼役員にはなり得ないというところが私どもの認識でございましたので、十分な調査を私どものほうでも行いまして、やはり法人税法上、専務取締役という職にある者は使用人兼役員にはなり得ないということを改めて確認いたしましたので、その点に基づきまして法人のほうに助言をさせていただきました結果、法人のほうもそれで納得したと申しますか、それが誤りだったということで改めて総会資料等の差し替え、修正を行ったということで聞いております。

それと、メガソーラー施設の管理の部分で、太陽光発電事業者が管理すべき部分でございますが、これは外周のフェンス部分までということと認識しております。

○桑原英樹水産商工課参事 まず、長期未払金の関係ですが、先ほど議員からも2つですね、空調機器と食器洗浄機ということで話がありましたけど、そのとおりでございまして、まず1つ目の空調機器ですが、こちらに関しましては484万1,856円を8年96回の分割払いにより購入しております。なお、耐用年数は15年、そして令和3年度での償却額としましては30万程度となっております。

続きまして、2つ目の食器洗浄機につきましては、71万6,688円を7年84回の分割払いで購入しております。こちら耐用年数が8年、そして令和3年度の償却額が8万2,000円程度となっております。

続きまして、売上げに対する給与、人件費の割合が高いんじゃないかということでございますが、この理由としましていうところですが、近年、相次ぐテナントの撤退により、1階空きテナントを活用した直営でのみなど食堂の開店や売店の拡張を行ったところで、配置人員の増加により、以前とすると全体の給与が上がっているようです。また、年次的な最低賃金の引上げにより、従業員の時給アップを行ってきたことも給与額が上がった要因となっているようです。

さらに、令和2年度と3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員を休業させた時期もあったようですが、当該期間の従業員給与につきましては、休業手当として支払っており、休業手当分は、国の雇用調整助成金を申請しているようです。その収入は雑収入として受け入れられているようです。

このような中、お魚センターでは、コロナ禍での人の動きも変わりつつあることから、従業員のシフトの見直しを行ったり、業務の効率化に取り組んだりしているということでお聞きしているところですよ。

もう一つの取締役会でいろんな議論がなかったのかという御質疑ですが、こちらに関しましては、取締役会では、コロナ禍での厳しい経営状況を認識した中で、近隣地域からの誘客に力を入れるべきであるとか、2階のテラスの有効活用を考えてほしいとか、お魚センターの特色はレストランであって、もっと強化すべきとそういうような意見も出ているようです。

○4番沖園強議員 まずはエアポートなんですけど、先ほど法人税法の関係で取締役は、専務は使用人兼役員にはなれないと、それはもう分かっていたことなんですよね。それで、議会にこの総会資料が配付されて初めて気がついたんですけど、何で株主には総会資料は修正したのを配付しないのか、そこはやはり手落ちだろうなと思います。指摘しておきたいと思います。

以前、エアポートが赤字になった年が令和元年ですよ、そのときに、専務取締役の報酬を役員会に諮らない中で下げたことがあったんですよ。そして、それは会計法上まずいですよということで指摘したら、また元に返したということがあったんですけど。法人税法の定義で役員にな

れないという、そういった部分で総会資料をですね、株主には早く配付すべきだと思いますよ。これ指摘しておきたいと思います。

それから、先ほどKクリーンエナジーのフェンス内まではエアポートが管理するんだと、除草作業ですか。私あそこ外周を一周、何回か回ったことがあるんですよ。フェンスにはくずが巻きついて、あれ風が来れば倒れますよ。

そういった観点からいってですね、ちょっと手ぬるい。行政は、先ほど言った法人税法の関係、あるいは会社法との関係を把握しておらんないかん、管理監督として。そして、当然、総会資料が作成されたときには、企画のほうには総会前に資料として出されると思うんですよ。その時点で指摘しないといけないんじゃないかなと、私は管理監督する市の立場もちょっと怠慢があるんじゃないかというふうに思っております。エアポートは、一応指摘ということで、申し上げておきます。

お魚センター、先ほど減価償却が空調関係が30万程度、そして洗浄機が38万。仮にですよ、これをリースで買ってあった場合、リースを導入した場合、損金で計上できるわけなんです。原価償却が38万でしょう。損金で計上した場合は70万7,000分今返却しているじゃないですか。その分の差益が出てくるんじゃないですか。やはりそういうのも経営努力の一つじゃないかなと私は思っております。

先ほどもあったんですが、運転資金に手当てした4,000万ももう焼け石に水というような形で、ほかの議員の方からも指摘があったんですが、正味運転資金有高3年度末で1,598万になっている。そういった御答弁でも、それに対する有高とまた長期未払い、長期借入れの固定負債の返済額、それも1,515万ということで、もう完全にショートしているというふうに見受けられるんですよ。

そういった中で、短期の経営判断の指標と言えいいのか、流動比率が378.7%と。これは短期の運営は支障ないなというような状況にも見える数値なんですけど、しかしながらですね、棚卸資産を差し引いた流動資産分の中から棚卸資産を差し引いた当座比率と言えいいのかね、当座比率は109と極めて厳しい状況なんですよ。

先ほど市長の御答弁で元本据え置きのような形で資金調達の検討をされているんですけど、なかなか厳しいだろうと。また、市長のほうから固定負債等を清算する市の増資等も、今後、経営改善計画で検討していきたいというような方向性を示されました。

私、そのことやら地場産業振興センターと合体できるような運営方法は見えないのかと、考えられないのかというようなことも提言してきた経緯があるんですけど、その後、どのような検討がなされているもんですか。

○堂原耕一企画調整課長 南薩エアポートの件につきまして幾つか御指摘をいただきました。

株主の皆様への差し替えの総会資料の送付でございますが、確かにその遅いと言われるのはもう重々御批判として受けないといけないと思うんですけど、順次、エアポートのほうは対応をするということで伺っておりますので、一応、お伝えをいたします。それと、事前のチェック体制というところが、確かに今回、そこに我々も対応が遅くなってしまったということは反省すべき点であると思っておりますので、今後はその総会資料等の早期のチェック体制というところは、十分な確立をしていきたいと考えております。

○鮫島寿文水産商工課長 地場産業振興センターとお魚センターの統合の検討ということで質疑がございましたが、これまでも少し答弁をしてきたところですけども、また再度少し状況を説明しますと、地場産業振興センターは昭和56年8月に設立をしまして、現在、平成25年4月に公益財団法人に移行して、先ほど来話をしていますとおり、特産品の販路開拓でありますとか、前期からEC事業等も取り組んで新たな取組をしているところです。

出資団体につきましては、旧2市6町、枕崎、加世田、川辺、知覧、笠沙、大浦、坊津、金峰

の自治体、商工会議所、商工会プラス本市の水産加工業協同組合、薩摩酒造、川辺仏壇協会、川辺地区茶業協議会が当初出資をしていただいたところです。

一方のお魚センターにつきましては、枕崎市、漁協、加工組合、鮮魚出荷仲買共同組合が出資し、平成4年4月に設立、現在に至っているところです。

まず、法人的には公益財団法人と株式会社ということで、非営利と営利法人という法人格の違いがあるところですが、これまで業務的には、先ほど言いましたとおり地場産業振興センターは、お魚センターと一緒に売店機能も有しており、類似した事業もあるところではあります。

ただ、市内の小規模事業者の販路開拓、特産品の販売ということで、県内外そしてE C事業等を使って特産品の開発も含めてPRしているところでもあります。

お魚センターにつきましては、設立当初、市内に大型のそういった集客施設というものはない中で、収容人員がバス四、五台来てもお食事が取れるレストラン機能を含めた観光拠点ということで整備をされたところです。

現在両法人とも、先ほど来ありますとおり、経営は非常に厳しい状況にあるところではありますが、統合につきましては、両法人の中で理事会、または取締役会等々で統合しようという話が出ていないと聞いておりますが、今後、事業内容の見直しという意味では、先ほどからお魚センターの事業の再構築をしなければならないということについては、行政そして法人も一致した考えであると思いますので、その事業の見直しの中で当該2つの法人の役割というのをしっかりと見据えて、今後必要であれば、事業の内容を両法人で補完できるもの、または一方のほうで充足していくというようなこともあろうかと思っておりますので、しっかりと行政のほうも法人の在り方も含めて今後も引き続き検討してまいりたいと思います。

○4番沖園強議員 さようなんです、今までもその法人格の違いというものは、もう再三御答弁されてきました。

先ほども何人か指摘もあったんですけど、あと一步踏み込みが足りないと思うんですよ。

例えば、地場産業振興センターの評議員会ですか、協議会っていうんですか、そういったところに諮ったことがあるのかなのかということですよ。そしてお魚センターの出資団体の皆さんに諮ったことがあるのかと。

その具体的な取組を、今、行政のほうでいろいろ模索しておって、来年に向けて健全化計画を策定するんだと言われるんですけど、あと一步が足りないと思う。

例えば諏訪公園の例もあるんですよ。諏訪公園、あそこは旧2市6町で造った施設なんですけど、そのときも評議員会なりで協議して、川辺町のものになりましたよ。当然、枕崎市も利用する権利は残っているんですけど、そういった一步踏み込む、そこが足りないとは思っています。

枕崎のランドマークと自負されているわけですから、その取締役会、あるいはその出資団体、それぞれの法人に諮っていただきたいと、そして、先ほど市長は公的支援、経営の支援ということで増資あるいは長期貸付けを御答弁されました。そういったことを含めて、そして、地場産業振興センターと可能な部分を統廃合して、合理化を図って、その取組にまず手をつけていただきたいと、そういうふうに思っております。

それと法人税法では、増資した場合、資本金が1億円を超えた場合、中小企業とみなされなくなって税の優遇制度が6項目ほどあるんですけど、受けられなくなると。そういった優遇制度が受けられなくなるんだというようなことでためらっているんであればですね、それはもう本末転倒だと思いますよ。

私に言わせれば、もう市は損失補償を覚悟してですね、まず固定負債を清算すると、そして地場産業振興センターやそういったものの合理的な運営方法を見いだすと。

時と場合によっては、私、解散して、民間に無償で貸付けたほうがかえって運営がうまく回るんじゃないかなという声も聞きますよ。

そういったことも含めて市長の御見解を最後にお聞きします。

○前田祝成市長 ただいま議員から様々御提案がございました。

統廃合につきましては今、課長のほうから説明がございました。

過去の答弁でも答えておりますが、法人格の違いがあるということ等は認識しております。その中で、統廃合となったときには、いずれか1つの法人を解散するというのは前提になるだろうと思います。

そうすると、その1つの法人をどちらの法人にするのかと、ある程度こう、見えてはいるとは思いますが、その辺りを含めて検討することになるかと思えます。

そこも含めた上で、今回私が冒頭の答弁で申し上げましたように、お魚センターという本市にとりましても大きな役割がある施設だということで、その経営改善については、お魚センターが法人としてしっかりと改善計画を立てていくということになるかと思えますので、そこについても取締役会にしっかりと諮るということを社長の立場として進めていきたいというふうに思っています。

各法人の方向性がしっかりとお示しできる状況になった段階で、本市としての、その2つの法人に対する支援の在り方であるとか、今後の考え方というのをしっかりとまとめた上で、御提案するというような流れになるかというふうに思っていますので、その辺りについては、当然、両法人の役員、理事、そちらのほうにしっかりと働きかけをした中で、できるだけ早く進めていければというふうに思うところです。

○5番禰占通男議員 私もちっとお魚センターについて、議員の方の質疑、当局の答弁があって、先ほど水産商工課長からも事業内容についても今後の考えというのはちょっともらいましたけど、今、水産商工課長からも説明がありましたけど、平成5年、お魚センターということで、造った当時の人口からして今も減少している、時代も変わってきていると思うんですよ。

あの頃は、大きな生鮮食料品を売る店っていうのも枕崎は少なく、小売業、個人経営がほとんどだったと思う。今は家の周りを見ても、個人企業っていうか小さな店はほとんどもう店を閉めてやっていない状況です。

そういった中で、もう29年過ぎる、そうした場合、その時代に合ったお魚センターの事業目標、今、経営健全化計画もありますけど、やはりその時代に合って、どういうものは利益を生むのか。

まあ言えば、地方自治体、国もだけど、毎年税金が入ってきて、それを使える、だけど企業というのは、赤字出したらこれ、もう借金が増えてくるだけです、これは企業ということの理念に反していることですよ、また出資者に対しては、本当に失礼な話ですよ。

そしたら、改善できる部分とできない部分があるんだろうけど、やはり企業はその時代に合った、ニーズに合った事業内容にやっぱり取り組むべきだと思うんですよ。

毎年の累積するちゅうのは一番いけないことだと思うんですよ、今はもうコロナで、今先ほども何か蓬莱館のこともちょっと出ましたけど、もうあそこも閑古鳥が鳴いていますよ。前あった品物の半分ぐらいしか出ていない。それでほかのところのお店も道すがらに寄ると少ない。

やはりこれはもう今の感染症の影響が大きいことだと思うんですけど。

それでなくても、先ほどもほかの議員もおっしゃいましたけど、市民がやっぱり毎日欲しいわけですよ。特に、我々の時代は肉より魚で育った年齢だと思いますよ。そしたら何で、お魚センターに、お魚っていう名前が付くのに地場のそういう魚がないのかと、カツオ1本じゃないと思うんですよ、カツオも大事、だけど普通のも食べたい、塩漬でも作りたい、煮物でも作りたい、昔、年寄りって言うのは悪いけど、昆布巻きとか、そういった保存が効く、皆さん料理を食べてきていると思います。

そういった、販売の方法もいろいろ考えて、今の時代に合った、お魚センターの経営を目指す

ということについて、市長はどう思われますか。今後、来年、再来年、赤字を出さないためにはどうするかって、今出資者、水産商工課長からも説明がありました。そういう人なんかの、今、ずっと出てきている意見で、その意見も大切だと思うんですよ、やはりその赤字を絶対出さない、そこを、もう企業としての理念、理念というか目標だと思うんですけど、市長に一言お伺いいたします。

○前田祝成市長 今議員のほうから、御意見といえますか御指摘がございました。

市としての立場っていうのは、先ほどからお話ししているところでございます。

議員から今御質疑があったのは、お魚センターという法人の社長の立場として今後どのような形でということでの御質疑かと思えます。

今御提案のございました、例えば近海のものであるとか青物であるとか、カツオに限らず、本来、枕崎市の強みである漁港に近いところに立地しているお魚センターの強みである、そのような事業展開というものも十分必要であろうかというふうに思っております。

そのあたりについても、市としても支援していかないといけない部分もございますし、実際、法人としてもそういう新たな事業領域を開拓していくということも必要だと思います。そこについては、しっかりと取り組んでいければというふうに思うところです。

利益に関して申し上げますと、当然、この2年間の売上減というのが非常に厳しかったという状況がございますが、今後は当然、ポストコロナを見据えた新たな売上げというのを生んでいかなければいけないというふうに考えておりますので、その辺りはしっかりと、損益分岐点売上高が恐らく1億5,000万から6,000万のところにあると思っておりますので、そのあたりを今回、予算のほうにも計上させていただいております。

予算の実行に向けて、社員一同努力するというふうにしちちょっと今、言えないのかなというふうに思っておりますが、皆さん方からいろいろお声もお聞きして、お魚センターとしての強みをしっかりと発揮して、経営努力を続けてまいりたいというふうに思います。

○2番眞茅弘美議員 すいません最後に1点だけ、地場産業振興センターのEC支援事業が先ほどから出ておりますけども、こちらについて、これはインターネット販売で時代に合ったいい販売方法ということで、ちょっと私も開いてみたんですけどいい取組だと思っております。

これはたしか昨年6月の補正予算で上がってきた事業ですよ。

昨年度の売上げと本年度幾ら売上げを見込んでいるか、そして、最終的にどのくらいの売上げを見込んでいるかをお願いします。

○鮫島寿水文産商工課長 ECサイトのほうで注文、ほかにもファクスとかそういった売店以外の注文のところでもあります。大手ショッピングモール分の、個々の目標は月100万から200万ぐらいを目標にしていたんですが、6月補正をお願いしまして、新たなEC事業に取り組むということで、準備期間がありまして、実際に10月末からインターネット上にアップをしまして、実質11月から3月までだったんですが、楽天のみで750万程度の売上げがあったところです。

一月当たり100万を超えるという目標は達成したところです。

今年度におきまして、できれば、150万から200万程度の売上げを目標として、法人のほうで今後進めていくということで聞いております。

ちなみに今年度の状況を申し上げますと、父の日の取組ということで、このサイトで販促、プロモーションをかけたところ、非常に好評で、父の日の6月においては、1週間程度で数百万程度の売上げがあったということで聞いております。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和4年第4回定例会を閉会いたします。

午前11時41分 閉会

一般質問の要旨

令和4年 第4回定例会一般質問及び要旨

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
①禰占 通男	財政について	<p>1 新規事業が計画されているが財源はどうなるのか (地域電力推進事業・火之神地区土地取得事業・新クリーンセンター施設整備事業・ごみ処理中継施設整備について)</p> <p>2 地方債残高はどう推移するのか</p> <p>3 今後の臨時財政対策債はどのようになるのか (1) 償還はどうなるのか</p>	市長 副市長 課長
②眞茅 弘美	ごみの減量化について	<p>1 本年4月から収集曜日の変更や収集回数が減少している中での市民の反応は</p> <p>2 分別されていないごみや指定ごみ袋に入れずに収集場に出しているごみの対応は</p> <p>3 エコバッグ配布や生ごみ処理機購入助成の状況はどのようになっているのか</p> <p>4 令和6年9月からの新クリーンセンターの稼働に伴い、内鍋清掃センターは中継施設となると聞いているがどのような機能を果たすのか</p>	市長 副市長 課長
	市営住宅について	<p>1 市営住宅の総数と築後50年以上経過した市営住宅数は</p> <p>2 谷原団地の建て替えが計画されているが、解体、建設の際の住民の居住の確保についてどのような計画になっているのか</p> <p>3 火之神団地は12棟のうち9棟が段階的に用途廃止となっているが、残りの3棟を残す理由は何か</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③東 君子	原油価格・物価高騰等に対する支援策について	<p>4 今後の人口減少に伴う住宅需要の減少を考慮するとともに、高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保が重要だと思うが市長の見解は</p> <p>1 水産業、農業、運輸業、観光業など支援策はあるのか</p> <p>2 学校給食の材料仕入価格上昇が懸念されるが、学校給食費は値上げせず市が負担すべきと思うがどのように考えているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	防災対策について	<p>1 大規模な自然災害が来ることを想定し、市民の命を守るために、現在、取り組んでいることや今後の課題について</p> <p>2 災害に備え、必ず準備すべき防災グッズを市役所内の空きスペースに展示して市民への呼びかけを行ってはどうか</p> <p>3 小中学校の防災マニュアルの内容はどのようになっているのか</p> <p>4 「津波てんでんこ」と言われている防災標語を市全体で認識し、市民に広く伝える取組を行ってはどうか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	小中学校の校則について	<p>1 小中学校の校則の内容や必要性について</p> <p>2 枕崎の小中学校では、服装検査などをどのように行っているのか。また、その内容によって、いわゆるブラック校則と呼ばれるものに当てはまるものはないのか</p> <p>3 子供や保護者から校則についての意見・要望はあ</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	高齢者に優しいまちづくりについて	<p>るのか</p> <p>4 子供たちも参加して、新しい時代に合った校則づくりの話合いなどは行われているのか</p> <p>1 毎日の暮らしの中で、高齢者が市に求めていることとは何か。調査研究はなされているのか</p> <p>2 買物や散歩の途中など、休憩ができるベンチの設置を求める声を多く聞く。今後、ベンチの設置を計画する予定はあるのか</p> <p>3 市のタクシー運賃助成制度については、タクシーチケットを配付する年齢を引き下げ、金額の増額を求める声が強くなってきている。市長の率直な考えは</p>	市 長 副市長 課 長
④下竹 芳郎	第3回「枕崎国際芸術賞展」等の実施事業について	<p>1 9月11日から3年ぶりに第3回「枕崎国際芸術賞展」が開催されるが市長の意気込みは</p> <p>2 前回の評価や反省を踏まえた今回の新しい取組は</p> <p>3 令和4年度の施政方針の中に「街中アートストリート」を散策するイベントを開催」とあるが、どのような内容か</p>	市 長 副市長 課 長
	実社会に通用する教育について	<p>1 令和4年4月1日、成年年齢の引下げに伴い、実社会に必要な消費者教育の重要性が高まった。本市の小中学校において、どのような消費者教育が行われているのか</p> <p>2 郷土教育については、広報まくらぎき3月号にも詳しく紹介されている。中学校における職場体験学習は郷土教育の推進にもつながっていると考えるが、各学校ではどのような取組がなされているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>3 実社会においても生活においても「あいさつ」はとても大事なものである。ここ数年、本市の子供たちの「あいさつ」には感動する。これを伝統として続けるためにどのようなことが必要か</p> <p>4 世の中はデジタル化が進み、学校においても国の「GIGAスクール構想」により児童生徒1人1台タブレット端末が整備されている。タブレットの活用により、各学校ではどのような効果が現れているのか</p> <p>5 共生社会の実現という観点から、特別な支援を必要とする児童生徒とそうでない児童生徒が共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム」の構築が求められている。本市における「インクルーシブ教育システム」の現状と今後の方向性についてどのように考えているのか</p> <p>6 本市では地域の特色を生かした8校の小中学校があり、そのうち6校が小規模校に分類されている。一部の小規模校においては、子供たちが9年間、同一クラスで過ごすこととなるが、心配されることはないのか</p>	
⑤清水 和弘	枕崎・三島航路再開について	<p>1 枕崎・三島航路再開で本市への経済効果をどのように判断するか (1) 本市への交流人口増加が予想されるが、それに対する効果をどのように判断するのか</p>	市 長 副市長 課 長
	木質未利用材使用発電による本市への影響について	<p>1 発電施設が利用する原料の入荷先やメリット・デメリットについて</p> <p>2 木質未利用材使用発電による発電効率及びCO₂発生量状況について</p>	市 長 副市長 課 長
	本市への洋上	<p>1 県内で4月7日に開かれた鹿児島経済同友会主催</p>	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	風力発電設置について	<p>の洋上風力発電に関する講演会への本市住民の参加状況について</p> <p>2 地域経済の発展につながるため、本市就労人口が増える可能性がある。この点についてどのように判断するか</p> <p>3 岩戸から白沢海岸方面への浮体式洋上風力発電設置についてどのように考えるか</p> <p>4 白沢海岸方面は、政府の示す促進区域指定基準をクリアしていると考えているか</p> <p>5 今後、調査等を行う協議会等を設置する考えはないのか</p> <p>6 本市海岸方面への洋上風力発電設置によるメリット・デメリットについて</p>	副市長 課 長
⑥城森 史明	年少人口率について	<p>1 令和2年国勢調査において、本市の年少人口率は県下19市の中で2番目に少ない。平成27年国勢調査と比較した場合、南さつま市は0.3%増加しているが、本市は0.8%減少している。大きな危機感を感じるがこの原因は何か</p> <p>2 過去5年間の本市の出生率、出生数はどうなっているか</p> <p>3 過去5年間の男女の未婚率の状況はどうなっているか。また、未婚率と年少人口率との関連性についてどのように考えるか</p> <p>4 第2期枕崎市地方創生総合戦略の中に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」とあるが、現在の達成状況はどうなっているか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	観光拠点施設であるお魚センターの活性化について	<p>1 お魚センター・地場産業振興センター・かつお公社と3社の類似施設が存在する。本市の観光発展のためには3社の連携が不可欠であると思うが、お魚センターの役割・存在についてどのように考えているのか</p> <p>2 お魚センターにおけるふるさと納税返礼品の売上高はどのようになっているか</p> <p>3 本市が実施している稚内交流事業が10年になるが、経済交流として稚内市の物品販売を再開しないのか</p> <p>4 市民や地域に愛されるお魚センターのために、どのような事業実施を支援しているのか</p> <p>5 お魚センターは枕崎漁港の活性化や本市の観光拠点として非常に重要な施設である。議会においても改善策について議論し、当局も努力を重ねてきたにもかかわらず状況は進展しない。お魚センターの経営に指定管理者を導入することについて、社長である市長はどのような見解を持っているか</p>	市 長 副市長 課 長
⑦立石 幸徳	枕崎市新電力会社設立について	<p>1 本市新電力会社設立計画の市民への内容説明について</p> <p>2 電源調達や日本卸電力取引所の価格予測、電力需給バランス調整について</p> <p>3 大手電力会社や新電力会社の経営実態をどう認識しているのか</p> <p>4 本市新電力会社設立は凍結し、見直すべきではないのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑧沖園 強	ごみ処理について（コストと財源対策）	<p>1 （仮称）南薩地区新クリーンセンターの建設費と運営事業費の本市負担額は幾らになるのか</p> <p>2 本市ごみ中継施設の建設・整備費用は幾らか</p>	市 長 副市長 課 長
	新電力会社について	<p>1 枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン（案）について</p> <p>(1) 地域エネルギー社会活性化協議会のオブザーバーは、様々なリスクについて述べられている。さきの議会では本市が筆頭株主の第三セクターでの運営との考えが示された。リスクを抱えた事業を第三セクターでの運営は見直すべきであると考えるが市長の見解は</p>	市 長 副市長 課 長
	委託契約の在り方について	<p>1 枕崎市地域の魅力創出事業支援業務委託について</p> <p>(1) 6月1日参加受付締切りの公募型プロポーザルがホームページに掲載されたが、5月28日以降公募要領や仕様書などのページが開かないとの問合せがある。削除された理由は</p> <p>(2) 公募の趣旨に「当該土地の取得に向けて交渉中」とあった。交渉が不調に終わる可能性もある中での業務委託の公募であるが、過去に、交渉中の案件について公募した事例があったのか</p> <p>(3) 公募の仕様書によると、基本構想策定に資するワークショップの開催となっており、当該地の利活用を描くためのワーケーションを企画する公募に当たって、当該地周辺の公共用地・施設を含まない図面が付されていた。更地にならないと市民の意向、青写真は描けないと思うが、公募の時機についての見解は</p> <p>(4) 公募の方法は、総合評価方式やプロポーザル方式、コンペ方式などがあり、プロポーザル方式は設計案でなく設計者を評価するため選定の公平性や透明性が問題とされることがあり、受注できれば、受注者の大きな利益につながるともいわれて</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>いる。市民の声として、公募の公平性について疑問視する声があることを把握しているのか</p> <p>2 ふるさと納税返礼事業の委託体制の見直しについて</p> <p>(1) 本市のワンストップ特例申請は令和2年度から市内事業者との契約となっている。返礼事業の委託は、随意契約になっていると理解していいのか</p> <p>(2) 県内のほとんどの団体は市外事業者への委託や準公共的団体等との委託が多く、年度ごとにプロポーザル方式で公募している団体も複数ある。本市は、参加事業者である市内事業者が返礼事業の委託業者となっているため、不透明であるとの市民の指摘がある。仕様書の内容はどのようになっているのか</p> <p>(3) 南さつま市の委託先は観光協会に、指宿市の委託先は一般社団法人で事務所は市役所敷地内である。本市には公益財団法人の南薩地域地場産業振興センターがある。委託形態を見直す必要があると考えるが市長の見解は</p>	
	衛生管理組合の負担割合について	<p>1 南薩地区衛生管理組合の高橋地区の地域振興対策費の負担金割合について</p> <p>(1) 令和2年12月15日の協議会で協議されたとする組合議会での答弁の一方、令和2年12月25日の組合議会では、令和3年1月まで調整中であることが判明した。12月15日の協議会で負担方法を承認したとき、本市の対応はどうだったのか</p>	市 長 副市長 課 長
	財政規律の見解について	<p>1 ふるさと応援基金の活用の在り方について</p> <p>(1) 明らかに経常経費と区分される事業にふるさと応援基金を充当している。基金目的に照らしても逸脱していると考えますが、市長の見解は</p> <p>(2) ふるさと応援基金条例の運用規定が順守されていない。法治（条例）主義の行政においてあって</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑨豊留 榮子	コロナ禍における地方創生臨時交付金について	<p>はならないことであるが、市長の見解は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コロナ禍における原油価格・物価高騰など臨時交付金での支援対策をどのように取り組んでいくのか 2 臨時交付金を活用した事業について、困っている住民・事業者に行き渡るよう周知を徹底する必要があるのではないか 3 実施計画の締切りが7月29日となっているが、新たな支援策などの検討はされていないのか 	市 長 副市長 課 長
	水田活用の直接支払交付金について	<ol style="list-style-type: none"> 1 国は交付金制度において、令和4年度から8年度まで一度も水稲作付が行われない農地は令和9年度以降は交付金の対象としないとしているが、本市の見解は 	市 長 副市長 課 長
	成年年齢の引下げについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改定民法が今年4月から施行され、大人としての責任が一気に広がりかねない。どのように周知していくのか 2 2015年に18歳以上が選挙権を行使することとなり6年が経過したが、これからは親などの同意を得なくとも、高額商品の購入、ローンやクレジットカードの契約が可能となり自己決定権が拡大される。一方で未成年者取消権が適用されなくなり消費者被害の拡大が懸念される。18、19歳の若者を支援する政策が必要と思うが、どのように考えるか 	市 長 副市長 教育長 課 長
	ヤングケアラーについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヤングケアラーは家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供とされている。本市の状況など把握されているのか 	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		<p>2 家族のケアで困難にある子供が見えにくいとされる要因は家庭内の問題とみなされる風潮にあるが、子供を追い詰めることなく政府の支援はもとより、本市にできる支援を市長はどう考えるか</p>	

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 禰 占 通 男

枕崎市議会議員 下 竹 芳 郎